

神奈川県立平塚看護大学校

学校評価報告書

第1号



2020年3月

学校評価報告書刊行に寄せて

神奈川県立平塚看護大学校

校長 吉岡 幸

専修学校の学校評価は、平成 19 年の学校教育法及び同施行規則の改正により、自己評価の実施・結果の公表が義務とされると共に、学校関係者評価の実施・結果の公表については努力義務が課せられた経緯があります。この学校評価の目的は、教育の質保証と向上を目指すものです。そして、看護師を育成する本校にあっては、社会が求め期待する看護人材を育成していくために組織的・継続的に PDCA サイクルを活性化させ、創意工夫を重ねながら教育の水準を高め提供していくことが目的です。

本校は歴史を紡ぎ、開学後 48 年が経過しますが、平成 29 年 4 月には全国でも数少ない、そして神奈川県内初の 4 年制の看護師基礎教育を行う平塚看護大学校として新たなスタートをしています。本校の教育が目指すものは、“時代の変化に対応できる自律して看護師として働くことのできる人材”の育成です。昨今の社会情勢は、少子・高齢社会の到来の中、患者像は複雑化し、求められる医療提供体制は高度化しています。社会保障制度改革の推進の元、保健・医療・福祉における社会の担い手となる看護人材に期待されるものは、質・量ともに益々高まっているのが現状です。後藤新平氏の言葉に“財を残すは下、仕事(業)を残すは中、人を残すは上なり”というものがあります。いかに、人を育て残していくかの大切さに気づかされ、そして人材育成の奥深さを痛感させられると共に、今まさに「質」が問われていることを改めて自覚する次第です。

このような中、本校は 4 年制の看護師基礎教育を企画しスタートさせ、1 年 1 年を模索しながら歩んできたため、この間、体系的に学校評価を進めることができませんでした。しかし、教育期間 4 年の後半に入った今、目指す教育の実際を客観的、発展的な視点で評価していくことを必須と認識し、教職員が一丸となり、自己評価に取り組みました。評価については不十分な内容もあるとは思いますが、現状を正しく認識し、学校としての強み、更に改善を必要とする弱みを明らかにすることで、4 年制の看護師基礎教育を更に軌道に乗せ発展させていきたいと考えています。看護人材を育成するためには、組織力・教育力をもって教育の質を高めていくことが必要です。本校の学校評価の報告が、今後の看護師基礎教育の前進に向けた礎になることを願い、これからも学校運営に努めていきたいと存じます。

目次

学校評価報告書刊行に寄せて

I	教育理念・教育目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1.	法的整合性と独自性	1
2.	教育理念・教育目的の意義と周知	1
3.	看護専門職についての考え方	3
4.	看護教育についての考え方	3
5.	学習・教育観と学生観	4
6.	教育理念・教育目的の評価	5
II	教育目標・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1.	教育理念・教育目的との一貫性	6
2.	目標内容の側面と到達レベルの側面	6
3.	設定意図と明確性、実現可能性	7
4.	教育目標の評価	9
5.	継続教育との関連	9
III	教育課程経営・・・・・・・・・・・・・・・・	11
1.	教育課程経営者の活動	11
2.	教育課程編成の考え方とその具体的な構成	12
1)	カリキュラムの概念図	12
2)	教育課程の特色	13
3)	教育課程の考え方	14
4)	看護の主要概念の考え方	15
5)	科目の特徴	15
3.	教育内容の階層的関連性とその配分の考え方	17
4.	科目・単元構成	19
5.	教育計画	20
1)	単位履修の考え方	20
2)	科目の配列	21
6.	教育課程評価の体系	22
1)	単位認定の考え方	22
2)	評価の体系	23
7.	教員の教育・研究活動の充実	23

1) 教員の専門性を高める体制	23
2) 教員の相互研鑽を保障するシステム	25
3) 教員の自己研鑽を保障するシステム	26
8. 学生の看護実践体験の保障	26
1) 実習施設の選択と開拓	26
2) 実習目標到達のための実習施設との協力体制	27
3) 臨地実習指導者と教員の協働	28
4) 学生からケアを受ける対象者の権利の尊重	28
5) 臨地実習における安全対策	29
IV 教授・学習・評価過程	32
1. 人間を理解する領域	32
2. 関係を深める領域	32
3. 看護実践のための知を理解するための領域	33
1) 形態機能学Ⅰ～Ⅲ、看護につながる形態機能学	33
2) 病気のメカニズム、疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ～Ⅴ、薬理学	34
3) 基礎看護学（看護学原論、看護学概論、看護援助論Ⅰ・Ⅱ）	34
4) 精神看護学（Ⅰ～Ⅲ）	36
5) 発達看護論（Ⅰ～Ⅻ）	38
6) 健康段階別看護論（Ⅰ～Ⅴ）	39
7) 地域・在宅看護論（Ⅰ～Ⅲ）	41
4. 看護実践のための技を身につける領域	43
1) 基礎看護学（看護技術論Ⅰ～Ⅴ、看護援助論統合演習Ⅱ、看護の 対象と場を知る実習・理解する実習）	43
2) 精神看護学（こころを理解する実習）	45
3) 発達看護論（発達看護論実習Ⅰ～Ⅳ）	47
4) 健康段階別看護論（看護援助論統合演習Ⅰ、健康段階別看護 論実習Ⅰ～Ⅲ）	49
5) 地域・在宅看護論（地域・在宅看護論実習Ⅰ・Ⅱ）	50
5. 看護を創造し探求する領域	53
6. 連携・協働・推進を学ぶ領域	54
7. 専門職業人としての倫理観を深める領域	55
V 経営・管理過程	57
1. 設置者の意思・指針	57
2. 組織体制	57

1)	意思決定機関・意思決定システムの明確性	57
2)	組織の構成と教員職員任用の考え方	58
3)	教職員の資質向上についての考え方と対策	58
3.	財政基盤	59
4.	施設設備の整備	61
1)	整備の考え方と計画性	61
2)	看護学の発展や医療看護学のニーズ、学生層の変化に対する整備	61
3)	学生及び教職員のための福利厚生整備	63
5.	学生生活への支援	64
1)	学修継続への支援体制	64
2)	学習困難への支援体制	67
3)	社会的活動への支援体制	67
4)	卒業後の進路選択への支援体制	68
6.	養成所に対する情報提供	68
1)	教育活動に関する関係者への情報提供	68
2)	広報活動	68
7.	養成所の運営計画と将来構想	69
1)	年間の運営計画と評価	69
2)	短期計画	70
3)	中・長期計画	70
VI	入学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
1.	入学者の選抜の考え方と教育理念・教育目的との一貫性	71
1)	入学者の選抜の考え方	71
2)	指定校推薦入学試験・AO入学試験合格者に対する入学前教育	72
2.	選抜の公平性	73
3.	選抜方法の妥当性	73
4.	入学希望者開拓への取組み	75
VII	卒業・就職・進学・・・・・・・・・・・・・・・・	76
1.	進路選択の状況と教育理念・教育目的の整合性	76
2.	卒業時の看護実践能力および卒業後の活動状況の評価	76
VIII	地域社会・国際交流・・・・・・・・・・・・・・・・	77
1.	地域社会と交流するための体制	77
1)	地域社会への貢献とニーズの把握	77

2) 地域社会における資源の活用	77
2. 国際交流のための体制	78
1) 学生・教員の国際的視野を広げるためのシステム	78

I 教育理念·教育目的

I 教育理念・教育目的

1. 法的整合性と独自性

<現状の説明>

本校は看護師として必要な知識と技術を修得し、将来社会に貢献できる健康で教養豊かな人材を育成することを目的として昭和 47 年 4 月に「神奈川県立平塚高等看護学院」の名称で開校した。昭和 54 年 4 月に学校教育法に基づく専修学校となり「神奈川県立平塚看護専門学校」と改称した。平成 23 年に、神奈川県において「神奈川県 医療のグランドデザイン」を受け、「神奈川県における看護教育のあり方検討会」が発足した。平成 24 年 12 月に出された最終報告書に、県の取り組みについて①准看護師養成の早期停止と看護師養成への移行②就業看護師数の増加（看護課程の定員増を含む）③看護基礎教育における課題の整理および看護基礎教育の神奈川モデルの提示の 3 点が挙げられた。そこで、本校は、時代のニーズに即した高い看護実践能力をもち自律的に活動できる人材を養成する「看護基礎教育の神奈川モデル」の構築をめざし、平成 29 年 4 月に、修業年限を 4 年とした 3 年課程の専門学校として「神奈川県立平塚看護大学校」に改編した。

本校の教育のコンセプトは「看護師になる教育から看護師として働く教育への転換」であり、期待する卒業生像は、基本的な看護実践能力が身につく、新人看護師から地域・在宅で働くことのできる看護人材である。これを元に教育の特色として①ナイチンゲール看護思想、②確かな人間関係能力、③時代のニーズに即した看護実践能力の 3 つの柱を掲げた。4 年制教育を開始し、3 年目となり、学校の理念に基づいた教育内容の具現化とともに、常に次世代を見据えた看護基礎教育を追究している。

<点検・評価>

看護専門職の職能団体である公益社団法人日本看護協会も看護の質の向上のためには看護基礎教育の改革が不可欠とし、重点政策として「看護基礎教育の 4 年制化」を挙げている。本校は、平成 25 年度より 4 年制教育課程の検討を始め、保健師助産師看護師養成施設指定規則との整合性を確認した。また、学校運営に当たっては、関連法規を遵守している。「学生便覧」に本校の設立の趣旨・沿革を記載し、学則には設置における法的根拠を明示している。さらに「学校案内」「カリキュラムガイダンス」には、教育理念・教育目的を明記し周知している。

<将来の改善・改革に向けた方策>

4 年制教育課程の運営を開始し、令和 2 年度は 4 年目となり、令和 3 年 3 月に 1 期生の卒業を迎える。国家試験の合格率、卒業後の進路等を踏まえた評価を継続する。

2. 教育理念・教育目的の意義と周知

<現状の説明>

本校の教育理念・教育目的は次のとおりである。

教育理念

神奈川県立平塚看護大学校は、ナイチンゲール看護思想を基盤とし、相手の立場にたちあたたかなこころのこもった看護を大切にす教育を実践します。

経験をとおり、ありのままの自分を受け入れ、豊かな人間性を養い、人々との相互関係の中で成長しあ

って、質の高い看護が実践できる看護師を養成します。

さらに、保健・医療・福祉における幅広い視点から社会における看護の役割を考え、時代のニーズに即した看護実践能力が身につく教育を目指します。

教育目的

本校は、学校教育法及び保健師助産師看護師法に基づき、看護師として必要な知識及び技術を修得し、ナイチンゲール看護思想に基づく看護を実践でき、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

1) 教育理念・教育目的の意義

フローレンス・ナイチンゲールは、その著書である「看護覚え書」の中で、看護の独自性と「看護の原理」を提唱している。本校は、日本が遭遇している少子超高齢社会の激動の中で、この看護の原理を学ぶことが、看護の発展につながると考えた。

また、フローレンス・ナイチンゲールは、看護を実践するために「理性的な関心」「こころのこもった関心」「技術的な関心」の「三重の関心」があるとしている。人との関わりの経験を通して自己理解・他者理解を深めながら確かな人間関係能力を養い「こころのこもった関心」を培っていきたいと考えた。

さらに、少子超高齢社会や医療提供体制の変化等に伴い看護師の役割はますます拡大している。人の生活を整える看護実践能力を養い、病院のみならず地域・在宅も視野に入れた教育を実践している。

2) 教育理念・教育目的の周知

本校の教育の考え方について「カリキュラムガイダンス」に「教育課程構築に関する考え方」として具体的に明記している。また、入学時には保護者説明会や入学生オリエンテーションにおいて「学生便覧」「カリキュラムガイダンス」「臨地実習ガイダンス」を用いて教育課程の概念図、学習進度、カリキュラムマップ等を用いて説明をしている。さらに、臨地実習先では、実習調整や実習説明会時に看護管理者や指導者に対して説明を行っている。入学後は、各年次のオリエンテーションや実習オリエンテーションなどのたびに、繰り返し学生への説明を行っている。

新採用の教員については、教育理念や教育目的、カリキュラムや学生状況について入職時にオリエンテーションを実施している。また各専任教員は、授業デザインなどそれぞれの教育活動の中で教育理念や教育目的を軸にした展開をしている。

さらに学校説明会やオープンキャンパスでは、本校の設置の目的や教育理念を具体的に説明するとともに「学校案内」に記載し広報をしている。

<点検・評価>

「ナイチンゲール看護思想」を基盤とした教育理念・目的を明確に提示するとともに、様々な方法で可視化している。また、あらゆる機会において、学生・保護者、外来講師や実習施設、高校生等に説明している。

<将来の改善・改革に向けた方策>

教育理念・教育目的について繰り返し説明し周知することは、学生の学習活動に不可欠である。また、

本校の教育の特色を広報する上でも重要である。今後もわかりやすく説明をしていく必要がある。

3. 看護専門職についての考え方

<現状の説明>

本校は、「本校がめざす看護」について「カリキュラムガイダンス」の中で次のように明示している。

- 1) 看護とは、病気を看るのではなく人を看るという考えのもと、ナイチンゲール看護思想に基づき「生命力の消耗を最小限にし、その人の持てる力が最大限に発揮できるようにしながら、生活の自立をその質の向上が図れるように生活を整える」ことととらえています。
- 2) 看護とは、生命の尊厳と倫理観に基づく人間愛を基盤として、常に人間対人間のこころのふれあいから共に成長しあう相互作用によって成り立っているととらえています。

さらに、看護専門職として必要な能力を「人間関係能力」「看護実践能力」「看護観」「チームで働く力」「自ら考え学び続ける力」ととらえ、「卒業時に期待する学生像」として掲げている。

これらは、教育課程において授業・実習のねらいとして、その考え方や態度を理解し身に着けることができるようにしている。

<点検・評価>

本校の看護の主要概念は、ナイチンゲール看護思想を基盤に定義している。その内容は、教育理念や本校がめざす看護、教育目的と整合性がある。さらに、教育の結果としての看護専門職像を「卒業生像」として明確にしている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

4年制の教育課程を実施し、卒業生を輩出するまでにどのように成長しているのか、看護専門職に求められる能力を客観的に評価する必要がある。現段階では、開講3年目であり、4年制カリキュラムを修了した学生はいない。

4. 看護教育についての考え方

<現状の説明>

本校は神奈川県立の看護専門学校として、県内に有能な看護師を輩出する使命がある。特に、時代のニーズに即した看護実践能力を育成のために、学内にスキルラボを整備し、より臨床に近い状況でのシミュレーション教育を繰り返し行い、着実に科学的根拠となる知識・技術が身につくように学習計画を立案している。さらに、論理学・教育学・ナラティブなどを段階的に学習し、内省から気づく授業や論理的思考が身につく授業をとおして、看護実践能力が向上する教育を目指して実施している。

また、地域社会の人々、実習施設の指導者、近隣の看護大学や看護学校の教員を対象として「公開講座」を実施している。また「教員研修」においても近隣の看護学校の教員へ開催の案内をし、学びを共有する機会としている。

さらに、地域における専門学校の役割を担うべく、平塚市富士見公民館主催の「母子教育学級」、市内の中学校の「上級学校訪問」などを協力し開催している。

本校は、地域・在宅において活躍できる看護師の育成を大切にし「地域密着健康教育」や地域・在宅看護論実習など地域の中で地域と連携しながら教育活動を行っている。

<点検・評価>

本校は、神奈川県立の専門学校としての使命を持ち、神奈川県内に多くの卒業生を輩出してきてきた歴史を持つ。そして、どのような人材を育成したいのかは明確に示されている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

次年度は4年制の教育課程の4年目を迎え、初めての卒業生を輩出する。卒業時の動向を踏まえて点検・評価をしていく必要がある。また、「看護大学校」として、地域との連携を強化しているが、その教育内容や社会貢献を含めた評価が必要である。

5. 学習・教育観と学生観

<現状の説明>

平成29年の4年制教育の開始に伴い、入学選抜試験を「指定校推薦入学試験」「AO入学試験」「一般入学試験」の3本とした。結果、社会人経験者の入学者は減少した。学生の特徴としては、意欲的に学習に取り組む学生と学習の習慣がついていない学生の2極化が認められる。また、生活背景も様々であり、アルバイトをしながら学業を継続している学生も少なくない。そこで、本校では、担任制をとり、個々の学生の背景を理解した上でサポートができるようにしている。また、1年次の授業においては40名のクラス別授業を基本とし、きめ細やかな指導ができる体制を取っている。さらに、それぞれが自分を理解し、目標に向かって進む経過を大切にできるようにポートフォリオを活用している。

教育理念・教育目標を具現化すべく、スキルラボ教室の新設、情報処理室やコミュニティルームの整備など本館の改修工事が行われた。看護教員は保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り配置されている。4年制教育を実施するに当たり、専任教員（看護科長・長期研修者を含む）は平成29年度23名、平成31年度26名が配置されている。

<点検・評価>

学習者である学生の捉え方については、入学時の学生の背景を記載したデータで管理されている。さらに、学生の学びを支援するために環境については、教員確保状況の文書や本館改修に係る文書等により明示されている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

物的環境の整備は進んだが、実際の活用とその効果についての評価が必要である。さらに教員の人数は当初予定配置より少ない状況があるが、数的な評価だけでなく、個々の教員の背景や教育力の向上についても評価をしていく必要がある。

6. 教育理念・教育目的の評価

<現状の説明>

教育理念・教育目的の評価として、各科目の「授業評価」（「実習評価」含む）については、平成14年3月の専修学校設置基準の改正による自己点検・自己評価の努力義務化に伴い、平成15年度より科目の終了時に授業評価を行っている。また、新たな教育理念・教育目的に添って評価項目を変更し実施している。

4年制カリキュラムになり、卒業生像である「人間関係能力」「看護実践能力」「看護観」「チームで働く力」「自ら考え学び続ける力」の5つの視点に沿い各年次の到達目標を定めているが、平成29年度、平成30年度はその評価をしていない。また、技術経験録についても年次ごとの集計を現在は実施していない。

<点検・評価>

- ① その都度、教育理念・目的の点検を行いながら進めている。
- ② 卒業時の学生の到達度を示しているがその評価には至っていない。

<将来の改善・改革に向けた方策>

学生の看護技術経験録の分析やカリキュラムの年次目標評価については令和元年度より実施し、客観的な評価の指標としていく。また、授業評価をカリキュラム評価として発展させていくために、カリキュラム委員会の中でカリキュラム評価を定着させていく必要がある。

II 教育目標

II 教育目標

1. 教育理念・教育目的との一貫性

<現状の説明>

本校の教育理念はナイチンゲール看護思想を基盤としている。そこで「人間関係能力」「看護実践能力」「看護の探求」「連携・協働・推進」「専門職業人としての倫理観」「豊かな人間性」の6つの概念を抽出し、教育課程を構築し、以下のように教育目標を設定した。

教育目標

1. 人と関わる経験をとおして、自己理解・他者理解をしていくことで、深く人間を理解し、豊かな人間関係能力を養う。
2. 生命の尊厳と倫理観に基づく人間愛を基盤として、こころのふれあう看護実践能力を養う。
3. 対象の生活の自立と生活の質の向上が図れるように、生活を整える看護実践能力を養う。
4. 保健・医療・福祉における看護の役割を理解し、多職種と連携・協働し、地域・在宅においても看護実践を推進できる能力を養う。
5. 専門職業人としての倫理観をもち、自ら学び行動することで、広い視野を持ち、看護であることないことを探求し続ける能力を養う。

<点検・評価>

本校の教育目標は、教育理念や教育目的を達成するために必要な教育内容を反映している。それは、カリキュラムガイダンスにおいて、教育課程構築に関する考え方においても明示されている。また、7領域それぞれの目標を設定し、科目目標や単元目標に繋がる階層的な構想となっている。さらに各科目の授業内容は、教育会議において科目のねらいや目標、授業の進め方など細部にわたり協議し決定をしている。よって、教育理念・教育目的の一貫性は保証されていると言える。

<将来の改善・改革に向けた方策>

平成29年度より開始した教育課程であり、授業評価・カリキュラム評価を実施し教育目標の到達度を評価し、教育理念・教育目的との一貫性についても評価をしていく必要がある。

2. 目標内容の側面と到達レベルの側面

<現状の説明>

4年制カリキュラムでは、入学時からカリキュラムガイダンスに学年ごとの到達目標を可視化している。ナイチンゲールの看護思想に基づいて、「看護であることを考え続け実践できる力」と「人間を理解する力・豊かな人間関係力」を学ぶことができるように教職員間で一致させながら取り組んでいる。

<点検・評価>

カリキュラムガイダンスに、教育課程構築に関する考え方として、その特色および教育課程の基本的な考え方について明示している。これは、教育目標の設定意図を明確にすることであり、学生の学習の指針であり教育に当たる教員にとっても教育活動の指針となっている。教育目標は、この内容とも整合性があ

り具体的行動や思考の特徴が分かりやすく記載されている。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

学生の教育活動の指針となっているのかについては、カリキュラム評価や学年目標の到達度を評価していく必要がある。また、教育活動の指針となり得ているのかについては、4年制カリキュラムの各学年の評価が学生観にも繋がってくるため、年次ごとの評価と関連させて点検をしていく必要がある。また、授業設計の段階から、教育理念・教育目的・教育目標、領域の目標、科目の目標を基本とした設計を実施し、その内容の検証をしていく必要がある。

3. 設定意図と明確性、実現可能性

＜現状の説明＞

「人間関係能力」「看護実践能力」「看護観」「チームで働く力」「自ら学び考え続ける力」の5つの力を卒業時に期待する学生像とした。そして、各年次の学びの特徴を次のように明記している。(表1参照)

1年次：土台を作る

看護職に成長するために必要な基盤となる科目を学び、自分自身の土台をつくる。

2年次：使ってみる

1年次で学んだ土台となる知識を実際に活用し学びを深める。

3年次：繰り返し使う

臨地実習での経験をさらに振り返り、看護であること、看護でないことを学びの経験を通して考え、知識・技術・態度・能力を発展させる。

4年次：定着・継続させる

学びの集大成として、看護であること、看護でないことを考え続け、知識・技術・態度・能力を定着させるとともに継続を目指す。

さらに、5つの力についても、その項目ごとに、年次の到達目標を設定している。

＜点検・評価＞

本校では、各年次の到達目標やカリキュラムマップでどのような内容をどのようなレベルまで到達させるかの指標を設け明示している。さらに、科目間のつながりについても日常生活行動を中心に1年次から4年次までどのように学ばせるのかを検討している。しかし、到達レベルの評価には至っていない。

目標内容については、看護実践者としての能力の育成と専門職としての生涯学習の視点から自律した学習者としての能力の育成などの内容は網羅されており、教育環境も整備されている。また、継続教育との関連については、新人看護師教育との連動が図れるようにユニフィケーションシステムを活用した取り組みができています。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

具体的な目標や到達レベルの提示をしているが、その評価には至っていない。授業評価、カリキュラム評価を繰り返し実施し改善に向けた取り組みを継続していく必要がある。

表1 各年次の到達目標

学びの特徴	教育目標					
	卒業生像 5つの花びら	人間関係能力	看護実践能力	看護観	チームで働く力	自ら学び考え続ける
<p>1. 人と関わる経験をとおり、自己理解・他者理解をしていくことで、深く人間を理解し、豊かな人間関係能力を養う。</p> <p>2. 生命の尊厳と倫理観に基づく人間愛を基盤として、こころのふれあう看護実践能力を養う。</p> <p>3. 対象の生活の自立と生活の質の向上を図れるように、生活を整える看護実践能力を養う。</p> <p>4. 保健・医療・福祉における看護の役割を理解し、多職種と連携・協働し、地域・在宅においても看護実践を推進できる能力を養う。</p> <p>5. 専門職業人としての倫理観をもち、自ら学び行動することで、広い視野を持ち、看護であることないことを探求し続ける能力を養う。</p>						
<p>定着・継続させる</p> <p>●学びの集大成として、看護であること、看護でないことを考え続け、知識・技術・態度・能力を定着させるとともに継続を目指す。</p>	4年次	<p>花が咲く</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●自己洞察を深め、他者との関係をより良い関係に発展できる ●さまざまな対象の立場に立って自ら関わり、積極的に援助的人間関係を築ける ●状況に応じ自己の役割を理解し行動できる ●他者との相互関係を通し自分自身も成長できる 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象の生命力の消耗を最小にし生活の自立とその質の向上を図れるよう生活過程を整える看護ができる ●対象の状況に合わせて臨床判断でき、援助を選択し実施できる ●複合的な状況をアセスメントできる ●臨床判断に基づき計画立案、実施、評価、修正を繰り返し看護を実践できる ●計画した看護を自ら周囲の人々に指導・助言・協力を得ながら実践できる 	<ul style="list-style-type: none"> ●論理的思考力を用いて、自己の看護観を他者に表現できる ●看護であること看護でないことについて自ら問いをたて考え続ける ●ナラティブで確かめられたことを活用し実践できる 	<ul style="list-style-type: none"> ●ケアの質を高めるために、どのように多職種等と連携・協働すればよいのか考え、行動することができる ●組織として医療安全を考えることができる ●生活を営むための社会保障制度を理解できる ●看護に関する制度、政策を理解し、経済的視点、社会的視点で看護を考えることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●専門職業人を目指す者として自律して責任のある行動を継続する ●生命倫理の4原則を理解し、倫理的視点で考えることができる ●社会の変化や動向に関心を寄せながら、自律的に考え、判断し、行動する姿勢を継続することができる
<p>繰り返し使う</p> <p>●臨地実習での経験をさらに振り返り、看護であること看護でないことを学びの経験を通して考え、知識・技術・態度・能力を発展させる。</p>	3年次	<p>蕾が育つ</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●自分も相手も尊重しながら自己理解、他者理解を深める ●自己の思考・行動に気づき、他者への影響を考えられる ●人の認識のありよう行動の関連を理解する ●さまざまな人の立場に立って考え援助的人間関係が築ける ●様々な集団の中で、メンバーシップ、リーダーシップ、パートナーシップを発揮できる ●生命を尊重し倫理観に基づき行動できる 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象の生命力の消耗を最小にし、自然治癒力が発動しやすいよう生活過程を整える看護ができる ●さまざまな状態・療養の場にある対象のアセスメント、計画立案、実施、評価ができる ●実施したことを適切に報告・連絡・相談できる ●生活を営む人を支える社会資源の活用を理解できる 	<ul style="list-style-type: none"> ●論理的思考の4つの考え方（時間軸、因果関係、対比、上り下り）を用いて、意見交換できる ●幅広い視野で看護であることないことをこだわって考える ●内省し考えたことを活用できる ●看護における研究の意義を理解できる ●文献を批判的に吟味し活用できる 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健・医療・福祉および社会におけるさまざまな職種の専門性を理解し、互いの力を発揮しあうための多職種連携が理解できる ●多職種連携におけるパートナーシップを理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ●専門職業人を目指すものとして自律して責任のある行動がとれる ●社会の変化や動向に関心を寄せながら、自律的に考え、判断し、行動することができる ●自己のキャリア開発を考えることができる
<p>使ってみる</p> <p>●1年次で学んだ土台となる知識を実際に活用し学びを深める。</p>	2年次	<p>芽が出て双葉が育つ</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●自己のありよう気づき、他者に表現できる ●ありのままの自分を肯定する ●他者の多様性を理解する ●アサーティブにコミュニケーションできる ●相手の立場に立って考え関わる ●メンバーシップ、リーダーシップが発揮できる ●生命を尊重し倫理観に基づいた姿勢を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康障害による生命力の消耗を最小にするよう生活過程を整える看護援助ができる ●日常生活を営む人の健康障害が理解できる ●生活を営む人の多様性を理解できる ●観察した事実をつなぎ合わせ、対象の心身に起きていることをアセスメントできる ●アセスメントに基づき計画立案、実施、評価する ●実体験からケアリングについて考えることができる ●観察した事実を報告し相談できる 	<ul style="list-style-type: none"> ●論理的思考の4つの考え方（時間軸、因果関係、対比、上り下り）を用いて、自分の考えを表現できる ●看護であることないことをこだわって考える ●内省し考えたことを表現できる 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健・医療・福祉における看護の役割について理解し、連携・協働について考えることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●専門職業人を目指す者としての自覚を持ち、責任のある行動がとれる ●自己の役割や目標を意識し、主体的に学習することができる ●社会におけるさまざまな規範の根拠について考えることができる ●情報を適切に活用できる
<p>土台をつくる</p> <p>●看護職に成長するために必要な基盤となる科目を学び、自分自身の土台をつくる。</p>	1年次	<p>耕す</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●人間関係の基本を理解する ●ありのままの自分を見つめる ●自分という存在に気づく ●聴く、伝える、受けとめることができる ●相手の立場に立って考える ●人権の尊重、生命の尊厳について学び倫理観を培う 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活を営む人の生活過程を整える看護援助ができる ●身体のしくみがわかる ●フィジカルアセスメントができる ●看護過程の基礎を理解する ●看護の対象となる人を知る ●観察した事実を報告できる 	<ul style="list-style-type: none"> ●論理的思考の4つの考え方（時間軸、因果関係、対比、上り下り）がわかる ●ナラティブ（経験を語り合い振り返ることで自分を見つめ自ら気づきを発見する）の基礎を理解する ●自分と他者の考えがわかる ●看護であること看護でないことを考える 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健・医療・福祉における看護の役割について知る 	<ul style="list-style-type: none"> ●専門職業人としての看護師の役割と責任を知る ●看護職の倫理綱領を理解する ●周囲の人や物事に関心をもち、看護学生として自己学習する姿勢を身につける

看護であることを考え続け実践できる力

人間を理解する力・豊かな人間関係力

4. 教育目標の評価

<現状の説明>

4年制の教育課程となり、各授業科目の評価については、「講義 終了後アンケート」として実施し集計・分析をしている。また、実習についても実習毎のアンケートによる評価をしている。評価の内容は、授業方法や内容、さらに「人間関係能力」「看護実践能力」「看護観」「チームで働く力」「自ら考え学び続ける力」の視点で評価をしている。

また、授業科目の学修評価は、教育会議（成績会議・単位認定会議）において、修得状況を把握することができている。このことにより、より授業内容及び実習指導の工夫ができるよう努力している。

<点検・評価>

科目ごとの授業評価および実習評価は実施しており、その評価をもとに教育内容の見直しや方法の変更はできている。また、教育会議において学習の修得状況の把握と評価し教育活動に活かすことはできているが、各年次の目標についての客観的な評価はできていない。

<将来の改善・改革に向けた方策>

各年次の到達目標について評価をする必要がある。また、看護技術経験録集計と分析を継続し4年制の初めての卒業生を輩出する際には、卒業時の看護実践能力の到達状況についても客観的な指標をもとに点検をしていく。また、今後は、国家試験の合格状況、就職後の就労状況、卒業生の看護実践能力の評価や、認定看護師等の資格取得状況や大学院への入学など進路についてもデータを取得し評価をしていく必要がある。

5. 継続教育との関連

<現状の説明>

卒業時に期待する学生像をなでしこの花で表現し、「人間関係能力」「看護実践能力」「看護観」「チームで働く力」「自ら考え学び続ける力」の5つの力が身につくことを目指した教育を実践している。これは、本校を卒業した後も、自ら、保健・医療・福祉における幅広い視点から看護の役割を考え続けられる看護師であること、看護の普遍的な役割を基盤に、時代のニーズに即した看護実践能力を追求できる看護師であることを期待したものである。

また、本校は平成16年度より、ユニフィケーションシステムを導入している。4年制の教育課程となっても、実習病院において新人看護師の教育プログラムに参加し、基礎教育から新人教育に向けた継続的な教育について検討し協働できるように活動をしている。また、実習病院の看護師が、学生の状況を含む基礎教育を理解し、実習だけでなく卒業後の教育プログラムに活かすという目的を持ってユニフィケーション看護師として活動をしている。

<点検・評価>

本校の教育課程は継続教育との関連について検討された内容と言える。また、主たる実習病院においてユニフィケーション活動を継続しており、看護基礎教育と卒後教育の一貫性が図れるように活動している。4年制教育課程における卒業生を輩出しておらず、継続教育との関連についての評価には至っていない。

い。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

3年制教育課程における卒業生の90%は、病院への就職であった。本校は、新人看護師であっても、訪問看護ステーション等の地域・在宅において活躍できる看護師の育成を目指している。今後、活動の場の広がりの中での継続教育のあり方について病院や施設等との連携を深めて検討し、改善する必要がある。

Ⅲ 教育課程經營

III 教育課程経営

1. 教育課程経営者の活動

<現状の説明>

本校の教育課程の運営は、教育理念・教育目標に沿った健全な学校運営を推進するための運営会議、学校行事や入試等の学校運営を円滑に推進していくための職員会議、教育活動を円滑に進めていくための教育会議・科内会議・講師会議、さらに教育課程を推進していくための業務を委員会組織で構成している。

教育課程の活動については、看護科長の次に授業・臨地実習を円滑に遂行するために教務調整、実習調整に関する担当者を配置している。科目は、7つの領域で構成され、『人間を理解する領域』『関係を深める領域』は外部講師、『看護実践のための知を身につける領域』『看護実践のための技を身につける領域』『看護を創造し探求する領域』『連携・協働・推進を学ぶ領域』『専門職業人としての倫理観を深める領域』は外部講師及び校内教員が教授している。

校内教員の構成は、本校独自のカリキュラムである基礎看護学（10名）、精神看護学（2名）、地域・在宅看護論（3名）、発達看護論（6名）、健康段階別看護論（5名）の5つをそれぞれ担当している。当カリキュラムは、指定規則に定められる専門分野（基礎看護学・成人看護学・老年看護学・小児看護学・母性看護学・精神看護学・在宅看護論）を網羅している。これらの各領域で構成するリーダー会議を行い、カリキュラムマネジメントの視点から、科目間の横断的な連携を強化している。

クラス運営については、学年担任（1学年3名）を配置し、教育課程に示している年次目標に向かってクラス運営にあたっている。担任は、学生状況を学習面、生活面、健康面を継続的に把握し、定期的な面接を行い、個々の学生の成長に大きくかかわっている。

これらの様々な活動の計画・実施・評価については、教育会議または職員会議で教職員が合意しながら進めている。講義・臨地実習の終了時には、学生からの授業評価を行い、教育理念・目的が達成したかの視点で点検し報告書を作成している。

運営会議

月2回第1・3火曜日を定例日としている。校長、次長（管理課長）、看護科長、管理課副主幹、をもって構成している。会議の進行等の総括は次長であり、運営会議の審議事項は、学則諸規程等の制定及び改廃に関する事、教育方針に関する事、組織運営及び予算に関する事、施設及び設備に関する事が主なものである。

職員会議

月1回第1水曜日を定例日としている。全教職員をもって構成している。会議の進行等の総括は次長であり、職員会議での審議事項は、式典関係、入試委員会、学校見学会等が主なものである。

教育会議

月1回第1水曜日を定例日としている。校長、次長、看護科長、全教員で構成している。会議の進行等の総括は看護科長であり、審議事項は教育内容に関する事、学生の指導に関する事、学生の成績、卒業認定及び修了に関する事、学生の健康管理に関する事が主なものである。

科内会議

月2回第1・3水曜日を定例日としている。看護科長、全教員で構成しており、会議進行等の総括は看護科長である。審議事項は、看護科業務に関する事、カリキュラムに関する事、学生の教育に関する事が主なものである。

講師会議

年1回3月を定例としており、校長、次長、看護科長、全教員と外部講師、実習施設の教育担当者、実習指導者で構成している。会議の進行等の総括は看護科長である。教育課程についての評価及び今後の在り方等について共有、意見交換を行っている。

カリキュラム委員会

委員長及び委員は、看護科職員のうちから校長が任命し、委員長が必要に応じ招集している。検討事項は、カリキュラムガイダンスに関する事、カリキュラム全体の運営・評価に関する事である。

<点検・評価>

教育課程を編成、運営する組織は規程に基づき明確になっており、教育課程に関する内容の検討等は十分検討を重ねながら実施し、その結果を次に活かすことができている。科内会議については、実習スケジュールに応じて変更しているが、必要事項をタイムリーに検討できている。

近年、学生の背景の多様化、学習低迷者や生活面の支援も継続的に必要な学生もいる。そのため、教育課程の運営にあたっては、これまで以上に個別の対応が求められることが必須となり、今後の支援の新たな戦略が求められる。

<将来の改善・改革に向けた方策>

今後もカリキュラムを実施するにあたり、教育課程の実施・評価を継続して丁寧に行っていく必要がある。また、多様化する学生像を踏まえ、時代に即した教育方法を工夫していく必要がある。

2. 教育課程編成の考え方とその具体的な構成

<現状の説明>

1) カリキュラムの概念図

この概念図は、学生が成長する学びの姿を、成長を支える栄養豊かな土壌、その土壌から水と栄養をたっぷりと蓄え、しっかりと根をはり大輪のなでしこの花を咲かせる「なでしこの花の姿」で表現した。

成長を支える土壌は、本校独自の7つの領域である、「人間を理解する領域」「関係を深める領域」「看護実践のための知を身につける領域」「看護実践のための技を身につける領域」「看護を創造し探求する領域」「連携・協働・推進を学ぶ領域」「専門職業人としての倫理観を深める領域」である。これらの7



図1 教育課程の概念図

つの領域が栄養となり、豊かな土壌を耕し、さらに、人との関わりの経験をとおして、芽吹き、双葉から蕾、そして大輪の「なでしこの花」を咲かせる姿を表現している。これらの学習により、“看護であるものと看護でないものを見分ける眼”を持ち、自分自身の看護観を育みながら、ジェネラリストとして自律した看護師の育成につながっていく。

2) 教育課程の特色

看護とは、病気を看るのではなく人を看るというナイチンゲール思想に基づき、生命の尊厳と倫理観に基づいた人間対人間のこころのふれあいから共に成長しあう相互作用によって成り立っていると捉えている。住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムにおいて未来に活躍する“看護師として働ける看護師”の育成を目指して、1. ナイチンゲール看護思想、2. 確かな人間関係能力、3. 時代のニーズに即した看護実践能力の育成を教育の特色としている。

(1) ナイチンゲール看護思想を基盤とした教育を実践します

フローレンス・ナイチンゲールは、その著書である「看護覚え書」の中で、看護には医学とは異なる独自の働きがあると看護の専門性を示し、時代が変わっても、国や場所が異なっても、そこに人の生活がある限り決して変わらない「看護の原理」を提唱しています。

本校は、日本が遭遇している少子超高齢社会の激動の中で、この看護の原理を学ぶことが、看護の発展に繋がると考えました。“看護であるものと看護でないものを見分ける眼”を養い、今後さらに看護師の役割期待がされる中で、ナイチンゲール看護思想に示される専門職業人としての人間観を養い、看護実践の基礎力がしっかり身につく自律型看護教育を目指します。

(2) 確かな人間関係能力を養います

看護を実践するためには、フローレンス・ナイチンゲールは、「三重の関心」があると提唱しています。1つめは、科学的根拠と豊かな創造性に基づくケアを実践するための「事例に関する理性的な関心」、2つめは、対象となる人々をかけがえのない一人の人として慈しみ相手の立場にたったあたたかなこころとこころが通い合うなかで生まれるケアのための「(もっと強い)こころのこもった関心」、3つめは、生命力の消耗を最小にし持てる力を最大限に発揮できるように生活に働きかけるための「技術的(実践的)な関心」です。これらが融合されたところに質の高い看護実践能力が養われると考えています。

「(もっと強い)こころのこもった関心」を養うために、人間関係論の宿泊体験 授業、論理学、教育学、ナラティブ等の授業をとおし、<立場を換えて、感じ考え行動できる力><聴く力><受けとめ考える力><表現する力><論理的に思考する力>等を養い、人との関わりの経験をとおして自己理解・他者理解を深めながら確かな人間関係能力を養う教育を目指します。

(3) 時代のニーズに即した看護実践能力を養います

少子超高齢社会や医療提供体制の変化等に伴い、看護師の役割拡大はさらに期待されています。人の生活を整える看護実践能力を養い、病院のみならず地域・在宅も視野に入れた教育を目指します。

具体的には、修業年限の延伸により、標準的な教育内容にとられない教育課程とし、学内にスキルラボを整備し、より臨床に近い状況でのシミュレーション教育を繰り返し行い、着実に科学的根拠となる知識・技術が身につく学習を積み重ねます。

さらに、論理学・教育学・ナラティブを段階的に学習し、内省から自ら気づく授業や論理的思考力が身に付く授業をとおして、看護実践能力が向上する教育を目指します。

3) 教育課程の考え方

人間を理解する領域	人間を理解する領域では、看護の主要概念である「人間」を理解するために、人がどのような存在であるかについて、論理的思考力を培いながら幅広く学び「人は一人ひとりがかげがえのない存在であり、環境と相互に作用しながら成長・発達する存在である」ことを理解できるよう構成した。
関係を深める領域	教育課程の特色でもある確かな人間性を養うために、看護の対象となる人との幅広いコミュニケーションのあり方を学ぶとともに感性を磨き、自己を理解し他者を理解していくことで、深く人を理解し相手の立場にたち関係を築くことができる人間関係能力を高めることができるよう構成した。
看護実践のための知を理解する領域	ナイチンゲール看護思想を基盤とし、対象を全人的にとらえこころとこころを通わせながら、生命力の消耗を最小限にし、持てる力が最大限に発揮できるように科学的根拠と豊かな創造性に基づき、対象の個別性に応じて生活に働きかけ安全に看護を実践するための知を学ぶことができるよう構成した。
看護実践のための技を身につける領域	時代のニーズに即した人の生活を整える看護実践能力を養うために、対象を全人的にとらえこころとこころを通わせながら、生命力の消耗を最小限にし、持てる力が最大限に発揮できるように科学的根拠と豊かな創造性に基づき、対象の個別性に応じて生活に働きかけ安全に看護を実践するための、人に向き合う姿勢と技を学べるよう構成した。また、臨地実習では、人に向き合う姿勢・知・技を統合し、看護を実践する力を養う領域としている。
看護を創造し探求する領域	ナラティブ、ケアリング、研究方法の概念を学び、経験を通して看護の意味づけを行うことで、“看護であるものと看護でないものを見分ける眼”を養い、自己の看護観を追究していく力を養う構成としている。
連携・協働・推進を学ぶ領域	地域で働ける看護師を育成するために、多職種との連携・協働について学び、対象中心のケアをめざして、実践の場における多職種連携の中で看護の役割を明確にできることが重要であり、保健・医療・福祉のそれぞれの専門性を活用しケアの実践をマネジメントできる力を養う構成としている。
専門職業人としての倫理観を深める領域	人間の尊厳を守り倫理観を高め専門職業人としての倫理的な判断をするための基礎的能力を養う構成としている。

4) 看護の主要概念の考え方

用語		定義
看護の主要概念	人間	<p>人間は、身体的・心理的・社会的・スピリチュアルな側面をもつ統合体である。</p> <p>人間は、一人ひとりがかけがえのない存在であり、共生しあい環境と相互に作用しながら成長・発達しつづけている。</p> <p>人間は、自然治癒力をもち、生命を営んでいる。生命の営みは、一人ひとりが持つ認識のありようによって変化し、生活に影響する。また認識も生命の営みの質に影響を受け生活に影響する。また人それぞれに持てる力を備え、自分で自分の生きる方向性を決定するという強力な思考と意思を持っている。</p> <p>人間は、社会の中で人と関わり、文化を身につけることによって、個人として家族として集団としての価値や特性を形成しつつ、自立した状態を目指してそれぞれの生活を営んでいる。</p>
	環境	<p>環境は、人間を取り巻くすべての外的環境、内的環境を意味し、これらは相互に影響し合い、人間の生活に影響する。</p>
	健康	<p>健康は、人間が人間として生きるうえでの基本となるものである。その人が持てる力を発揮し、その人らしくより良い生活を送ることができる状態である。</p> <p>人間は障害や疾病の有無に関わらず、その人なりの自立や健康の保持・増進や回復を目指して行動する。</p> <p>健康は、保健・医療・福祉のシステムによって社会に保障されなければならない。</p> <p>健康は、環境と相互に影響する。</p>
看護	<p>看護は、病気を看るのではなく人を看るという考えのもと、ナイチンゲール看護思想に基づき「生命力の消耗を最小限にし、その人の持てる力が最大限に発揮できるようにしながら、生活の自立とその質の向上が図れるように生活を整える」ことである。</p> <p>看護は、生命の尊厳と倫理観に基づく人間愛を基盤として、常に人間対人間のこころのふれあいから共に成長しあう相互作用によって成り立っている。</p>	

5) 科目の特徴

(1) 形態機能学から看護につながる形態機能学そして看護技術論へ

フローレンス・ナイチンゲールは「看護がなすべきこと、それは自然が患者に働きかけるに最も良い状態に患者を置くことである」と提唱し、自然治癒力が体内で発動しやすいように、対象の生活のあり方のすべてを生命力の消耗を最小にするよう整えていくことを看護の基本原理としている。この看護を実践するためには、生活を営む人のからだのしくみ、回復のメカニズムを生理学的・生物学的根拠から学び、看護の視点で病を見つめ、何が生命の消耗を最小にするのかを理解していくことが必要不可欠になる。

そこで、1年次に着実に「日常生活を営む人のからだのしくみがわかり」、2年次に「対象の日常生活におきているからだの変化が理解でき」、3年次には「対象の生命力の消耗を最小にし、自然治癒

力が発動しやすいよう生活過程を整える看護ができる」、さらに4年次には、3年次までに身につけた看護実践能力を定着・継続させたうえで“看護であるものと看護でないものを見分ける眼を養う”ことを目指し科目を構成している。

4年制では、従来の医師による病気のメカニズム中心の授業形態から、看護を実践するために、まず生命のしくみを理解する授業への変換が必要と考え、1年次に生命のしくみを理解する形態機能学Ⅰ、そして日常生活行動の視点からからだのしくみを理解する形態機能学Ⅱ・Ⅲを導入した。それらを看護につなげ、「看護につなげる形態機能学」そして「看護技術論（フィジカルアセスメント・生活援助①②）」に発展していくよう構成した。

（2）発達看護論、健康段階別看護論

これまでの「成人看護学」「老年看護学」といった領域ごとの「点」での捉え方や病気から看護の対象を看るのではなく、人間をライフサイクルの中で成長発達する存在ととらえている。そのため、指定規則に定められた専門分野を網羅しながら横断的に網羅し、対象となる人間を出生から死に至る一生のサイクルの中で学習が深まるように発達看護論とした。また、もう一つの柱として、健康段階に即した支援を考える力を身に着けることを目指し、健康段階別看護論とし、領域横断的に授業展開を構築した。

（3）ナラティブ

臨地実習で経験したことをとおして、学生が「内省」し「自分の気づき」にする教育が重要と考え、学生が考えたことを論理的思考で客観的かつ冷静に振り返ること、また“他者との対話”から内省し自ら気づく看護実践を目指している。

（4）看護過程

ナイチンゲール看護思想と同じく、日常生活行動に焦点を当てて看護の対象をみつめるヴァージニア・ヘンダーソンの看護理論が、看護過程の手法として看護の初学者にとって活用しやすいと考え取り入れている。

（5）シミュレーション教育による実践力や判断力の育成

4年制カリキュラムでは、実習時間を指定規則で定める時間数の1.3倍の1,305時間、演習時間についても大幅に増やしている。そのため、設備面では病床を再現したスキルラボ教室の新設、看護実践シミュレーターを複数台導入した。本校におけるシミュレーション教育は、アセスメントに基づき、援助を選択し、実践する力を養うことをねらいとしている。そこで「状況判断能力をするための基礎となる専門知識を学ぶ力を育てる」「タスク・トレーニングにより基本的技術の確実な修得を目指す」「シチュエーション・ベースド・トレーニングにより、看護に必要な思考過程を育てる」ことを目指した演習を実施している。

表1：シミュレーション教育 各年次の到達目標

4年次	磨き上げる期間	<ul style="list-style-type: none"> ● シチュエーション・ベースド・トレーニングを繰り返し、状況に応じた臨床判断を磨く。 ● チーム・トレーニングを実施する。
3年次	仕上がり の学年	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な状況において全身のアセスメントができる。 ● アセスメントからケアの必要性を判断し、実施できる。 ● 実施したことを適切に報告・連絡・相談できる。
2年次	<ul style="list-style-type: none"> ● 観察したことをつなぎ合せ、対象の身体に起きていることを理解できる。 ● 観察した事実を報告し、相談できる 	
1年次	<ul style="list-style-type: none"> ● 確かな知識に基づいて、対象の身体に起きていることを考えられる。 ● 基準値との違いや正常・異常がわかり、報告できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● タスク・トレーニングにより確実な技術を身につける事ができる。

<点検・評価>

カリキュラムガイダンスに、教育課程構築に関する考え方として、その特色および教育課程の基本的な考え方について明示している。これは、教育目標の設定意図を明確にすることであり、学生の学習の指針であり教育に当たる教員にとっても教育活動の指針となっている。教育目標は、この内容とも整合性があり具体的行動や思考の特徴が分かりやすく記載されている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

学生の教育活動の指針となっているのかについては、カリキュラム評価や学年目標の到達度を評価していく必要がある。また、教育活動の指針となり得ているのかについては、4年制カリキュラムの各学年の評価が学生観にも繋がってくるため、年次ごとの評価と関連させて点検をしていく必要がある。また、授業設計の段階から、教育理念・教育目的・教育目標、領域の目標、科目の目標を基本とした設計を実施し、その内容の検証をしていく必要がある。

3. 教育内容の階層的関連性とその配分の考え方

<現状の説明>

ナイチンゲール看護思想をカリキュラム編成の基盤としたうえで、6つの基本概念「人間関係能力」「看護実践能力」「看護の探求」「連携・協働・推進」「専門職業人として倫理観」「豊かな人間性」を抽出し、この基本概念から本校独自の7領域を設定している。

6つの基本概念と7領域との関連は、カリキュラムガイダンスで明示しており、かつカリキュラムマップで示している。

表 2. カリキュラムマップ

学年	人間関係能力	看護実践能力	看護の探求	連携・協同・推進	専門職業人としての倫理観
4 年次	人間を理解する領域 人間関係論Ⅳ	看護を実践するための知識を身につける領域 地域・在宅看護論Ⅲ 健康段階別看護論Ⅴ（終末期） 健康段階別看護論Ⅳ（急性期②） 健康段階別看護論Ⅲ（急性期①） 発達看護論Ⅷ（リプロダクティブ・ヘルス③） 発達看護論Ⅵ（リプロダクティブ・ヘルス②） 発達看護論Ⅴ（子どもと家族③） 発達看護論Ⅳ（子どもと家族②） 地域・在宅看護論Ⅱ	看護を創造し探求する領域 テーマ別看護実習 研究の実際 ナラティブ応用看護論演習 ナラティブⅣ	連携・協同・推進 連携・協同・推進を学ぶ領域 旭陽病舎総合看護実習 災害看護・国際看護 医療安全 看護管理 保健福祉社の動向と法規 社会福祉論 医療・看護倫理	専門職業人としての倫理観 専門職業人としての倫理観を学ぶ領域
3 年次	人間関係を深める領域 日本の文化と芸術 手話 人間関係論Ⅲ	看護を実践するための知識を身につける領域 健康段階別看護論Ⅴ（終末期） 健康段階別看護論Ⅳ（急性期②） 健康段階別看護論Ⅲ（急性期①） 発達看護論Ⅷ（リプロダクティブ・ヘルス③） 発達看護論Ⅵ（リプロダクティブ・ヘルス②） 発達看護論Ⅴ（子どもと家族③） 発達看護論Ⅳ（子どもと家族②） 地域・在宅看護論Ⅱ	看護を創造し探求する領域 テーマ別看護実習 研究の実際 ナラティブ応用看護論演習 ナラティブⅣ	連携・協同・推進 連携・協同・推進を学ぶ領域 旭陽病舎総合看護実習 災害看護・国際看護 医療安全 看護管理 保健福祉社の動向と法規 社会福祉論 医療・看護倫理	専門職業人としての倫理観 専門職業人としての倫理観を学ぶ領域
2 年次	人間関係を深める領域 家族関係論 コミュニケーションリテラシーⅡ 人間関係論Ⅱ	看護を実践するための知識を身につける領域 健康段階別看護論Ⅴ（終末期） 健康段階別看護論Ⅳ（急性期②） 健康段階別看護論Ⅲ（急性期①） 発達看護論Ⅷ（リプロダクティブ・ヘルス③） 発達看護論Ⅵ（リプロダクティブ・ヘルス②） 発達看護論Ⅴ（子どもと家族③） 発達看護論Ⅳ（子どもと家族②） 地域・在宅看護論Ⅱ	看護を創造し探求する領域 テーマ別看護実習 研究の実際 ナラティブ応用看護論演習 ナラティブⅣ	連携・協同・推進 連携・協同・推進を学ぶ領域 旭陽病舎総合看護実習 災害看護・国際看護 医療安全 看護管理 保健福祉社の動向と法規 社会福祉論 医療・看護倫理	専門職業人としての倫理観 専門職業人としての倫理観を学ぶ領域
1 年次	人間関係を深める領域 看護学 微生物学 生化学 運動生理学 生命の法則 生涯発達論 心理学 論理学	看護を実践するための知識を身につける領域 健康段階別看護論Ⅴ（終末期） 健康段階別看護論Ⅳ（急性期②） 健康段階別看護論Ⅲ（急性期①） 発達看護論Ⅷ（リプロダクティブ・ヘルス③） 発達看護論Ⅵ（リプロダクティブ・ヘルス②） 発達看護論Ⅴ（子どもと家族③） 発達看護論Ⅳ（子どもと家族②） 地域・在宅看護論Ⅱ	看護を創造し探求する領域 テーマ別看護実習 研究の実際 ナラティブ応用看護論演習 ナラティブⅣ	連携・協同・推進 連携・協同・推進を学ぶ領域 旭陽病舎総合看護実習 災害看護・国際看護 医療安全 看護管理 保健福祉社の動向と法規 社会福祉論 医療・看護倫理	専門職業人としての倫理観 専門職業人としての倫理観を学ぶ領域

看護であることを考え続け実践できる力

深く人間を理解する力・確かな人間関係能力

知と技が統合される領域

表 3. 領域別科目数、時間数の割合

7つの領域	単位	科目数	時間数	時間数の割合
人間を理解する領域	13	13	270	7.5%
関係を深める領域	10	10	215	6.0%
看護実践のための知を身につける領域	45	38	1,115	31.0%
看護実践のための技を身につける領域	34	19	1,290	35.9%
看護を創造し探求する領域	12	9	315	8.8%
連携・協働・推進を学ぶ領域	11	8	300	8.3%
専門職業人としての倫理観を深める領域	4	4	90	2.5%
合計	129	101	3,595	100%

<点検・評価>

7領域については、具体的な内容をカリキュラムガイダンスに明示している。また、単位数と時間数については、看護であることを考え続け実践できる力と深く人間を理解する力・確かな人間関係能力の関係に基づいて、バランスよく時間数を配分している。

<将来の改善・改革に向けた方策>

授業評価から、ナイチンゲール看護思想に基づき、7領域がバランスよく教授されているかを評価していくとともに、教育内容の評価をする必要がある。

4. 科目・単元構成

<現状の説明>

本校がめざす看護は、ナイチンゲール看護思想に基づき「生命力を最小限にし、その人の持てる力が最大限発揮できるようにしながら、生活の自立とその質の向上が図れるように生活を整える」ことととらえている。この考えを基盤としたうえで、本校独自の7領域「人間を理解する領域」「関係を深める領域」「看護実践のための知を身につける領域」「看護実践のための技を身につける領域」「看護を創造し探求する領域」「連携・協働・推進を学ぶ領域」「専門職業人としての倫理観を深める領域」を設定している。

＜点検・評価＞

人間関係能力については、人間を理解する領域、関係を深める領域を1年次から4年次まで学ぶ科目が配置されている。看護実践能力では、看護を実践するための知を身につける領域を1・2年次に、看護を実践するための技を身につける領域を3・4年次に配置し、カリキュラムの特色でもある時代のニーズに即した看護実践能力を育成するための科目配置がされている。看護を創造し探求する領域、連携・協働・推進を学ぶ領域、専門職業人としての倫理観を深める領域は、主に3・4年次に科目配置されており、確かな人間関係能力を養い、専門職業人としての看護実践能力を持った地域で働ける看護師として必要な能力が養うことができる配置となっている。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

今後は、授業評価結果をもとに、卒業時に目指す姿や教育目標の到達から、科目、単元編成の整合性を評価して行く必要がある。

5. 教育計画

1) 単位履修の考え方

＜現状の説明＞

教育課程は前期（4月～9月）、後期（10月～3月）の2学期制である。学生は履修申請を入学時、学年開始時に1年間の授業科目及び単位数を届け出る。教育課程に関することは、「神奈川県立平塚看護大学校学則」（以下学則とする）に示し、具体的な4年間のカリキュラムの進捗、学科目のねらい、授業内容、単位、時間数については「カリキュラムガイダンス」に明記している。新入生および保護者には、入学時オリエンテーションで概要の説明を行っている。学科目は1単位から2単位で設定している。

学則第4章第9条により、授業科目、単位数及び時間数並びに単位の計算方法を提示している。授業科目の基本的考え方は、1単位45時間を必要とする内容であり、授業方法に応じては、1単位を15～30時間としているため、15～30時間の自己学習を要する。

各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、1単位の履修時間を15時間とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、1単位の履修時間を30時間とする。
- (3) 臨地実習については、1単位の履修時間を45時間とする。

授業科目は各期で終了する科目、通年で終了する科目がある。

学則第9条の3に基づき、「授業科目の学修の評価等に関する規程」を定めている。同規程第4条では、所定の授業時間数の3分の2以上の出席が学修評価の条件となっている。また、学修の順序については、第2条に次のように定めている。

学生は、原則として教育課程に定められている順序で履修しなければならない。

2年次に履修すべき看護実践のための知を身につける領域、看護実践のための技を身につける領域の科目を履修するためには、1年次に修得すべき看護実践のための知を身につける領域、看護実践のための技を身につける領域を修得していること。

3年次に履修すべき看護実践のための知を身につける領域、看護実践のための技を身につける領域の科目を履修するためには、原則として2年次に修得すべき看護実践のための知を身につける領域、看護実践のための技を身につける領域、看護を創造し探求する領域を修得していること。

4年次に履修すべき看護実践のために知を身につける領域、看護実践のための技を身につける領域の科目を履修するためには、3年次に修得すべき人間を理解する領域、関係を深める領域、看護実践のための知を身につける領域、看護実践のための技を身につける領域、看護を創造し探求する領域、連携・協働・推進を学ぶ領域、専門職業人としての倫理観を深める領域の科目を修得していること。

また、各看護学実習については、看護学実習履修要件を定めている。

欠席時間の算定については、授業開始時に不在で開始後45分までに入室した場合、及び開始後45分以上たってから退出した場合は、1時間の欠席とする。授業開始から45分過ぎてから入室し出席した場合、及び授業開始後45分前に退出した場合は2時間の欠席とすることを定め、臨地実習においては、60分以内の遅刻や早退を1時間単位で欠席とすることを定めている。履修時間の3分の2以上の出席をするよう指導している。学生が学校保健安全法施行規則（第1種・2種・3種）に基づく出席停止を要する疾患に罹患した場合、その他正当な理由と認められる証明がある場合は教育会議を経て、補習講義または補習実習を受けることができることを授業科目の学修の評価等に関する規程で定め、単位修得のための評価が受けられるよう支援している。

令和元年度は、旧カリキュラムを履修している学生がいる。再履修者については、旧カリキュラムで履修する対応を行っている。

<点検・評価>

科目履修の方法と制約については、「学生便覧」に提示し、学生に入学オリエンテーション時、ホームルーム時に説明している。1年次については、単位履修の方法やその制約について繰り返し説明し理解できるよう指導を行った。再履修生については聴講できるようにし学習支援を行った。学習状況が低迷している学生については、確実に単位修得できるよう学習支援の強化が必要である。

<将来の改善・改革に向けた方策>

単位修得の方法とその制約について学生が理解できるよう、さらに具体的な指導が必要である。単位修得に向け、1単位45時間を必要とする内容であり、15～30時間の自己学習を要するため、自己学習とする課題内容を具体的に提示し、学生が取り組めるよう支援していく必要がある。

2) 科目の配列

<現状の説明>

いのちと健康の論理を看護の基本原理であると提唱しているナイチンゲール看護思想をカリキュラム編成の考え方の基盤とし、6つの基本概念「人間関係能力」「看護実践能力」「看護の探求」「連携・協働・推進」「専門職業人としての倫理観」「豊かな人間性」から、本校独自の7領域「人間を理解する領域」「関係を深める領域」「看護を実践するための知を身につける領域」「看護実践のための技を身につける領域」「看護を創造し探求する領域」「連携・協働・推進を学ぶ領域」「専門職業人としての倫理観を深める領域」を設定している。1年次前期・後期は「人間を理解する領域」1年次前期・後期から2

年次前期・後期、3年次前期、4年次後期に「関係を深める領域」、1年次、2年次、3年次に「看護を
実践するための知を身につける領域」1年次から4年次に「看護実践のための技を身につける領域」、
1年次前期から始まる実習は、2年次、3年次、4年次へと積み上がる。「看護を創造し探求する領域」
では1年次から4年次まで通してナラティブを軸に自ら気づく看護実践を目指し位置付けている。ま
た、3年次、4年次に「連携・協働・推進を学ぶ領域」、1年次後期・3年次前期・4年次前期に「専門
職業人としての倫理観を深める領域」とした。(表2. カリキュラムマップ 参照)

＜点検・評価＞

6つの基本概念「人間関係能力」「看護実践能力」「看護の探求」「連携・協働・推進」「専門職業人と
しての倫理観」「豊かな人間性」から、本校独自の7領域でカリキュラムを構成し、1年次から3年次
までの授業科目を実施した。授業内容について会議で検討し、学生が関連科目とのつながりを意識した
学びとなるよう工夫している。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

学年が上がる毎に、学習内容がより専門的になるため、基礎的な内容を確実に理解し、各年次で学
習の積み重ねができるよう、学習方法の指導をより具体的に行っていく必要がある。

6. 教育課程評価の体系

1) 単位認定の考え方

＜現状の説明＞

授業科目の学修の評価等に関する規程 第4条から、原則として当該授業科目の所定の講義、履修時
間の3分の2以上を出席し、第10条により、その授業評価の学修の評価に合格した者については、前
期・後期の教育会議にて、当該授業科目の単位の評価及び認定を行っている。同規程の第5条に掲げる
事由により、定められた期日に試験を受けることができなかつた者については、願い出により追試験を
実施している。合格しないものについては、同規程の第6条に定められた期日に願い出により再試験を
実施している。

臨地実習の学修評価が合格に満たないものについては、原則として再実習を行わないとしている。

学年末の成績で全科目の3分の2以上において「良」以上の評価が得られている場合は、教育会議に
て審議の上、2単位を限度に特別再試験を受けることができることを定めている。

科目の学修評価については、授業科目の学修の評価等に関する規程 第7条に科目の学修評価の配
点は、100点満点とし、80点以上100点までを優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を
可、60点未満を不可とする。追試験の評価は、得点の8割とすることを規程している。再試験および
特別再試験の評価は、60点を上限としている。同規程の第8条に未修得科目の履修について、出席時
間が満たされ、かつ科目の修得が不可の場合、再履修のうえ評価を受けることが定められている。同規
程の第10条に、単位授与について学生は学則第9条の別表に掲げる各年次に定める授業科目の単位を
取得しなければならないこと、単位授与は各学年度末に行う教育会議の議を経て校長が決定することが
定められている。

＜点検・評価＞

単位認定の考え方、方法は学則に明示している。既修得単位認定について、入学決定後、本人からの認定の申請を受け、授業内容やシラバスをもとに単位認定を外部講師の意見を参考に既修得単位認定委員会・教育会議で決定している。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

単位認定に向け、学習状況を確認し指導を継続していく必要がある。入学後から、学習の方法について、より具体的に指導していく必要がある。

2) 評価の体系

＜現状の説明＞

ナイチンゲール看護思想をカリキュラム編成の考え方の基盤とし、6つの基本概念「人間関係能力」「看護実践能力」「看護の探求」「連携・協働・推進」「専門職業人としての倫理観」「豊かな人間性」が培われているかを明確にするため、教育会議での検討や学生による授業評価を行っている。

教育会議では、教育内容に関する事、学生の指導に関する事、成績、単位認定、卒業認定及び修了に関する事などの評価を行っている。学生による授業評価は、授業方法や内容について、講義を通じて達成できたこととして、人間関係能力、看護実践能力、看護観、チームで働く力、自ら考え学び続ける力について評価できるものとして実施している。

倫理的配慮として、事前に授業評価の目的について説明し、評価結果についても目的以外に使用しないこと、記載された内容によって成績に影響することがないことを説明し了解を得ている。(表 4. 授業評価表参照)

＜点検・評価＞

授業評価については継続的に実施できるよう取り組んでいる。4年制カリキュラムとなって評価内容を変更し、実施している。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

評価内容、設問について検討し、より本校の教育課程の評価が適切に行えるよう評価修正していく必要がある。今後に向け、学年末に年次ごとに評価していく必要があるため検討し、今後教育評価をさらに充実させていく必要がある。

7. 教員の教育・研究活動の充実

1) 教員の専門性を高める体制

＜現状の説明＞

本校の専任教員は、平成31年4月現在、基礎看護学領域10名（看護科長1名含む）、精神看護学2名、地域・在宅看護論3名、発達看護論6名、健康段階別看護論4名、教員養成課程への長期研修1名の26名である。

それぞれの教員の臨床での経験や専門性を踏まえて担当する講義や実習を決めている。一人当たりの

表 4. 授業評価表参照

講義 終了後アンケート				
科目名	:			
担当者名	:			
<p>いままでの授業について、次の質問に教えてください。</p> <p>教育課程の科目のねらいや授業計画を確認した上で、学生の皆さんが、科目としてどのように学習を進めてきたのかを振り返りながら記入してください。</p>				
I. 授業方法や内容について伺います。				
1、そう思わない 2、どちらかというと思わない 3、どちらかというと思う 4、そう思う				
①教員の話し方は分かりやすかった	1	2	3	4
②教材（資料・VTR等）は授業を理解するのに役にたった	1	2	3	4
③授業の目的・目標は明確に示されていた	1	2	3	4
④教員は学生の質問・発言に適切に対応をしていた	1	2	3	4
⑤意欲的に参加できる授業だった	1	2	3	4
⑥考えが促進され自分で気づける授業だった	1	2	3	4
II. この講義を通して何が達成できたと思いますか				
1、そう思わない 2、どちらかというと思わない 3、どちらかというと思う 4、そう思う				
<人間関係能力>				
① 人への関心が深まった	1	2	3	4
② 対象の立場にたった援助的人間関係の大切さを理解することができた	1	2	3	4
③ 講義をとおして自己理解を深める機会を得た	1	2	3	4
<看護実践能力>				
① ナイチンゲール看護思想にもとづき看護を考えることができた	1	2	3	4
② 生活者としての視点（現在・過去・未来）で対象を理解することができた	1	2	3	4
③ 看護を実践する上での必要な知識・技術・態度を身につけることができた	1	2	3	4
<看護観>				
① 自分の経験を仲間とともに語り合うことができた	1	2	3	4
② 経験を内省し自分の気づきにできた	1	2	3	4
③ 看護であるものと看護でないものを見分ける眼が養うことができた	1	2	3	4
<チームで働く力>				
① 看護師として基本となる姿勢・態度を身につけることができた	1	2	3	4
② メンバーシップ・リーダーシップを考え行動する大切さを理解できた	1	2	3	4
③ 多職種との連携を考えることができた	1	2	3	4
<自ら考え学び続ける力>				
① 自ら課題を見つけ主体的に行動することができた	1	2	3	4
② 自律して責任ある行動をとることができた	1	2	3	4
③ 自ら関心を持ち主体的に学習ができた	1	2	3	4
III. あなた自身の取り組みを含めて、この講義全体の総合的な満足度は4点法でどこにあてはまりますか？				
1	2	3	4	
満足度低い	⇒		満足度高い	
IV. 改善して欲しいことや、疑問点、良かったことなどを自由にご記入ください。				

講義時間数は約 44.8 時間である。授業時間数は、教員の経験等により偏りがある。

また、本校では、“こころを理解する実習”“地域・在宅看護論実習”など、教員の専門領域を超えて実習を担当する。実習指導をするに当たり、教員へのオリエンテーションを丁寧に行うとともに、実習施設での教員研修を実施し、教員の専門性や教育力を高めることができるように計画をしている。さらに、実習中は、実習場の教育的環境や学生の状況等について情報交換をしている。また、タイムリーに教員同士で相談・支援ができれば、教員配置を検討している。

<点検・評価>

本校は地域包括ケアシステムの中で看護師として活躍できるジェネラリストの育成を目指している。担当する科目や実習等の教員の役割については、それぞれの教員の経験を活かし、専門性を深められるようにしているが実習等で専門領域を超えて教育に当たることで、ナイチンゲール看護思想の基盤とした教育を追究する機会となっている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

看護教員は、看護師としての自己の専門領域だけでなく、看護のジェネラリストとして広く看護を伝える教育力が求められる。授業科目の内容だけでなく、時間数や授業の準備時間数、自己研鑽に向けた取り組みなどを含めて評価する必要がある。

2) 教員の相互研鑽を保障するシステム

<現状の説明>

今年度の本校での教員の経験年数は、長期研修中の教員が 1 名、新任看護教員が 4 名、2 年目 4 名、3 年目 4 名である。つまり、13 名（50%）が神奈川県看護師等養成機関連絡協議会における看護教員研修制度（看護教員のキャリア発達に基づく教員研修プログラム）において、キャリア発達ステージの第 I 期に当たる。そこで、教員の配置においては、専門性のみならず、新人とベテランの配置のバランスを考え、授業設計から実施およびリフレクションに至るプロセスを指導できる体制が取られている。また、実習配置についても、指導的な役割を担う教員の元、日々の教育実践が積み重ねられるようにしている。

さらに、学外の教員や実習指導者との相互研鑽の場を設けている。平成 30 年度には、実習施設の実習指導者および県内看護師養成機関の専任教員とともに、「講義と臨地実習をつなぐシミュレーション」と題して研修会を開催し、ともに学び合う機会を持った。また、令和元年度には、実習評価における課題を共有し、その解決を図る目的でルーブリック評価について教員研修会を実施した。

また、学会や研修に参加した教員からの伝達講習を実施している。

<点検・評価>

平成 29 年度から「教育力の向上」を組織の目標に挙げて取り組みをしている。教育について語り合う中で、それぞれが自分自身の教育活動を振り返ることができている。新しい教育課程を作り上げていく過程で教育のあり方について意見交換をし、ともに育つ風土ができつつある。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

看護科会議や領域内での会議において、授業や実習の評価を実施している。これは、学生の評価を通して、自己の教育的な関わりを評価することにもつながる。また、学会や研修会での学びの伝達講習を実施しているが、授業や実習にどのように活かせたかという視点での評価も必要である。

3) 教員の自己研鑽を保障するシステム

＜現状の説明＞

神奈川県看護師等養成機関連絡協議会の「神奈川県における看護教員研修制度 看護教員のキャリア発達のめやすに基づく教員研修プログラム」の中で開催される研修を始め、担当する講義や実習を踏まえた研修会等に積極的に参加できるように計画をしている。さらに、本校の教育の特徴であるシミュレーション教育の充実を図るための研修会に毎年参加できるように調整をしている。学会や研修会への参加人数は表5のとおりである。

＜点検・評価＞

公務による学会や研修会等への参加は、組織の教育目標と教員の希望を鑑み、公平性を保てるように年間計画を立てている。自己研鑽のための時間の確保は困難な状況もあるが、自主的に研修会等に参加している教員が多い。しかし、研究活動のための時間の確保や予算の確保には課題がある。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

教員の担当する授業は、専門領域に限らない場合が多い。授業研究や準備に要する時間は担当する教員の経験により大きく異なる。また、研究活動については、業務内で実施することが困難な状況があるが、実証できるデータを残す必要がある。

さらに、神奈川モデルとして実施している4年制の教育課程の評価を研究的にまとめることや、広報することが求められる。計画的な取り組みや時間の保証を含めた支援が必要とされている。

表5 学会・研修会への参加状況

学会・研修等	2017年	2018年	2019年
日本看護協会主催学術集会	7	3	7
神奈川県看護協会学術集会	2	3	2
その他の学術集会	1	3	4
新人教員研修（看護師等連絡協議会主催）	3	3	4
支部研修（看護師等連絡協議会主催）	全員	全員	全員
看護教育フォーラム	全員	全員	全員
教員継続研修（実践教育センター）	0	1	5
フィジカルアセスメント研修	2	1	5
シミュレーション研修	2	3	3
国家試験指導対策研修			1

8. 学生の看護実践体験の保障

1) 実習施設の選択と開拓

＜現状の説明＞

(1) 実習施設の選択

実習施設は、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に則り選定し、病院12か所、産科診

療所 4 か所、助産所 11 か所、訪問看護ステーション 25 か所、老人福祉センター4 か所、グループホーム等 13 か所、地域包括支援センター13 か所、就労継続 B 型事業所等 8 か所、保育園・学童保育等 11 か所、合計 101 か所の施設で臨地実習を実施している。その他、実習計画については、4 月に実習施設と打ち合わせを実施し、次年度の実習については、毎年 8 月ころまでに実習施設と計画の検討を行っている。4 年制カリキュラムでは、特に発達看護論実習Ⅱでの産科診療所、助産所の確保と地域・在宅看護論実習Ⅰ及びⅡの訪問看護ステーションの確保については、教員の担当施設の配置は、担当領域が決定した後に計画している。新任教員や転入教員については、施設に単独配置をせず、サポートできる教員とともに配置している。また、新任教員、転入教員、初めて入る担当施設の特徴を理解し、スムーズな導入が図れるようにすること、学生への実習に指導を効果的に行うことを目的に、実習前教員研修を実施している。

学生配置は、学生数の増加や実習施設の受け入れ状況の変動に伴い、実習施設と連携を図り人数を調整しているが、例年、実習配置学生人数の実習受け入れ施設の確保に苦慮している。

(2) 実習施設の開拓

再履修者による学生数の変動、実習施設の受け入れ状況により、地域・在宅看護論実習での訪問看護ステーションの施設を新規開拓している。

<点検・評価>

各実習の実施において、指定規則に則り実習施設を選定し、看護教育の充実を図っている。また、学生配置の方針、臨地実習施設との連絡調整や日頃の実践内容を明文化し、施設側と調整しながら、企画・実施している。実習施設については、学生人数に応じて新たな実習施設を選択し開拓することができている。しかし、継続して受け入れが厳しい状況の施設については、年度ごとに実習施設の確保に向けた調整が必要である。

<将来の改善・改革に向けた方策>

学生数が増加した場合や継続した受け入れが厳しい施設がある場合は、実習施設の確保が困難となることが予測される。学校と実習施設と連携を図り、より効果的な学生指導につなげられるよう、調整や確認が必要である。特に学生数の確保が困難な場合は、早めに情報収集し、速やかに新規開拓へ行動をとることが必要である。

2) 実習目標達成のための実習施設との協力体制

<現状の説明>

各実習の開始前には、実習調整者と担当教員が実習施設の臨床指導者会議に出席し、実習目的、実習目標を周知できるようにしている。特に、4 年制カリキュラムとなって初めての实習内容・実習形態の場合は、4 年制カリキュラムの位置づけ、進捗状況を踏まえた実習目標と展開について理解が得られるように調整している。病院実習の場合は、初日と最終日に学生・教員・臨床指導者による 3 者面接により、学生が記載する「実習のあゆみ」の内容の確認、学生のレディネスを教員と臨床指導者にて共有している。日々の実習指導目標については、3 者で共有しカンファレンス等を通して、学生

が自らの体験を意味付けできるよう教育的視点に立って指導をしている。

<点検・評価>

臨地実習では、学生・教員・臨床指導者の3者で実習目標を共有し、到達度を把握できている。臨床実習指導に関する学校と実習施設間の見解の相違や共有事項、今後の指導上の課題等については、実習指導者会議や講師会議において意見交換を行っており、実習における指導力向上につながっている。このことにより、実習指導における学生の学びを保障している。

<将来の改善・改革に向けた方策>

4年制カリキュラムとなり、はじめての実習内容や実習形態については、学生・教員・臨床指導者の3者で、実習目標を共有し、指導体制を整えていくことが必要である。そのため、講師会議以外にも、実習施設との連携を強化するとともに、自由に意見交換をする時間が持てるようにする機会も必要である。

3) 臨地実習指導者と教員の協働

<現状の説明>

4年制カリキュラムとなり、担当教員はできる限り、臨地での指導時間を確保し、臨床指導者と教員とで、担当学生について情報交換を行うとともに、実習目標の到達に向け連携して実習指導にあたり、教育効果が上がるように努めている。

平成30年度講師会議では、表6のとおり参加があり、教育の実施状況、学生状況、教育計画について意見交換が行われた。特に実習施設教育担当者には、4年制カリキュラムの状況を具体的に伝える機会となり、カリキュラムのつながりの理解を促進することができた。

表6：講師会議参加人数一覧

内訳	30年度	29年度	28年度	27年度
実習施設	9人(7施設)	11人(9施設)	10人(7施設)	10人(7施設)

<点検・評価>

臨床実習指導者会議や講師会議にて、見解の相違や共通事項、4年制カリキュラムの状況確認をすることで、今後の指導上の課題について意見交換が行え、学習上の指導力向上につながっている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

次年度4年制カリキュラムの完成年度となるため、各実習目的・目標を学年目標、卒業時の到達目標と合わせて理解を得られるよう、実習打ち合わせや実習指導者会議において、働きかけていくことがより重要となる。

4) 学生からケアを受ける対象者の権利の尊重

<現状の説明>

臨地実習ガイダンスには、無資格者である学生が患者や利用者等を受け持たせていただくにあたり、受け持ち患者の同意が必要であること、個人情報の保護について明記している。そのもととなる、「保健師助産師看護師法第42条の2 秘密保持義務」を示した。

学生には、学年の実習段階に合わせて、実習開始前に臨地実習ガイダンスに沿ってオリエンテーションを実施している。学生が、患者や利用者等へ直接的なケアを行う際は、教員、指導者、あるいは看護師の指導のもとで、安全の確保に努めて行えるようにしている。また、学生が単独で実施できる看護技術については、教員、指導者が確認したうえで実施している。

＜点検・評価＞

患者の権利を守るために、教員と指導者が緊密な連携を図り、学生への指導を計画的に行っている。学生が患者を受け持つ同意の手続きは、各実習施設の方法に従って行っている。同意書あるいは同意されたことは、診療記録に保管されている。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

学生が患者および利用者を受け持たせていただくにあたり、患者や利用者等の権利を守るためには、実習施設との緊密な連携が重要であるが、学内においても継続的に具体的に学生への周知徹底を図っていくことが必要であるため、学生状況に応じて、工夫したオリエンテーションを行っていく。

5) 臨地実習における安全対策

＜現状の説明＞

臨地実習ガイダンスには、事故防止に関すること、感染予防に関することについて明示している。学年の実習段階に合わせ、各実習開始前には、臨地実習ガイダンスに沿って学生にオリエンテーションを実施している。

また、看護学概論や医療安全の講義、看護技術の演習では、安全対策について具体的な行動レベルで指導し、実践できるようにしている。

(1) 事故防止について

令和元年度、インシデント件数は31件（レベル0：8件、レベル1：22件、レベル2：1件）、アクシデント件数は1件（レベル4）で、合計32件であった。（前年度はインシデント46件（レベル0：21件、レベル1：21件、レベル2：4件）、アクシデント0件、合計46件）

学年別の件数は1年次12件、2年次8件、3年次12件である。事故の種類と学年との関連で多数を占めた項目は「その他」が3年次、「療養上の世話に関すること」が1年次であった。発生原因の内訳上位は、確認不足37.7%、単独行動22.2%、管理不足17.7%の順であった。上記を踏まえ、1年次は看護実践を目的とした実習において、確認および報告連絡相談不足に伴い単独行動につながる傾向があった。3年次は物品破損・紛失が目立つが、実習経験を重ねていることから単独行動の危険性が理解して行動できていると考える。

表 7. 令和元年度インシデント一覧

項目(内容)	割合
療養上の世話に関すること (ベッドから椅子への移乗見守り時に転倒、嚥下食摂取患者への単独飲水援助、教員不在時に単独で環境整備実施、口腔ケアの単独実施など)	25%(8件) 前年度:37%(17件)
診療の補助業務に関すること	0%(0件) 前年度:0%(0件)
観察に関すること (患者に対して疾患要因を説明、患者の検温表のコピーを自宅に持ち帰るなど)	12.5%(4件) 前年度:13%(3件)
その他 (ファイル内の記録用紙の管理不足、実習記録・メモ帳の置忘れ、物品の紛失・破損など)	62.5%(20件) 前年度:50%(23件)

(2) 感染症対策について

事前対策、接触した場合、発症した場合の対応について明示している。

① 結核について

入学時に、T-スポット検査を実施し、陰性か陽性かの把握をしている。また、乳幼児期からのツベルクリン反応検査、BCG歴の把握をしている。

② 水痘、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎の抗体検査及び予防接種について

入学後に抗体検査を実施し、必要時初回実習までに予防接種を終えるよう指導している。

③ インフルエンザ予防接種について

流行時期の11月中に予防接種を受けるよう事前対策を指導している。

<点検・評価>

(1) 事故防止について

昨年度より事故件数は減少した。これは、結果予見と結果回避について看護実践の場を教材化して、指導者と協働して繰り返し指導できたためと考える。このことから臨地実習までの学内演習の進捗や教授方略を検討していく。

(2) 感染予防について

実習開始までに予防接種を任意で行っており、証明書を提出してもらい把握ができている。また、実習施設ごとに求められる項目が異なるため、必要事項の結果を実習ごとに提出している。

今後も自己の健康管理の意識を高め、看護学生として感染予防に努めていくための行動がとれるように意識づけを教授していく必要がある。

<将来の改善・改革に向けた方策>

今後も安全への意識が高まるように実習オリエンテーションや実習カンファレンスなどで共有できる場を設ける。また、ヒヤリハットやインシデント報告ができる環境にしていく必要がある。

感染予防や自己の健康管理については、入学時から意識づけを行い、受診行動や予防接種が速やかに実施されるように継続的に指導していく。

IV 教授・學習・評価過程

IV 教授・学習・評価過程

1. 人間を理解する領域

<4年制の意図>

人間を理解する領域では、看護の主要概念である「人間」を理解するために、人がどのような存在であるかについて、論理的思考力を培いながら幅広く学び「人は一人ひとりがかけがえのない存在であり、環境と相互に作用しながら成長・発達する存在である」ことを理解できるよう構成した。

<現状の説明>

「人間」を理解する基盤となる学習であり、主に生物学的観点から理解できるよう、心理学、生命の法則、運動生理学、生化学、栄養学、微生物学の科目を設定し看護の基盤となるよう構成している。また、心身ともに社会的にも成長発達していくことや思想的観点から理解できるよう生涯発達論、社会学、家族関係論、哲学、保健行動科学、教育学の科目を設定している。

内容については、カリキュラムガイダンスの科目・学習進度表、科目のねらい、授業内容を提示し科目間の関連を明確にしている。また、授業形態についても提示している。講義形態を基本としているが、授業内容に適した授業形態を適宜選択している。

<点検・評価>

「人間」について、生物学的・論理的思考から理解できることをねらいとし、クラス別の授業や小テストを実施するなど講師の協力を得て授業展開することで、興味をもって授業に取り組むことができている。

<今後の展望・将来の改善・方策>

今後も学生の背景を踏まえつつ、学習方法が身につけられるようにすることが必要である。また、科目の意味について動機づけができるようオリエンテーションを丁寧に行い、看護学を教授する専任教員が、人間を理解する領域に立ち戻って、学生に想起させながら行うことで、学生の施行をつなげて意識的に学習できるようにしていく必要がある。

2. 関係を深める領域

<4年制の意図>

教育課程の特色でもある確かな人間性を養うために、看護の対象となる人との幅広いコミュニケーションのあり方を学ぶとともに感性を磨き、自己を理解し他者を理解していくことで、深く人を理解し相手の立場にたち関係を築くことができる人間関係能力を高めることができるよう構成した。

<現状の説明>

言葉を用いて表現する力は、看護学に限らず求められるスキルであるため、1年次では、日本語表現の基礎力と応用力や世界に共通する言語として英語を学習している。特に英語では、タレントショーとして英語でのプレゼンテーションを行い、英語での自己表現から、自己の気づきや伝えること、受け取れることを学べるようにしている。

円滑な人間関係を築くためのコミュニケーションスキルを学ぶためには、コミュニケーションリテラシ

一を1・2年次に配置し、さらに人とのかかわりを通して自己理解・他者理解ができるようにするために、人間関係論を1年次から4年次に配置し宿泊研修としている。その他、聴覚障がい者に関心を向け、取り巻く諸問題に関心を向けられるよう手話について学ぶことができるようにしている。その他選択科目の華道・書道・茶道では、日本の文化と芸術を学び、感性を磨く科目としている。

<点検・評価>

科目の目的に応じて、宿泊研修、プレゼンテーション、事実の言語化などの授業形態を工夫し、学生の理解や自己の課題が明確にできるように展開されている。日本の文化と芸術については、所作や和のこころを学ぶ機会となっており、科目のねらいが学べている。日本の伝統と芸術のうち、華道では、複数の外部講師で展開しているが、教授方略や内容に違いがあり外部講師を交えての調整を今後も引き続き行っていく必要がある。

<今後の展望・将来の改善・方策>

確かな人間性を養う領域として、今後も学生の多様化する状況を踏まえて、教授していくとともに、各看護学に意図的に思考をつなげていくことができるようにしていく必要がある。

3. 看護実践のための知を理解するための領域

1) 形態機能学Ⅰ～Ⅲ、看護につなげる形態機能学

<4年制の意図>

人間が持つ命のしくみを支える機能については、生活を営む人の体のしくみを日常生活行動の視点から学べるように形態機能学Ⅰ～Ⅲを構成した。また、病気を理解すること、生活行動を援助する看護の視点でとらえ、対象の生命力の消耗を最小にするように生活を整えるためにどのように形態機能学の知識を活用すればよいかを学べるように看護につなげる形態機能学と連動するように進度を組んだ。

<現状の説明>

授業形態は、知識の定着を図るためにクラス別としている。形態機能学Ⅰ～Ⅲは、日常生活行動の視点から、体の成り立ちと生命現象について学べるように構成しているが、学生にとっては、初めて知る医療用語等があり、体の仕組みをイメージできるように講師作成のテキストを活用し授業を進めている。その後、形態機能学での知識をどのように活用すればよいかを学ぶために、看護につなげる形態機能学では、自己の生活行動や場面を想定し、体の仕組みをどのように活用すると日常生活行動が成り立つのかを体験して理解できるように体験型のグループワークを行っている。

<点検・評価>

学生の理解の支援として、中間テストを行って自己の理解度を確認し学習方法を見直す機会としている。形態機能学と看護につなげる形態機能学の進度が、時間割の都合上入れ替わることがあり、知識の確認に時間が必要となることがあった。学生の理解を促進するためには、今後学習進度を死守して行く必要がある。

＜今後の展望・将来の改善・方策＞

今後も学生の知識の定着を確実にするために、学習支援の方法を適宜見直し、講師と連携し学生の思考をつなげられるようにしていくことが必要である。

2) 病気のメカニズム、疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ～Ⅴ、薬理学

＜4年制の意図＞

人間が持つ命のしくみを支える機能を1年次前期から全期において形態機能学で学習し、これらを土台として、疾病の成り立ちと回復を学習する上で必要な基礎知識として、1年次後期に病気のメカニズムを学べるように構成している。さらに、病気のメカニズムの知識をもとに、2年次において疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ～Ⅴ・薬理学で基本的病態と治療について学べるように構成した。

＜現状の説明＞

病気のメカニズムについては、クラス別講義とし知識の定着を図れるようにしている。専門用語も多くなるため、理解しづらさが学生にとってはあるため、復習を習慣づけるように働きかけている。

疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ～Ⅴ・薬理学では、講師の都合上合同講義となっている。

内容については、カリキュラムガイダンスの科目・学習進度表、科目ねらい、授業内容を提示し科目間の関連を明確にしている。

＜点検・評価＞

学生の理解や課題への支援として、授業進度の調整、40人クラス別授業を実施している。2年次は外部講師による合同授業となっているため、学生状況を伝えて、授業の工夫につながるようにご理解いただいている。

＜今後の展望・将来の改善・方策＞

対象理解のための科学的根拠となる科目であるため、学生の知識の定着を確実にするために、学習方法の支援が必要である。また、看護学を教授する教員が、これらの知識を想起させながら講義をすることで学生の思考をつなげることができるようにする必要がある。

3) 基礎看護学（看護学原論、看護学概論、看護援助論Ⅰ・Ⅱ）

＜4年制の意図＞

4年制カリキュラムの構築にあたり、「看護とは何か」という問いについて、ナイチンゲール看護思想を基盤に原理を明らかにするとともに、看護の基本概念の理解ができるよう看護学全般の土台形成とすることをねらいとした。

また、基礎看護学の担当科目は、すべての看護学の基盤となる位置づけであり、対象に関心を寄せ、生活者として対象をとらえ、対象の生命力の消耗を最小にするよう生活過程を整えるための看護過程の展開を学習できるようにした。看護過程では、ナイチンゲール看護思想と同じく、日常生活行動に焦点をあてて対象を見つめていくことから、初学者にとって理解しやすい理論であると考え、ヘンダーソン看護理論を用いていることとした。本校は、ナイチンゲール看護思想を基盤としており、「自然の回復過程が促進するように生活過程を最良の条件に整える」「生命力の消耗を最小にするように整える」「持

てる力の活用」を大切に、対象を全人的にとらえ科学的根拠と創造性によりその人を尊重した看護実践能力を養う方法論としてヘンダーソン看護理論を位置付けている。

＜現状の説明＞

① ナイチンゲール看護思想

フローレンスナイチンゲールは、看護には医学と異なる独自の働きがあると看護の専門性を示し、時代が変わっても国や場所が変わっても、そこに人の生活がある限り決して変わらない「看護の原理」を提唱している。この看護の原理を基盤として“看護であるものと看護でないものを見分ける眼”を養い、「生命力の消耗を最小限にし、その人のもてる力を最大限に発揮できるようにしながら、生活の自立とその質の向上が図れるように生活を整える」看護を実践できる力を養うことを目指し、すべての学習の基盤としてナイチンゲール看護思想を位置づけた。これらの学習については、ナイチンゲール看護思想研究の第一人者であるナイチンゲール看護研究所所長を招き「看護学原論」としてナイチンゲール看護思想の基盤を学習し、さらに看護学概論においてグループワークにより「看護覚え書き」を読み解く授業を実施している。

② 看護過程

ナイチンゲール看護思想の「自然の回復過程が促進するように生活過程を最良の条件に整える」「生命力の消耗を最小にするように整える」「持てる力の活用」を大切に、人間・環境・健康・看護を考える土台とし、対象を全人的にとらえ科学的根拠と創造性によりその人を尊重した看護実践能力を養う方法論としてヘンダーソン看護理論を位置付けた。

ヘンダーソン看護理論は、ナイチンゲール看護思想と同じく、日常生活行動に焦点をあてて対象を見つめていくことから、初学者にとって理解しやすい理論であると考えた。また、看護とは何かを日常生活行動に焦点をあて、14の基本的看護ケアの構成要素に分けて考えることができ、その人にあった援助を見出す問題解決能力を養う点で、学習しやすい理論であると考えた。

看護援助論Ⅰにおいて、ヘンダーソン看護理論を学習し、模擬事例の看護過程の展開を課題として、個人・グループワークにより課題に取り組み問題解決型思考による看護過程の展開を学習している。

③ 症状別看護への発展

看護援助論Ⅰにおいて問題解決型思考を学び、情報と情報をつなぎ合わせて対象の状況を解釈・判断する基礎を養ったうえで、2年次に看護援助論Ⅱ（症状アセスメント）を学ぶ積み上げとした。看護援助論Ⅱでは、「呼吸困難」や「浮腫」といった対象に起こりやすい症状を取り上げ、各症状が身体にどのようなことが起こっているのか形態機能学・病理学の知識を根拠としてアセスメントし看護につなげる授業を展開している。当該授業では文献を活用しながら個人・グループワークにより症状の成り立ち・成り行きを調べながら理解を深める学習をしている。この症状別看護への発展は、1年次に「日常生活を営む人のからだのしくみがわかり」、2年次に「対象の日常生活におきているからだの変化が理解でき」3年次に「対象の生命力を最小にし、自然治癒力が発動しやすいように生活過程を整える看護が出来る」という各年次の目標と連動している。

＜点検・評価＞

ナイチンゲール看護思想を看護を実践する全ての基盤とし、方法論としてヘンダーソン看護理論を

位置づけるという、2つの看護理論の位置づけの考え方を明確にし、教授方略を検討した。このことは本校が目指す看護と一致し、教育理念・教育目標を達成する内容・方略になっている。

看護学概論および看護学原論では、授業評価の結果より平均3であった。入学後すぐに授業が展開しており、看護を学ぶ初学者にとっては、興味関心が高いと考える。グループワークを取り入れることで、主体的に学習に取り組みことができている。

看護援助論Ⅰ（看護過程）では、情報の解釈・判断ならびに充足・未充足の判断に困難さはあるが、科学的根拠と創造性によりその人を尊重した対象理解のための思考過程基本について学ぶことができている。今後の臨地実習における看護過程の展開を繰り返す中で、情報の解釈・判断ならびに充足・未充足の判断に必要なアセスメント力を培って行く必要がある。そのためにも当該科目と他科目との連動を評価していく必要がある。

看護援助論Ⅱ（症状アセスメント）では、形態機能学・病理学の知識を根拠として対象の日常生活におきている身体の変化を理解し看護につなげる土台を学習することができている。一方で、授業展開の中では形態機能学・病理学の再学習に時間を要する場合も多く、もっとも重要となる“看護にどのようにつなげるか”という部分が短時間になりがち傾向もある。形態機能学・病理学の知識を根拠として身体の変化をどのようにアセスメントし看護につなげるのかを主軸とし教授方略・内容について更に検討していく必要がある。

＜今後の展望・将来の改善・方策＞

当該科目は、本校が目指す看護の基盤となる科目である。各看護学へどのように発展していることが出来ているかを1年次から4年次の看護実践能力の成長を評価することが必要である。

また、ナイチンゲール看護思想及びヘンダーソン看護理論の位置づけを明確にしているが、今後予想される複雑で複合的な対象の状況を推論し看護を展開する力が求められる中、どのような看護過程の思考力が求められるのかを検討し本校における看護過程の教授内容・方略を検討していくことも求められる。

4) 精神看護学（Ⅰ～Ⅲ）

＜4年制の意図＞

4年制カリキュラムにおける精神看護学では、人間理解を目的として、人の心理・行動の問題について学び、障害があるか否かにかかわらず、人間のこころを理解し、健康な生き方とは何かについて考えることをねらいとし科目を構成した。さらに、看護をする自分を理解するためにプロセスレコードをとおして、自己の傾向や自己洞察を深め、看護のアプローチや治療的人間関係へ発展できるための知識・技術・態度を学ぶことを目的としている。また、精神看護学の授業・実習が、他科目の実習の基盤づくりになることを期待し、1年次、2年次に学習する構成となっている。

教育理念、教育目標を目指す上で、“深く人間を理解する力、豊かな人間関係を養う”ことを軸として、精神看護学では人間のこころの理解、こころの健康に対する看護が学べるようカリキュラムの編成を行った。さらに、4年制カリキュラムにおける精神看護学の位置づけとして、他の科目との関連および学習の相互性を考え、精神看護学における教授内容について学習の順序性、履修内容を検討しカリキュラムを構築した。

＜現状の説明＞

① 精神看護学Ⅰ

精神看護学Ⅰでは、既習・並行科目の論理学・心理学・生涯発達論の学習とともに、発達・成長の視点を含め「こころの構造」についてエリクソンやフロイトの理論をはじめ諸理論を学び、学習をすすめている。また、ナイチンゲール思想に基づき、対象である人が、その人が望む生活をその人らしく送れるように、こころの援助を必要とする全ての人々を対象に精神看護を行っていくことを教授している。

② 精神看護学Ⅱ

精神看護学Ⅱでは、基礎看護学における看護技術論Ⅰ（援助的人間関係）とのつながりを重視し、看護技術論Ⅰの終講に合わせ開始する位置づけとしている。

この科目では、自己洞察を深め、他者理解の必要性を学ぶこととしており、方法としてプロセスレコードにより、場面の再構成を6人程度でグループ学習としている。グループ学習は、1年次後期「実習である対象を理解する実習B」での対象との一場面を再構成し検討を行っている。このことにより、自分の言動や行動、感情を振り返る手立てとなり自己一致の必要性を知り、自己洞察を深め、自己理解できる機会としている。また、精神看護では自分がケアの道具となること、治療的コミュニケーションについて意図的な関わりの重要性を教授している。

③ 精神看護学Ⅲ

精神看護学Ⅲでは精神看護学Ⅰ・Ⅱの学習を踏まえ、精神看護の対象はあらゆる場で生活している人であり、成長・発達し続けている人であることを理解しながら、精神に障害ある人の症状のみならず、その人を全人的に捉え、その人の持つ生活背景や生きてきた過程を考えていけるよう教授している。

疾患からではなく、「自我意識の障害」「知覚・思考の障害」「感情の障害」「意欲・行動の障害」の広義の精神症状の視点で、日常生活への影響としてどのような看護が必要であるのか教授している。また、そのために、外部講師として、認定看護師、就労継続支援B型事業所のメンバーや精神保健福祉士に講義を依頼している。治療に伴う看護では、薬物療法だけではなく、レクリエーションについてグループワークを通して実際のイメージ化につなげている。看護過程展開では、ヘンダーソン看護論による問題解決思考ではなく、バイオ・サイコ・ソーシャルモデルを用いることで、対象の強みや持っている力、健康の側面に着目していくストレングスの視点を活かした看護を考えることができるよう教授した。

＜点検・評価＞

精神看護学Ⅰでは、初年度授業全体評価3.2であったが、翌年から順序性・授業構成を変更したことで3.63と向上し、今年度は3.68となっている。自己理解・他者理解の学びを進める準備として、精神看護として人間のこころのあり方やこころの健康、精神保健の動向について理解を深めることができている。

精神看護学Ⅱでは、自己理解のためにプロセスレコードを学習し、看護の対象を理解する実習Bを通してプロセスレコードを検討することにより自己理解を深める手立てとなる学習になっている。授業評価では、全体評価では3.82と概ね高い結果となっている。

精神看護学Ⅲでは、疾患からではなく、症状別の授業から開始していること、精神に障害のある人

の生活の理解と精神科病院での生活、地域・在宅での生活が学べるよう外部講師による講義を取り入れたことは、ネガティブなイメージを持っていた学生もプラスのイメージに変化がみられており効果的であったと考える。学生レクリエーションの企画・運営では、事例をもとにグループワークを行うことで、疾患を持つ人の看護を深めることができている。

精神看護学の看護過程では、バイオ・サイコ・ソーシャルの視点を用いて対象を捉える方法を採用し、目標思考型で対象のストレングスを捉えられるよう記録用紙を変更したが、他科目との違いによる混乱はなく、対象の背景にある思いや考えなども理論を用いて客観的に捉えることができている。

＜今後の展望・将来の改善・方策＞

精神看護学は、他科目の基盤となっているため、精神保健医療福祉は病院から地域へと変わり、求められる看護師の役割も移行されている現状を踏まえて、今後も教授方法を必要時見直していく

5) 発達看護論 (I～XII)

＜4年制の意図＞

看護の対象となる人間は、一人ひとりのライフサイクルの中で生活を営んでいる。その対象への看護を実践するためには、これまでの「成人看護学」「老年看護学」といった領域毎の「点」での捉え方や病気から看護の対象を看るのではなく、人間を受精から死に至る一生のライフサイクルの中で成長発達する存在と捉えている。そのため、指定規則に定められた専門分野を網羅しながら横断的に再構築し、「発達看護論」とした。

＜現状の説明＞

一生のライフサイクルの中で領域横断的に学ぶことを核とし、「さまざまな環境要因の相互作用の中で、受精から死に向かって順序性・連続性を持ち成長発達し続ける看護の対象である人の全体像をとらえ、生活を整えるとはどのようなことか看護の基礎を学ぶ」ことをねらいとし、図1の科目概念図を作成した。1年次で学ぶ発達看護論の最初の授業である発達看護論Iにおいては、看護の対象である人を「生活者」として捉えられるよう、また、人の生活過程を整えることそのものが看護であることを教授している。図1に示す受精から死に至る矢印は、平坦な直線ではなく、人生の様々な場面で巻き起こるゆらぎを経験しながら成長・発達し続ける存在である人を表現した。「現在・過去・未来」というキーワードを用いて、人は一生のライフサイクルの中で、様々なゆらぎを経験しながら、これまでの暮らし方(過去)があり、今(現在)があり、これから(未来)がある。発達看護論では対象となる人を点でとらえるのではなく、対象の現在・過去・未来のライフサイクル全体を線や面でとらえ対象理解を深めながら、生活を整える看護を学ぶ科目とし、発達看護論Iから発達看護論XIIの12科目、および発達看護論実習I・II・III・IVの4科目で構成となっている。

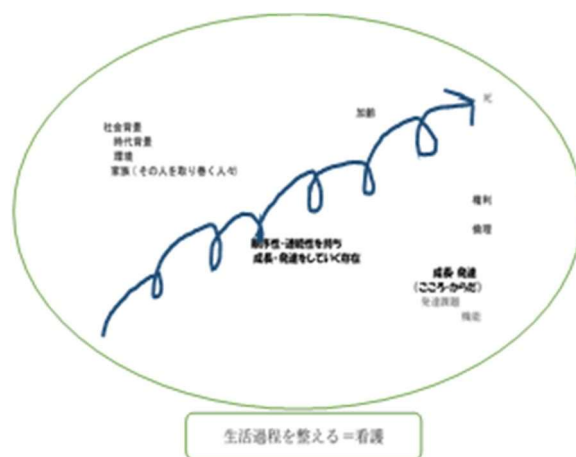


図1. 発達看護論 科目概念図

発達看護論実習の組立については、さまざまな環境要因の相互作用の中で、受精から死に向かって順序性・連続性を持ち成長発達し続ける看護の対象である人の全体像をとらえ、生活を整える看護の基礎を学ぶことをねらいとし発達看護論実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの4科目で構成した。各実習科目では「対象の現在・過去・未来を理解しながら対象をとらえる」「対象の状況が現在・未来の生活にどのように影響しているのかを理解し、生活を整える看護を実践できる」ことを重視し、成人・老年に関わらず受け持ち対象とする発達看護論実習Ⅰ・Ⅱ、母性・小児と分断せずに母子一体として捉えられるよう妊娠・分娩・産褥から新生児・乳幼児・学童・思春期と成長・発達の経過とともに受け持つ発達看護論実習Ⅲ・Ⅳとした。

＜点検・評価＞

リアクションペーパー、授業評価、実習終了後アンケート、演習においては援助計画の評価などを基に評価している。授業においては、現在の学生の生活体験や経験から捉えにくいこと、特に母子の生活に関することについては、学生のイメージ化につながるように視覚教材・演習を効果的に組み立て、演習ではクラス別で行うなどの工夫をしている。

発達看護論は1年次から3年次にかけて組み立てられている授業となるが、最初に学ぶ発達看護論Ⅰの中で、対象である人を生活者としてとらえて理解していくことを教授しており、その後続く発達看護論Ⅱ～Ⅶの中でも繰り返し「対象を生活者としてとらえること」「人は受精から死に向かって成長・発達し続ける存在」であること、に立ち戻りながら、教授している。そのため、1年次において人を丸ごと捉えることの必要性について理解し学ぶことができていると考える。その中で、成人期～老年期における対象理解においては「セルフケア」「ライフスタイル」「アイデンティティ」、「加齢変化」「人生史」「もてる力」、母子においては「命の尊さ」「発達段階」「権利」と、それぞれキーワードを用い、かつ発達看護論の概念図に戻りながら繰り返し教授しており、実習においても、対象の捉え方、キーワードをなげかけ学んだことを想起させながら対象理解につなげることができていると考える。

＜今後の展望・将来の改善・方策＞

今後のカリキュラム改正に向けて、授業時間・実習時間数が経ていく科目も多く含まれているため、講義でおさえおくべき内容か、実習で学ぶべき内容かをふまえ、効果的に学生の学びにつながるような教授方法について今後さらに検討していく必要がある。その上では、領域横断的な学びにつながるよう健康段階別の連携が重要になっていくと考える。

6) 健康段階別看護論（Ⅰ～Ⅴ）

＜4年制の意図＞

健康段階別看護論は、本校の教育の特色③を重点的に価値づけ、専門科目の知識をベースとし、発達看護論との繋がりを意識して構成している。各健康段階の対象理解を深め、各健康段階に応じた看護実践能力を修得・発展させ、それを定着・継続できるようシミュレーション教育を組み込んだカリキュラム構成とした。

開講は2年次後期から4年次前期とし、段階的な学習の積み上げができるように考え、「さまざまな健康段階にある人々を理解し、その健康段階に沿って看護を実践するために必要な知識・技術・態度について学び、各健康段階にある人の看護について学びを深める」ことをねらいとした。また、科学

的根拠をもとに健康段階別に、健康段階別看護論Ⅰ（回復期）、健康段階別看護論Ⅱ（慢性期）、健康段階別看護論Ⅲ（急性期①）、健康段階別看護論Ⅳ（急性期②周手術期）、健康段階別看護論Ⅴ（終末期）で構成している。

健康段階別看護論Ⅰ（回復期）では、疾病により機能障害、能力低下があり、社会復帰に向けて生活の再構築が必要な人とその家族の理解を深め、その人が持っている治癒能力を高め回復を促進する看護について学ぶ。

健康段階別看護論Ⅱ（慢性期）では、病いとともに生きる人を対象とし生涯にわたり生活調整や生活の再構築が必要な人と家族の理解を深め、慢性疾患が生活にどのように影響するかを理解し、疾患と生涯にわたって共存する人とその家族に対する看護について学ぶ。

健康段階別看護論Ⅲ（急性期①）では、生命の危機状況および症状の急性増悪など、急激な健康状態の変化にある人とその家族の特徴を理解し、重症化の回避・早期回復に向けた看護について学ぶ。

健康段階別看護論Ⅳ（急性期②周手術期）では、手術を受ける人とその家族を理解し、麻酔および手術侵襲から経過を予測し術後合併症のリスクを考えながら早期に回復を促し、入院後の生活を整えられるための看護について学ぶ。

健康段階別看護論Ⅴ（終末期）では、人生の最期を迎える対象とその家族を理解し生が終わるその時までその人らしく生きることを支えるための看護を学ぶ。

＜現状の説明＞

授業形態は、講義は2クラス合同、演習はクラス別で行っている。健康段階別看護論では、3・4年次に実習があり、講義・演習で学習したことを実習の経験にいかせるようにしている。

健康段階別看護論Ⅰ（回復期）では、地域・在宅看護論との話し合いを重ねながら授業展開を考え、地域包括ケアシステムの中で病院から地域に戻る生活者としての視点を大切にし、体験から看護を学べるような演習を組み立てている。また、臨床で働く看護師に講義依頼し、現場に即した看護実践能力を養える演習を取り入れている。さらに、学習者が「医療」と「生活」の両方の視点で看護を捉えられるように退院調整の実際や在宅看護論演習室を使用し、退院後の生活を見据えた演習を組み込んでいる。

健康段階別看護論Ⅱ（慢性期）地域包括ケアシステムの枠組みの中で本人・家族を生活者と捉え、「病と共に生きること」を主眼とした病気の慢性特性（クロニシティー）を理解しストラウスとコービンの「慢性疾患の病みの軌跡」看護モデルを活用しながら対象理解や看護について学べるような授業展開にしている。

健康段階別看護論Ⅲ（急性期①）では、生命の危機状況にある対象理解と看護を学ぶために、授業の中で対象のアセスメント能力を深められるように、臨床現場で働く看護師に講義依頼し、BLSやACLS等授業とシミュレーションを繰り返し行うことで看護実践能力を養えるような授業展開をしている。

健康段階別看護論Ⅳ（急性期②周手術期）では、体験を通して看護実践能力を養うために講義と演習が連動するような授業展開をしている。また、周手術期看護の思考過程を養うために事例をもとに看護過程を展開しながらアセスメント能力の向上を図った。シミュレーター（SCENARIO）を活用し思考過程を育てるような異常の早期発見、合併症予防の看護が提供できるよう演習を行い、健康段階別看護論実習Ⅱ（急性期）に繋がるようしている。

健康段階別看護論Ⅴ（終末期）では、講義の中ではグループワークを多く取り入れ、倫理観や死生観、「その人らしく生きる」ことの意味などを考え、学びを深められるようにしている。また、演習では、対象を全人的視点や意思決定支援の考え方を深めながら看護実践できる内容とし、次年度の健康段階別看護論実習Ⅲ（慢性期・終末期実習）につながる内容としている。

＜点検・評価＞

リアクションペーパー、学生による授業評価、教員の自己点検・自己評価などをもとに評価している。健康段階別看護論の概念図をもとに2年次・3年次で急性期・回復期・慢性期・終末期と健康段階別（経過別）に看護を学ぶことで、過去・現在・未来の視点で対象を捉えそれに応じた看護について学びを深められたと考える。授業評価結果では看護実践能力の項目について平均3以上であり今後も看護実践能力の向上を目指した教授を行っていく必要がある。事例から学べるように組み立てているが、さらにアセスメント力を高めるため、情報の意味することを考える仕組みを作っていく。また、講義の中では演習を多く取り入れており、講義で学んだ知識を演習で経験することでより学習が深まるような環境を作り、それを実習での学びにつながるように意識しながら支援している。特に演習の中では、シミュレーター（SCENARIO）を活用したシミュレーション教育を取り入れた。その中でデブリーフィング（看護実践の振り返り）を行い学習がより深まるように工夫した。学生からは効果的な講義であったと評価を得ている。

＜今後の展望・将来の改善・方策＞

4年制カリキュラムの中で健康段階別看護論の位置づけを念頭に置き、シミュレーション教育を積極的に取り入れた授業を展開し、学習者が時代に即した看護実践能力を身に付けられることを強化する。また、シミュレーション教育をより効果的なものにするためにも、それを教授する教員の人員確保が課題となっている。さらに、教員個々の教育力向上を目指し研鑽をしていくための時間確保、実現させるための予算確保が必要となっている。

7) 地域・在宅看護論（Ⅰ～Ⅲ）

＜4年制の意図＞

4年制カリキュラムでは、教育理念の「時代のニーズに即した看護実践能力が身につく教育を目指す」ことから、地域医療構想と地域包括ケアシステムが導入され、医療依存度の高い療養者が地域で生活する時代背景をふまえ、卒業時に「病院でも訪問看護ステーションでも働ける看護師の育成」を目指している。本校の教育目標である「地域・在宅においても看護実践を推進できる能力を養う」ことや、在宅看護のめざす「その人らしく生きるための支援」をもとに、地域・在宅看護論では『対象の生活を支え、生活の場におけるQOLの維持・向上を目指す』ことを軸とし、カリキュラム構築している。育てたい学生像として、「1. 自ら学習し積極的に他者と関係を築くことができる。2. 対象のねがいに着目し、ライフステージを丸ごととらえ、地域で生活している生活者としての理解を深めることができる。3. 対象の生活状況や健康状態に応じた看護を展開（実践）できる。」を目指し、授業および実習の構成している。

＜現状の説明＞

地域在宅看護論Ⅰでは、2つの視点で学習している。1つ目は、地域在宅看護論とは何か地域在宅の概念や地域で療養するための制度と社会資源の活用について学ぶことができるように、地域包括ケアシステムの実際として地域探査（調べ学習）や、訪問マナー演習を行っている。2つ目は、社会の動向に対応する訪問看護の役割と機能について、訪問看護ステーションの方々を外部講師とし、講義を行っている。特に、在宅看護の対象として多い、高齢者、精神疾患・難病・終末期の方々の理解と看護について学べるようにしている。

地域在宅看護論Ⅱでは、地域で療養する人とその家族を生活者としてありのままに捉え、看護実践するための基礎的知識について学び、在宅看護における生活支援、および看護過程について教授している。前期の終了（地域・在宅看護論Ⅰ・Ⅱの終了・開始）時期に、さまざまな制度を利用しながら地域で療養する方の理解を深めるため、ALSの当事者による特別講義を実施し、学生が療養者の実際の生活をイメージしやすいように工夫している。また、演習と講義を連動し、「動く・眠る」「食べる」「排泄する」「清潔にする」「息を吸う・吐く」について、地域で生活する療養者への看護をヘルスアセスメントの視点を持ち捉えられるようにしている。演習は家ラボやスキルラボを活用し、訪問看護ステーションの看護師や学生としてどのような視点で観察し対象を捉えるか、繰り返し実践を重ね学習していけるようにしている。

地域在宅看護論Ⅲでは、地域で療養する人とその家族の状況に応じた看護の実際について、看護過程を全5事例の紙上患者で展開している。対象理解ができるようグループで関連図を完成させ、在宅療養者とその家族の生活を支える看護の実践に向けて、思考過程と必要な援助方法について学習できるようにしている。

＜点検・評価＞

他科目の学習進度を考慮し、授業終了時のリアクションペーパー、学びのレポート、授業評価結果を用いて評価している。

授業方法や内容については、専任教員と訪問看護ステーションの方を外部講師とすることでメリハリのある構成となっており平均3.4であった。このことから、学生は興味を持って訪問看護の実際について学ぶことができたといえる。＜人間関係能力＞についての評価は平均3.5である。「①人への関心が高まった」の項目は3.8であり、学生は講義を通して対象をどのように理解するか考えられる授業であったと言える。＜看護実践能力＞は平均3.3の評価であった。概論というイメージしにくい授業の中、訪問看護ステーションの方々からの学びにより看護実践の理解に繋がったのではないかと考える。＜看護観＞の評価は3.3であった。科目をとおして地域在宅看護論とはどのようなものか理解できたといえる。＜チームで働く力＞は平均3.3の評価であった。訪問看護が単独で行われるのではなく、多職種連携していくことが求められていることが理解できたと考える。＜学び続ける力＞の評価は平均3.3であり、学生が自らの学習に責任をもつことができた結果であると考え。＜満足度＞は3.3であり、学生はこの科目に満足していたといえる。

地域在宅看護論Ⅱの授業評価結果では、授業方法や内容に関して3.2～3.3であった。リアクションペーパーの質問や疑問の内容は次回の授業で説明するように心がけたが、このことが評価として反映されており授業者の教授したい意図は学生に伝わっていたと考える。＜人間関係能力＞に関しては対象理解、援助的人間関係について3.3の評価であった。特別講義でALSの当事者の方にお会

いしたことが対象理解の深まりにつながっていったのではないかと考える。〈看護実践能力〉では3.1～3.2の評価であり、ナイチンゲール看護思想に関する評価が3.1と全評価項目の中で最も低かった。授業者は、授業の中でナイチンゲール看護思想について、單元ごとに触れていたが、学生の理解に至っていない。次年度の授業構築の際に、意識して触れ、看護実践能力を意識していく。〈看護観〉の評価は平均3.2であった。自分自身と向き合いながら、地域在宅看護とは何か考え学びを深めていることが理解できる。〈チームで働く力〉の評価は平均3.2であった。この科目の初講時に、学習方法として、協同学習で学びを進めていくことを説明している。各々個人の学習の責任を果たすことが求められ、個人学習がグループの学習に反映されるため、チームで働く力の評価に表れていると考える。〈自ら学び続ける力〉の平均は3.2である。後期およそ5月に渡っての授業であったが、学習と演習に集中し学ぶことができていた。そのため〈満足度〉の評価発達看護3.3であったと考える。次年度教材研究をさらに深め授業内容を精選し、また他科目との関連性を意識していく。

地域在宅看護論Ⅲの授業評価結果では、〈授業方法や内容〉は3.0～3.2の評価であり、地域在宅看護論の積みあがりの科目のため学生は難しさを感じたのではないかと考える。〈人間関係能力〉は平均して3.1の評価であり、5事例の展開によって対象理解が深まったのではないかと考える。〈看護実践能力〉の評価は平均して3.15である。身体面だけでなく、心理面、社会面を含め全体を多角的に捉える視点を身につけることができていく。〈看護観〉の評価は平均して3.1であり、グループで事例学習を進める中で、学びが深まり自己の看護観の形成につながっていったと考える。〈チームで働く力〉の評価は3.1であり、上で述べたとおり、グループ学習により他者と協力し合い目標に、向かうことができたのではないかと考える。〈自ら考え学び続ける力〉の評価は3.1～3.2であった。初めての書式である関連図に戸惑い、書き方がわからない、正解がわからない、など様々な思いを抱えながらも学習に取り組んでいた。〈満足度〉は3.0である。5事例の展開という学習量の多さと、初めての書式に戸惑うことが多かったが地域在宅看護論実習Ⅰに繋がりのある授業であった。

〈今後の展望・将来の改善・方策〉

今年度地域在宅看護論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの科目が一通り終講し、地域・在宅看護論実習Ⅰが行われた。学生は学校での学びをもとにした実習を経験し、成長している姿がある。学生の実習終了後アンケート内容では、関連図について学習をどのように進めるか明確にしてほしいという意見や5事例学べたから実習に役立ったなど様々な思いがあった。教授する側も初年度ということもあり、戸惑うことも多かったが、今後さらに教材研究や授業の内容を精選し、地域在宅看護論実習Ⅱに向けた準備を行い、他領域との関連性を意識した授業を構築していきたい。

4. 看護実践のための技を身につける領域

1) 基礎看護学

(看護技術論Ⅰ～Ⅴ、看護援助論統合演習Ⅱ、看護の対象と場を知る実習・理解する実習)

〈4年制の意図〉

時代のニーズに即した人の生活を整える看護実践能力を養うために、対象を全人的にとらえこころとこころを通わせながら、生命力の消耗を最小限にし、持てる力が最大限に発揮できるように科学的根拠と豊かな創造性に基づき、対象の個別性に応じて生活に働きかけ安全に看護を実践するため

の、人に向き合う姿勢と技を学べるよう構成した。また、臨地実習では、人に向き合う姿勢・知・技を統合し、看護を実践する力を養う領域としている。

＜現状の説明＞

① 形態機能学からフィジカルアセスメントへ

ナイチンゲール看護思想を基盤として、自然治癒力が体内で発動しやすいよう対象の生活のあり方のすべてを生命力の消耗を最小にするよう生活を整えていく看護を実践できるためには、日常生活を営む人の身体のしくみがわかりフィジカルアセスメント出来る力が重要であると考えた。そこで日常生活行動の視点から身体の仕組みを理解する形態機能学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、看護につながる形態機能学を導入し、看護後技術論Ⅱ（フィジカルアセスメント）につなげ発展できるよう学習を展開している。

看護後技術論Ⅱ（フィジカルアセスメント）では、「フィジカルアセスメントガイドブック」をテキストとし、“生きている機能”“生きていく機能”という視点から、日常生活を営む人の身体のしくみがわかりフィジカルアセスメント出来る力を養っている。さらにフィジカルアセスメントの第一人者である非常勤講師を招きフィジカルアセスメントの土台となる臨床推論の基本について教授している。

② 対象の生活過程で体力の消耗を最小限にする看護技術の学習

人の生活のありようを理解し看護技術の土台となる形態機能学の知識とつなげながら生命力の消耗を最小にするよう生活を整えていく看護技術を学習するよう看護技術論Ⅲ・Ⅳ・Ⅴと科目構成している。各科目では、形態機能学・看護につながる形態機能学と連動しながら少人数によるグループ編成を行い豊富な演習により着実に看護技術が学習できるように教授している。

また、ナイチンゲール看護思想の“三重の関心”を土台とし、技術の方法論だけを学ぶのではなく、生命力の消耗を最小にするよう生活を整えていく看護を実践していくためには、“三重の関心”である知・心・技への関心が混じり合い、看護技術の原理・原則を理解したうえで実施していくことが必要であることを常に意識できるよう授業を展開している。

③ 看護の対象と場を知る実習と看護の対象を理解する実習

生活する人を知ることが目的に、看護の対象と場を知る実習では、特別養護老人ホームやグループホーム、デイケア等に2日間、老人福祉センター2日間の見学実習を実施している。対象の生活する場に身を置き、対象となる人に関心を寄せ、生活している人とはどのような存在であるかを知ることが目的に実施している。その後、看護の場の一つである病院の機能を知り、実際に看護師とともに行動し、看護の場面を見学し、看護師の役割と活動の実際を知ることが目指して実施している。

看護の対象を理解する実習Aでは、病院実習で初めて患者を受け持ち、コミュニケーションや環境整備を実践し、対象を理解することについて学びを深めている。

その後、基本的なフィジカルアセスメントやバイタルサイン測定、日常生活援助を学んだ後、看護の対象を理解する実習Bでは、受け持ち患者の看護過程を展開し、実際に日常生活援助やバイタルサインを実践している。

④ 医療安全とOSCE導入のためのシミュレーション教育の強化

カリキュラムの特色でもある、時代のニーズに即した看護実践の威力を養うことができるよう、これまで学習した知識と技術を統合し、臨床現場における実践に対応できる能力を養うことをね

らいとしている。そのため、複合的な状況をアセスメントする場面設定でシミュレーション教育や4年間の集大成として、身についた看護実践力を評価する OSCE 試験を実施することとしている。

＜点検・評価＞

看護技術Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴでは、形態機能学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、看護につながる形態機能学と連動しながら、ナイチンゲール看護思想を基盤として、自然治癒力が体内で発動しやすいよう対象の生活のあり方のすべてを生命力の消耗を最小にするよう生活を整えていく看護を実践できるためのフィジカルアセスメント、日常生活援助技術、診療の補助に関する技術を学ぶことができています。

また、臨地実習では1年次の初めての实習を病院ではなく生活の場であるグループホーム等から始めることにより、看護の対象を“患者”ではなく“対象”としてとらえる視点を培うことにつながっている。さらにその視点は今後の学習の発展に伴い“生活する人”という対象のとらえ方につながる土台となるものと考えます。

さらに、看護の対象を理解する実習 B については 60 時間（9 日間）と短時間の中で初めてバイタルサイン・日常生活援助・看護過程の展開を実施する状況から、実習目標の検討を繰り返し行ってきた経緯がある。1 期生では、『看護過程の展開』と『日常生活援助の実施』の同時進行に困難となる傾向が著明にみられた。2 期生では、日常生活援助などのかかわりを通して対象理解ができるようにしたいと考え、『看護過程の展開』では、ヴァージニア・ヘンダーソンの看護理論を活用し、14 項目の情報の整理までとした。その結果、1 年次の到達を下げたことで、2 年次の実習展開への影響が懸念されたため、令和元年度 3 期生では、1 年次の講義と実習の連動を見直し、臨地実習ガイダンス通りアセスメントを行い、充足・未充足の判断をする『看護過程の展開』と『日常生活援助の実施』を同時進行で行うこととした。この結果、繰り返しの指導は必要であるが、多くの学生が形態機能学の知識をもとに身体の中で何が起きているのか、そのことが症状や援助につながることを理解し、優先順位の高い項目については解釈・判断することに取り組み、受け持ち患者の全体像を捉える機会となった。

＜今後の展望・将来の改善・方策＞

形態機能学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、看護につながる形態機能学との連動が重要であることから、さらに科目間の学習進度を検討し実施する必要がある。

1 年次から 4 年次の看護技術習得状況を評価し、1 年次の看護技術論Ⅲ・Ⅳ、2 年次の看護技術Ⅴの教授方略・内容を更に検討していく。加えて 4 年間の集大成としての OSCE 試験の実施に向け、学生の主体的な準備を促進し、効果的な実施につなげていく。

2) 精神看護学（こころを理解する実習）

＜4 年制の意図＞

2 年次後期で実習する精神看護学実習では、“こころを理解する実習”とし、対象との関わりをとおして自己理解・他者理解を深めていくことを目的としている。実習では人を理解するための基盤を作り、その学びが 3 年次・4 年次の他科目での実習につなげられるよう、人と関わる経験をとおして人間関係能力を養い、人間のこころを理解し、こころの健康に対する看護につながると考えている。

こころを理解する実習までに、学生は1年次に対象と場を知る実習、対象を理解する実習を経験し、2年次では発達看護論実習Ⅰ・Ⅱを通し、対象の過去・現在・未来を考え、対象者を生活者として捉え必要な看護を実践できるような実習を行っている。様々な環境の相互作用の中で成長発達し続ける人を捉え、その発達段階を考慮した生活を整える看護を学習してきている。その上で、こころを理解する実習では、自分自身を理解し、自分の感情の揺れや対人傾向について向き合い、看護が対象との相互作用であること、そのため看護の道具として自分自身を知ることにより、対象理解を深めた関わりができることを学んでいく

<現状の説明>

2年次後期に3施設13セクションで学生80名が一斉に実習に臨むため、他領域の教員も実習担当として配置している。そのため、実習の目的・目標が達成できるよう教員間の連携も図り学生指導につなげている。

実習の展開では、入院している患者1名を受け持つが、可能な限り受け持ち患者は学生が会ってから自分で決めることとしている。意図としては、自分のコミュニケーションのあり方や精神に障害をもつ人に対する思いなど、実習が進む中で対象との人間関係を通し、対象と自分との間で相互に照らし出されるイメージを検討し他者理解、自己理解につながっていくと考えている。

また、実習中は1人2回のプロセスレコードの検討を行う。対象との2場面の再構成を行うことで、1場面目で気づいた自己理解をもとに、意図的に対象と関わった場面を再度2場面目として再構成することで、他者理解における自己理解を深めていけると考えている。プロセスレコードの検討を行う中では、学生の安全を保障しながら取り上げた内容やそのときの感情を評価するのではないことを伝え、自分と対象との間で起きていた感情や思考などを素直に表出していく中で自己理解を深めていけるようにしている。

また、学生レクリエーションの企画・運営・実施を必ず行うこととしている。その背景には、レクリエーションを企画していく中で、対象となる人の理解を深めていくことだけでなく、レクリエーションの目的、効果の意図をもち実施していくことや企画・運営する上で、受け持ちの患者だけでなく、受け持ちではない患者や学生のメンバー、実際に指導をする指導者や教員を含め様々な人との人間関係の中で自己のありようを意識して行えるよう学習のねらいとしている。

さらに、実習中のカンファレンスでは、精神医療における倫理的課題についてテーマとして取り上げることとしている。看護学生としての思い、個人としての思いなど立場を変えることでの価値観の変化やそれぞれの立場による思いの違い、または治療としての必要性など自己の中で生じた思いをそれぞれ話し合うことで、様々な人の思いを知り、倫理的課題を感じながら自己理解につなげられるよう実施していく。

<点検・評価>

実習の達成感については、昨年度・今年度ともに、9割以上の学生が達成感を感じることができている。実習の目標では、自己理解・他者理解できるでは、昨年度・今年度ともに多くの学生ができたとしている。特に、プロセスレコードを用いた再構成を行うことで自分の思考の傾向、自動思考や使っている防衛機制、自己一致していない自分について気づくことができていた。再構成を通しての自己の変化について、1人2回プロセスレコードの検討を行うことで、1回目の検討で気づいた自己の

傾向を意識した意図的な関わりを行うことができ、2回の検討を行うことで自己の変化を感じることに繋がっていた。看護の方向性では、対象を全人的に捉えられるようバイオ・サイコ・ソーシャルモデルを用いていくことで、対象の問題となるところだけでなく、対象の強みやもっている力、健康部分に着目しストレングスの視点をふまえた生活者として対象を捉えることができていた。

一方今年度は、他者理解についてはやや低下していた。これは、実習中に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、実習最終週が自宅学習となり、他者理解のための意味付けとしてまとめのカンファレンスの時間を確保できなかったためと考える。

授業評価では、昨年度・今年度ともに、「対象に関心を寄せかかわることができた 3.81」で最も高かった。自己理解、他者理解という他科目の基盤となる位置づけのこころを理解する実習であるが、実習の評価を含め目的目標を多くの学生が達成できていたと考える。

＜今後の展望・将来の改善・方策＞

こころを理解する実習では、学年全体が3施設に分かれて一斉に実習展開していくため、実習場所の確保と教員の確保が課題である。自己理解、他者理解を深めるにあたりプロセスレコードを2事例展開するが、その学びの保障を教員全体ができるように、精神看護学としてプロセスレコードの検討会などの学習会を企画し、教育の質の均てん化にむけて取り組んでいく必要がある。

精神看護学の教授は、こころを理解する実習を最後に2年次で完結される。3年次以降の精神看護学との関連では、3年次の地域在宅看護論実習Ⅰで就労移行支援事業所B型での実習と精神科訪問看護での実習を行うこととなるため、今後学習の積み上げについて評価を行っていく必要がある。

3) 発達看護論（発達看護論実習Ⅰ～Ⅳ）

＜4年制の意図＞

さまざまな環境要因の相互作用の中で、受精から死に向かって順序性・連続性を持ち成長発達し続ける看護の対象である人の全体像をとらえ、生活を整える看護の基礎を学ぶことをねらいとし発達看護論実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの4科目で構成した。

＜現状の説明＞

各実習科目では「対象の現在・過去・未来を理解しながら対象をとらえる」「対象の状況が現在・未来の生活にどのように影響しているのかを理解し、生活を整える看護を実践できる」ことを重視し、成人・老年に関わらず受け持ち対象とする発達看護論実習Ⅰ・Ⅱ、母性・小児と分断せずに母子一体として捉えられるよう妊娠・分娩・産褥から新生児・乳幼児・学童・思春期と成長・発達の経過とともに受け持つ発達看護論実習Ⅲ・Ⅳとした。発達看護論Ⅰ・Ⅱについては病院での実習、発達看護論実習Ⅲは、保育園・学童クラブ・子ども自立生活支援センター・母子に関する外部施設・助産所・産科診療所での実習となり主に見学の実習となる。発達看護論実習Ⅳでは、病院で対象を受けもち看護展開を行う実習となる。

＜点検・評価＞

実習後の授業評価・学生による実習アンケートにより評価をおこなっている。発達看護論の実習としてⅠ・Ⅱは今年度で2年目、Ⅲに関しては今年初めての实習となった。

発達看護論実習Ⅰでは、対象を生活者として捉え、発達段階・発達課題の視点で理解し、必要な看護を考えることを目標に実施した。既習学習として基礎看護学のフィジカルアセスメント、症状アセスメントを繋げ発達看護論Ⅲの授業で事例展開を行った。実習前準備でスキルラボを開放し、症状の観察等の実践的な学習ができる環境づくりをした。さらに、実習計画全体のスケジュールを作成し、学生・教員の一貫性を図ったことや中間の学内実習は、学生の思考の整理や疑問の解決に有効な時間となっていた。また学生は対象に関心を寄せ関わり、実習を通して学生は対象の変化を実感し、生活を整える看護を実践するためには対象を知ることが必要であるという実感とともに、対象理解の難しさを学んでいた。それと同時に学生は、対象理解のプロセスの中で「対象を点ではなく線で捉える、現在・過去・未来の視点で考える」ことを学び実践していた。発達段階・発達課題の視点から対象を理解することに課題が残り、教員側が意図的に発達段階・発達課題を学生に投げかけ考える機会を作っていくことで、対象の状況や状態に気づくことができたと考えた。学生・指導者・教員で共通して意識し実習に取り組めるように、老年期は「加齢変化、人生史、もてる力」成人期は「セルフケア、ライフスタイル、アイデンティティ」のキーワードを提示し支援することで対象理解につながったと考える。

発達看護論実習Ⅱでは、対象を生活者として捉え、発達段階・発達課題の視点で理解し、必要な看護を考え実践できることを目標に実施した。講義で脳梗塞患者の看護の事例展開や実習前のスキルラボは希望学生に開放することを説明し、自主的な学習が行えるようにした。発達看護論実習Ⅰの課題では発達課題・発達段階の視点から対象を理解することがあり、教員・学生・指導者で共通し、意識して実習に取り組んだことで理解に繋がることができた。そこに学生は積極的に取り組んだ成果が得られたことに満足感を得ていた。

疾患の学習が進み、発達看護論実習Ⅰの症状か課題の『対象の体に何が起きているのか』など病態の理解では、繋げることができた。また、現在・過去・未来の視点から対象をとらえることで理解が深まった。生活者として捉えることができているが、病態生理や発達段階・発達課題を踏まえたアセスメント、問題抽出、優先順位や看護計画の立案が課題となった。

発達看護論実習Ⅲは、小児と母性を分断せずに妊娠・分娩・産褥・から新生児・乳幼児・学童・思春期と成長発達の経過とともに学べるよう「分娩・出生から成長段階のライフサイクルに沿って子どもの成長・発達、および妊娠分娩育児に伴う対象の理解と看護を考える」を目標とし実施した。実習展開としては、産科診療所4日間、助産所2日間、保育所3日間、子ども自立生活支援センター1日間、学童保育2日間、母子に関する外部施設1日間など多くの施設において見学を中心とした実習をした。

学生は意欲的に実習に臨むことができおり、実習を通して人への関心が深まっていた。小児領域で保育園や学童において様々な年齢の子どもと関わるように配慮し、日常生活を中心に遊びやコミュニケーションを通して関わることもできたこと、また助産所や産科診療所で妊婦や褥婦・新生児と直に触れ合うことが出来たことから、対象である子どもや母親に関心をもって関わることもできていたためと考える。また学びの中では「生命の尊厳を3年生にして初めて感じ学んだ」という言葉があり、外来見学、分娩見学、新生児の受け持ちなど多くの見学・体験ができたことが評価につながっていたと考える。

実習展開として母性領域と小児領域を別々にとらえがちな学生の思考を統合するため、キーワードを「命の尊さ」「発達段階」「権利」と提示し、母子一体である視点を深めるため、合同カンファレンスを設けた。しかし、学びの経過としてそれぞれの施設での学びを深めることはできていたが、発達看護

看護論実習Ⅲの学びの統合までに至っていない学生も見受けられた。記録や実習の持ち方など、思考を整理する時間や、学びを統合するような工夫が必要であると考ええる。

＜今後の展望・将来の改善・方策＞

今後のカリキュラム改正に向けて、看護師教育について将来を見据えた役割の拡大とより高い能力が求められることから、臨床判断能力の強化や地域を視野に入れた教育の充実が必要とされている。地域の視点をもって活動する人材を育成することが重要とされ、発達看護論ではさまざまな発達段階を対象とする領域横断的科目である。今後は人のライフサイクルの視点で柔軟な授業編成や学生が主体的に学べる教育方法を継続し、効果的に学生の学びにつながるような教授方法について今後さらに検討していく必要がある。その上では、領域横断的な学びにつながるよう他領域との連携が重要になっていくと考える。

4) 健康段階別看護論（看護援助論統合演習Ⅰ、健康段階別看護論実習Ⅰ～Ⅲ）

＜4年制の意図＞

看護援助論統合演習Ⅰは、健康段階別看護論実習Ⅰ（慢性・リハビリテーション期）及びⅡ（急性期）の前に演習を行い、対象の健康段階に応じて設定された看護場面に対する状況判断をし、看護を実践することが学べるように構成した。

健康段階別看護論実習Ⅰ～Ⅲは、既習学習を生かして3年次の前期科目として慢性期・リハビリテーション期、後期科目として急性期（周手術期）として経験を通し、看護実践能力を発展させるようにした。そして、最高学年となる4年次に終末期とし、対象を全人的視点でとらえ、臨床判断に基づいた看護実践が行えるよう構成している。

＜現状の説明＞

看護援助論統合演習Ⅰは、クラス別で演習を行っている。演習では、シミュレーション教育を取り入れ、その場の状況判断と必要な援助を見出すこと、相手の反応にどう対応するかを考え、適切に実施することができるように場面設定している。そのため、どこを取り組めばいいのかが分かるように目標設定している。デブリーフィングでは、学生の気づきから学習内容の確認を行い、次の展開へつなげることができるよう確認している。

健康段階別看護論実習は、今年度開講した科目である。健康段階別看護論実習Ⅰは、前回の実習から6か月ぶりの看護過程の展開となっていること、講義での慢性期における看護過程の展開をしていない。このことと、健康段階の特徴をふまえて対象の現在・過去・未来を考えた看護の方向性を考えることができるよう指導している。特に、地域医療連携室での1日見学を取り入れることで、対象の未来をより具体的にイメージした上での看護が分かり、多職種連携における看護の役割が理解できるようにしている。

健康段階別看護論実習Ⅱは、急性期（周手術期）であり、実習中に手術見学を行い、手術室での看護とチーム医療連携の実際が理解できている。術後の対象の回復過程に応じた看護を実践している。

＜点検・評価＞

看護援助論統合演習Ⅰでは、授業評価の結果概ね3.5以上であった。課題提示の時期・内容について

ては、前半の演習は準備不足があり効果的な事前課題提示はできていなかった。しかし、後半の演習については十分準備し演習の目的・目標を到達するための効果的な事前課題の提示ができたと考える。また、演習では担当教員ごとの教育力に差がみられたため、各教員の教育力向上を図っていく必要があると考える。

健康段階看護論実習Ⅰでは、授業評価の結果は概ね 3.5 以上であった。2 年次で修得する健康段階別看護論Ⅰ（回復期）・健康段階別看護論Ⅱ（慢性期）の講義と連動させている。対象の健康状態をより深く理解できるよう指導している。特に対象の退院後の生活に視点を置き、地域連携部門の見学実習を設けることで、地域包括ケアシステムを始めとした制度やそこに関わる医療者の連携について学べている。チームで働く力については 3.55 という結果であった。在院日数の短縮化により、実習での受持ちが 2 例となることが多く、学習到達度を明確にすることで、必要な看護を考えて実践することができていた。

健康段階別看護論実習Ⅱでは、受け持つ対象は周手術期が中心であり、講義資料を活用しながら対象理解に繋げるようにした。領域を超え、複数の教員が関わるため、繰り返し到達目標を伝えた。実習期間中においても教員間で到達目標を確認し、受け持ち対象の選定や学習可能内容を確認し合うようにした。また、学生状況を共有し、指導の方向性を教員間で確認するようにした。受け持ち期間が短く、複数名を受け持つ中で、対象の経過が把握できるような指導し、周手術期の看護が理解できるように関わることができた。

＜今後の展望・将来の改善・方策＞

看護援助論統合演習Ⅰでは、教員のシミュレーション教育における教育力を高め、効果的なデブリーフィングが行えるようにする。

健康段階別看護論実習Ⅰ・Ⅱは、3 年次全員が一斉に実習へ入るため、他施設にわたり学生が配置される。実習期間でタイムリーに学生全体の状況を把握することが困難であり、今後はより一層、教員間の連携強化が必要となっている。次年度健康段階別看護論実習Ⅲ（終末期）が開講予定である。

5) 地域・在宅看護論（地域・在宅看護論実習Ⅰ・Ⅱ）

＜4 年制の意図＞

本校における地域・在宅看護論実習は、本校が 4 年制カリキュラムに移行し、教育目標の「地域・在宅においても看護実践能力を推進できる能力を養う」ために、3 年次と 4 年次それぞれに 90 時間（2 単位）、合計 180 時間（4 単位）と 3 年制カリキュラムの 2 倍の実習時間数に増加した。また各実習期間を約 1 か月間と長期間で組み立て、対象との関係性の構築や継続的な支援の実際が学べる構成とした。3 年次から 4 年次へと実習の積み重ねを考え、3 年次の地域在宅看護論実習Ⅰでは地域包括ケアシステムの概要を捉え、4 年次の地域在宅看護論実習Ⅱでは、看護実践を訪問看護師とともに経験できるように、地域・在宅看護論の展開方法を検討した。

＜現状の説明＞

地域・在宅看護論実習Ⅰでは、地域で生活している対象への看護活動の実際をとおして、地域包括ケアシステムの実践を理解することを目的としている。学生は入学時より、看護の対象を生活者としてライフステージを丸ごととらえ対象理解を深めることを学んでいる。そして、この実習の前には、健康段

階別実習Ⅰで地域連携室における移行支援を学んでいる。その上で当該実習では、対象のねがいに着目し、ライスステージを丸ごととらえ、地域で生活している生活者としての理解を深めることを主軸におき、様々な地域の事業での支援の実際を体験することで地域包括ケアシステムの実際を学んでいく。

方法としては、学生をAチームとBチームに分け、約1か月間の期間で実習を行う。訪問看護ステーションでは7日間、Aチームは毎週火曜と水曜、Bチームは木曜と金曜と、実習の曜日を固定し、受け持ちの療養者を担当し1か月を通して看護展開していく。また1日2～3件程度、受け持ち療養者以外の訪問看護に同行し、地域で生活する対象の多様性を学んでいく。

同時期に全学生が一斉に実習に入るため、他領域教員にも学生担当を担ってもらい、臨地での指導体制がとれるように調整した。学生は実習目標達成に向け、自立した学習への取り組みが必須な状況であるため、目標の到達段階が明確になり、自ら学習に取り組めることをねらい、ルーブリック評価を導入した。

訪問看護ステーション以外の曜日には、精神科訪問看護ステーション1日、地域密着型サービス事業所1日、地域包括支援センター2日、就労継続支援B型事業所又は地域活動支援センター1日と、地域における様々な医療・福祉の事業所での実習を行い、地域包括ケアシステムの実際を理解できる内容とした。

地域・在宅看護論実習Ⅱは、令和2年度開講予定となっている。地域で生活している対象への看護活動をとおして、訪問看護の実際を深めることや対象を中心とした多職種連携について学ぶことを目的としている。当該実習に入るまでに、地域・在宅看護論実習Ⅰ以外にも地域密着健康教育や発達看護論実習Ⅲなど、地域に関する学習を終えている。それらの学びを手がかりに思考の整理を含む訪問看護の実践を深め、更に対象のねがいを中心とした多職種連携の実際も学んでいく。その経験や社会の動向をふまえて、地域における看護の役割や責任、今後の課題について考察することを求めていく。現在、地域包括ケアシステムの構築は発展途上であり、今、看護を学んでいる学生たちが将来地域を支える専門職としての役割を担っていく人材に成長することをねがっている。

方法としては、実習期間を10日間とし、訪問看護ステーションで実習を行う。地域・在宅看護論実習Ⅰと同様にAチームとBチームに分け、曜日固定で約1か月間の期間で実施する。受け持ち療養者の看護展開を訪問看護師の指導のもと展開し、看護実践を行う。また1日2～3件程度、受け持ち療養者以外の訪問看護に同行し、地域で生活する対象の多様性を学んでいく。その他、可能な範囲で担当者会議や移行支援の会議の同席、関連事業所への参加などをとおして多職種連携の実際を学ぶ構成にしている。

<点検・評価>

令和元年9月24日より10月23日まで90時間、3年次72名が地域在宅看護論実習を行い、訪問看護ステーション7日、精神科訪問看護1日、地域における関係機関4日：地域包括支援センター2日、地域密着型サービス事業所1日、就労継続支援B型事業所・地域活動支援センター1日の多施設にわたる実習であった。

地域・在宅看護論実習Ⅰのルーブリック評価では、学生自己評価・教員評価ともに、A評価・B評価が多く、学生は実習先の指導者や担当する教員に確認しながら学びをすすめ、履修学生全員が実習目標は達成できていた。

学内中間カンファレンスでは、テーマを「私たちが体験した地域包括システム」として、施設の特徴

や支援・連携の実際について共有した。中間カンファレンスで情報共有したことで、施設での体験をしていた学生にとっては学びを深めることに繋がり、未体験の学生にとってはその後の学習準備に繋がったと考える。合同カンファレンスにおける学びからは、この実習を通して学生は、地域・在宅看護論の講義の中で教授してきた内容を、実際に経験し学びとすることができたと考える。講義の中で繰り返し伝えてきた対象の“のぞみ”“ねがい”の意味について、実際の経験として生活や人生の中で“ねがい”に揺らぎがあること、“ねがい”が変わることがあること、その都度その時の“ねがい”に寄り添うことの大切さを学んでいた。

また、講義の中で ICF の考え方や、高齢者の持てる力、強み（ストレングス）に着目し、問題解決思考のみでなく、目標志向型思考でとらえることの重要性についても教授している。学生は、看護者やその他の職種の人達の看護観や思考や思いに触れながら、多職種と関わることで、生活を維持するためにはできる力（強み）に着目し、できる力を活かしてできないところに看護は関わっていくことや、在宅と病院での看護のちがいについて感じ、考え、その人らしい生活や“ねがい”を大切にしていける意味がわかったと実感していた。その他にも、講義ではなかなかイメージし辛いと反応していたことであつたが「訪問看護師は限られた契約の時間内で、次に訪問する日までの時間・日数を考慮し、予測性を持った対応をしている」ことや「様々な家族の在り方およびその支援」や「意思決定支援の実際」についても学んでいた。

また、実習終了時のアンケートには「地域包括システムについての理解が深まった」、「価値観の折り合いの付け方、広い視野でみていくことを学び、看護観が深まった」や「知らないことをたくさん教えていただいて看護観が広がった」などの意見がみられ、体験をとおした学びが意味づけられていた。

今回初めての实習展開方法であつたが、およそ1か月間にわたる実習期間を設け、訪問看護ステーションと地域の様々な関連施設を相互に行き来することで、学習と様々な施設での体験を結びつける時間が確保できた結果であると考え。このことから、地域包括ケアシステムや地域・在宅看護について、体験をとおし学びを深めることができたと考える。

＜今後の展望・将来の改善・方策＞

実習期間中の学生の反応や施設スタッフの反応、実習終了後の教員アンケートから、幾つかの課題も明らかとなった。4年制カリキュラムでは、学生の自律を促す教育を目指しているが、地域・在宅看護論実習Ⅰでは、実習施設のスタッフから、積極的に実習に取り組んでいたという評価と、受け身の姿勢で積極性が見られないことへの評価の差があつた。後者の評価の中には、受け身の姿勢に見えていても、学習を積み重ねて体験の意味づけができてきている学生と、姿勢態度に課題がある学生が含まれており、この原因には、自分の学びを積極的に伝えられていないことが考えられた。

その一つ目の要因として、事前のオリエンテーションの不足が挙げられる。学生はこれまでの病院実習とは異なり、少人数で様々な施設に赴き学ぶことになる。新しい記録様式や評価表を使用するため、オリエンテーションに向けて施設の特徴や注意事項などを記載したファイルと、実習記録の記載見本を準備したが、学生が主体的に実習に臨むためのイメージ化が促進できなかった。綿密なオリエンテーションの運営時準備と、実習ガイダンスおよび実習の手引きの作成を検討する。

二つ目の要因として、実習記録をスタッフに見てもらい、学生の状況を把握しながら学生指導につなげる実習環境が不足したことが考えられる。今年度は病院実習と同様に、実習記録をファイルから取り外さず、学生が管理する方法で実施したところ、指導者が学生の記録を見る機会を失い、学生の思考や

学び・感情などを把握することができなかったことが挙げられた。訪問看護ステーションの現状をふまえ、指導者が学生の記録を把握して学習効果が上がる指導体制を整える記録管理の検討が必要である。

三つ目の要因として、3年制カリキュラムと比較して1日の実習時間が1時間短くなったことで、指導者と振り返る時間が持てなかったことも考えられる。これらをふまえ、実習時間の延長など実習展開方法について検討を重ねていきたい。

評価表については、今年度、ルーブリック評価を初めて導入し、主体的に活用できる学生とあまり活用できなかった学生に二分した。また、評価基準のほとんどが記録で評価する内容としていたため、記載はできなかったが、情意面で学びを深められた学生の評価に課題が残った。そして多くの学生がA評価となり、評価点の妥当性にも課題が残った。次年度はこれらの課題をクリアできるよう検討を重ねていく。

5. 看護を創造し探求する領域

<4年制の意図>

ナラティブ、ケアリング、研究方法の概念を学び、経験を通して看護の意味づけを行うことで、“看護であるものと看護でないものを見分ける眼”を養い、自己の看護観を追究していく力を養う構成とした。

1年次では、看護の本質であるケアリングについて、日常生活の体験から、ケアリングの意義やケアリングの重要性をケアリング論で学び、自己の体験を内省し気づきの意味を理解できるようにナラティブの基礎的な理解をする。

これらを土台として、4年制では、1～4年次すべての実習後にナラティブを配置した。これまで3年制では、一つの実習が終了するとすぐに次の臨地実習科目に取り組むため、経験を十分に振り返るゆとりがなかった。そこで、4年制では、これまで以上に学生の経験を大切に、臨地実習を通してここに残っている場面や気がかりに向き合い、振り返って語り合うことで、経験したことの看護の意味を見出し、看護であるものとないものの眼を養いたいと考え、方法論としてナラティブを選択した。4年次では、臨地実習での知を財産として「看護実践への提案書」を作成し、自分自身の看護観を深め看護実践を養うことをねらいとした。

<現状の説明>

科目ナラティブにおけるナラティブは、看護学生らが臨床での自らの経験をストーリーとして語ることを意味する。この経験を語ることを通じて、臨床経験の言語化を図り、看護の意味づけにつなげることを目的としている。1人が語る1つのナラティブは一回限りのものであり、そこから引き出された気づき・学びは、自己の看護観、看護実践へつながっていく。

・ナラティブⅠ

1年次のナラティブⅠでは、ナラティブとはなにか伝えながら実際に語る体験をしていく。ナラティブの基礎知識の獲得だけでなく、他者に語ることで語りの楽しさを知り、また他者の語りを聴くことでの気づきの発展を目指している。

・ナラティブⅡ

2年次のナラティブⅡでは、自分の実習の体験をもとに、実際に「語る」「聴く」をやってみる

ことを目的としている。8名ほどのグループを作り語りの実践をしていくが、実習のメンバーと異なるメンバーの構成とすることで、他者にも語りから情景がイメージできるよう語ることをねらっている。

・ナラティブⅢ

3年次のナラティブⅢでは、Ⅱと同じく自分の実習の体験をもとに「語る」「聴く」の実践を行っていくが、語ったあとに看護の意味付けを行うことを目的としている。語る前に自分の体験を振り返る時間を作り、事前に活写を行う。活写をもとに語り、語ったあとにさらに追加しながら、看護の意味を深めていった。

研究方法論については、看護における研究の意義について理解し、研究方法、研究計画書立案の基礎的知識を学び、幅広い視野で看護を探究する能力を養うことを目的とした。専任教員全員が担当者となりゼミナール方式で学びを深め、学生個々の研究疑問から研究計画書の立案を実践した。研究方法論につながる研究の実際については、今後実施予定にある。また研究方法論、研究の実際はテーマ別看護実習とつながり、学生個々が看護を探究していくことを目指す。

<点検・評価>

ナラティブを体験する場を積み上げていくことで、対象とのかかわりの中で感じた自己の感情に気づきながら語り、体験を深めることができている。語りを行うことで、他の科目の発表場面を通して、他者に伝える能力は学年を追うごとに身につけてきている。

研究方法論については、講義内容ならびにゼミナールでの検討内容を踏まえて研究計画書の立案が実践出来た。ゼミナールの取り組みでは学生の主体的な学びの活動が求められるが、個人差があり、事前オリエンテーション等を充実させることで主体的な学びの姿勢を更に培っていく必要がある。

また、教員用の指導マニュアルを作成したことで、一定の指導力を発揮することにつながった。

<今後の展望・将来の改善・方策>

ナラティブについては、次年度4年次を対象にナラティブⅣ、ナラティブ応用看護論演習が開講となる。4年間の自己の実習での体験をもとに自己の看護観、看護の意味を深めていくことを目指す。

ナラティブ科目を開講するにあたり、学生が語りやすい環境づくりをふくめ授業の構築に努めた。また、ねがいやねらいの統一のため、担当する教員も外部講師含め学内の専任教員3名の計4名で行ってきた。今後、4学年の学生に教授することや、他の教員も含めてナラティブに参加できるよう体制も検討していくことが必要である。

研究方法論、研究の実際、テーマ別看護実習については、テーマ別看護実習における研究計画の検討を深めていくという点において科目間のつながりがある。各科目においてテーマ別看護実習にどのように研究計画がつながっていくのか等、さらに検討を重ねて、科目の目的・目標を整理していく必要がある。

6. 連携・協働・推進を学ぶ領域

<4年制の意図>

地域で働ける看護師を育成するために、多職種との連携・協働について学び、対象中心のケアをめざして、実践の場における多職種連携の中で看護の役割を明確にできることが重要であり、保健・医療・福祉のそれぞれの専門性を活用しケアの実践をマネジメントできる力を養う構成としている。

＜現状の説明＞

3年次・4年次で実施される科目で構成され、チーム医療連携、地域密着健康教育について実施した段階である。チーム医療連携については、チーム医療連携を考えるにあたり、他の専門職の視点や専門性を理解し、より良いケアの実施を目指したチーム医療に向けて看護師の役割を学びつつ、連携・協働の在り方について学ぶ内容である。授業の中では、様々な専門職（薬剤師、管理栄養士、理学療法士、社会福祉士）に講義をしていただき、それぞれの専門職の役割や看護師との連携を学んだ。そのうえで、学生が各専門職を担当し、チーム医療として一つの事例として専門職連携について演習で学び、まとめて発表し学びを深めた。

地域密着健康教育では、学生が4～6名程度で一つのチームを組み、地域包括支援センター、就労継続支援B型事業所、地域活動支援センター、障がい者通所施設等の施設に出向き、各施設の取り組みに参画し学生自身が企画した計画を実施する。このプロセスの中で、人に関わること、チームとして関わること、調整・交渉・依頼することを学び、地域住民の健康や生活を支えるための支援について学びを深めた。科目の最後には、各施設から運営者を招き学びの発表会を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、やむなく中止となった。

＜点検・評価＞

チーム医療連携、地域密着健康教育については初年度の実施の中、科目目標の到達に向けて検討を繰り返しながら実施できた。チーム医療連携については様々な専門職の講義を通して学びを深めることが出来ているが、医療現場の視点が重視されている部分もあり、幅広く地域という視点でのチーム医療連携という視点についても検討していく必要がある。

地域密着健康教育では、一つ一つの学生チームが課題を乗り越えるために人と関わり、地域住民の健康や生活を支えるための支援の実現を目指して調整・交渉・依頼等について直に学び、大きく成長する姿があった。

＜今後の展望・将来の改善・方策＞

当該領域は、次年度本格的にすべての科目が実施される。各科目評価を踏まえて、本校が目指す連携・協働・推進を学んでいるのか評価を行いながら改善していく必要がある。

7. 専門職業人としての倫理観を深める領域

＜4年制の意図＞

人間の尊厳を守り倫理観を高め専門職業人としての倫理的な判断をするための基礎的能力を養う構成としている。

<現状の説明>

1年次に倫理学、情報リテラシー、3年次にキャリア教育、4年次に医療・看護倫理が科目として構成されている。1年次で倫理に関する土台を学び、学内・臨地実習施設での学びを通し経験から倫理について学び、4年次に医療・看護という専門職の視点でさらに倫理的視点で考える力を培うことを目指している。

また、様々な臨地実習での体験も踏まえ、3年次のキャリア教育では、様々なキャリアの看護職員を招き、実際の体験からキャリア選択について学ぶ内容となっている。

<点検・評価>

各講師が具体的な事例から倫理を考える授業を構成していることから「倫理」に関する感性を高め、倫理的な判断をするための基礎的能力を培うことにつながっている。

また様々なキャリアの看護職員から学ぶ機会を得て、専門職業人をめざす自分自身のキャリアについても考え、自律した就職活動への姿勢にもつながっている。

<今後の展望・将来の改善・方策>

情報リテラシーについては、1年次から学習し、臨地実習においても実践の中から学ぶ機会を得ている。しかしながら SNS 等日常生活にあふれる情報をどのように倫理的に管理し、情報社会の中で暮らしていくのかといった点については、時に倫理的でない姿勢が見受けられる場合がある。講義での基礎知識、学内・臨地実習における実践等をつないで更に倫理的感性を高めていく工夫が必要である。

V 經營・管理過程

V 経営・管理過程

1. 設置者の意思・指針

<現状の説明>

県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、平成 24 年に「かながわグランドデザイン（基本構想・実施計画）」を策定、平成 27 年には「第 2 期実施計画」を策定し、超高齢社会への対応や確実に到来する人口減少社会への備えなど、様々な課題への対応を着実に進めてきた。そして、平成 30 年度に「第 2 期実施計画」の計画期間が終了したことから、令和元年に「第 3 期実施計画」を策定した。

「第 3 期実施計画」のプロジェクト（重点施策）のうち、「柱 I・健康長寿—プロジェクト 2・医療」の中に、具体的な取組みとして「医療人材の育成・確保」を位置づけ、「多様な医療ニーズに対応できる質の高い看護師などの確保に向けて、看護専門学校等での養成や離職防止、再就業支援に取り組むとともに、今後増大が見込まれる在宅医療に携わる訪問看護職員の養成・確保・質の向上に取り組みます。」としている。

また、平成 24 年 12 月に策定された「神奈川県における看護教育のあり方・最終報告」においては、実践力が高く自律的に活動できる看護人材を養成する「看護教育の神奈川モデル」の構築を目指すとして、県の看護教育の目指す姿を示している。そして、基礎教育の教育期間については、県立看護専門学校において、モデル的に修業年限を 4 年として実習時間を増やし、技術演習等のカリキュラムの工夫や、効果的な教育方法を導入した課程の創設を検討すべきとされた。

こうした動きの中で、平成 29 年 4 月、本校はこれまでの修業年限 3 年の看護専門学校から改編し、「高度専門士」の称号が付与される 4 年制の平塚看護大学校としてスタートすることとなった。

<点検・評価>

上記のグランドデザイン等に示された設置者の意思を踏まえ、教育理念、教育目的に沿った教育活動を行なっている。年度末には、組織目標、看護科目標に対する取組みを振り返り、評価を行なっているが、各年度とも概ね遂行できている。

4 年制カリキュラムとなってからは卒業生を輩出していないが、これまでの間の教育課程では、卒業生のほとんどが県内の医療機関に就職していることから、県内の医療人材の確保に貢献しているといえる。

<将来の改善・改革に向けた方策>

県として看護師養成ニーズの増大に向けた取組みを進める中、民間の看護師養成施設が急増しているが、本校としては、本県初の 4 年制の看護専門学校として、多様な医療ニーズに対応できる高い看護実践能力を備え、自律して働くことのできる看護師を養成していく必要がある。

2. 組織体制

1) 意思決定機関・意思決定システムの明確性

<現状の説明>

学則を基に最終的には校長が決定するが、決定に至るプロセスを公正かつ明確にするために「平塚看護大学校関係規程集」を作成している。構成は「法令等、教育、学生、会議、施設等、個人情

報、研修・研究、入学試験、その他」に区分して整理している。また、教職員が、各々の考え方を基に議論し学校運営に参画できるよう、以下の 11 の各種会議を設置している。(表 1 参照)

表 1 各種会議

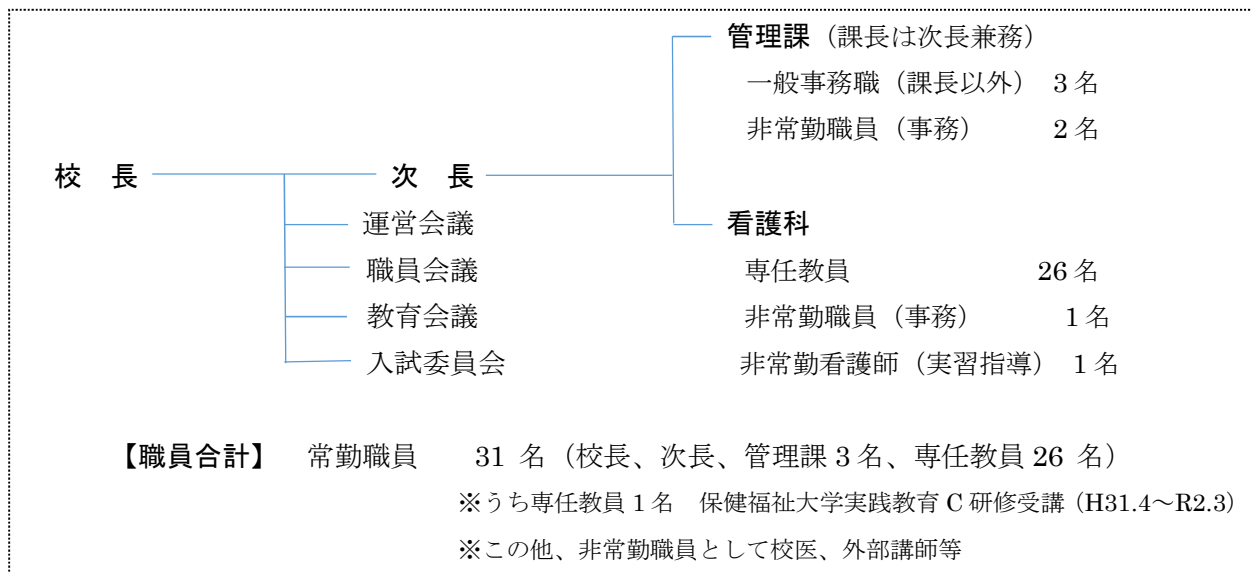
- | | | | | |
|-----------|--------------|-------------|------------|---------------|
| 1. 運営会議 | 2. 職員会議 | 3. 看護科会議 | 4. 教育会議 | 5. 既習得単位認定委員会 |
| 6. 入試委員会 | 7. カリキュラム委員会 | 8. 図書室運営委員会 | 9. 紀要編集委員会 | |
| 10. 倫理委員会 | 11. 機種等選定会議 | | | |

さらに看護専門学校の特徴として非常勤講師が多いこと、カリキュラムに占める看護実習の割合が多く、かつ、多岐にわたることから専門教育を効果的・効率的に行なうために講師会議を設置し、講師及び実習指導担当者との相互理解を深め、円滑な教育運営を図ることを目的として年 1 回開催している。教職員の職務分掌は県の規定により事務分担表として事務内容ごとに主担当及び副担当の職員が決められ、仕事の内容・役割分担が明確にされている。

2) 組織の構成と教職員任用の考え方

本校の組織体制は校長以下管理課、看護科を置き教育運営を行なっている。(表 2 参照)

表 2 組織及び職員の配置状況



教職員の任用であるが、事務職員は県の人事異動により配置され定期的に異動する。専任教員は、平成 22 年 4 月に病院事業庁が地方独立行政法人神奈川県立病院機構に移行したことから、新たな人事交流制度により交流することになった。

専任教員の養成は、県立保健福祉大学実践教育センター教員養成課程看護教員養成コースで 1 年間の教育課程で行なわれている。県立病院機構に移行した後は、同機構が派遣を継続している。

また、県立看護師養成施設における学生定員の増に対応するため、平成 24 年以降、県としても専任教員の募集・採用を行なっている。

3) 教職員の資質向上についての考え方と対策

事務職員は職員キャリア開発支援センターが行なう階層別研修等の指定研修やパワーアップ研修等の選択研修に参加するとともに各種研修会に出席し自己研鑽している。専任教員について

ては、職員キャリア開発支援センターが行なう階層別研修のほか、ユニフィケーションシステムによる臨床実践力の向上を中心に、各看護学会・看護関連学会へ計画的に出席できるよう配慮している。その他として、県立病院、看護協会等職能団体、看護師等養成機関連絡協議会、実践教育センターが主催する研修をはじめ、民間業者が主催する研修に出席できるよう支援している。また、外部からの講師の要請・研究指導要請には積極的に対応するとともに、日頃の教育活動学会や雑誌への投稿などに努めている。

<点検・評価>

意思決定システムとしては、学則を基に適正に教育を実践するため、諸規程の整備がされ、運営されている。校長が看護職であり、看護教育専門機関としての教育理念・教育目標に沿った教育を実施しやすい組織体制となっている。今後は4年制教育の完成型を見据えながら、看護教育を効果的・効率的に実践していくために管理課及び看護科が各々やるべきことを組織として改めて見直し、4年制教育を円滑に推進できる体制を整えていくことが必要である。

専任教員の任用については、4年制教育の完成型に向けて段階的に増員に努めているが、質・量ともに不足している状況である。

専任教員の資質向上については、教員研修等に予算を計上し研さんを積んでいるが、新たなことに取り組むための組織力を高めるとともに、ダイバーシティー（多様性）のある対象に教育理念に沿った教育ができるよう組織として努力することが課題である。

<将来の改善・改革に向けた方策>

業務の改善・見直しについては「議論の場」で出された意見等を参考に必要に応じて検討を重ねながら進めていく。また、専任教員の確保については、従来からの形で病院機構との人事交流を続けていくことが困難になってきている現状がある中で、今後、4年制教育を円滑に推進して行くためには、プロパーの専任教員の新規採用により優秀な人材を更に確保していくことが必要である。

3. 財政基盤

<現状の説明>

地域医療を支える看護人材を養成するという県立の看護専門学校の役割を担うため、授業等の特定収入及び県税収入（一般財源）により学校を運営している。

学年費については、学生生活に係る費用として年度当初に一括徴収しているものである。費用の内訳としては、臨地実習等における傷害、賠償、感染事故等に対応するための傷害・賠償保険料、国家試験対策としての模擬試験代、宿泊研修費用などがある。

平成29年度及び30年度の当初予算及び決算については表3、平成31年度の学年費については表4のとおりである。

<点検・評価>

歳入のうち、特定収入の大半を占める授業料については、4期に分けて分納しており、若干納期が遅れる学生もいるが、各期内には収納が完了し収入未済はない。

歳出については、予算編成にあたり経常経費についてマイナスシーリングがかけられている年もあるが、各種経費の見直しにより予算額を確保し、教育水準の維持に支障がないように努めている。

予算の執行にあたっては、冷暖房の運転をこまめに調整して光熱水費の節減に資するとともに、庁舎管理業務については、入札を行ない、経費の効率的な執行に努めている。

学年費については、学生生活に係る実費経費分として徴収しているため、卒業時に精算し残金は学生に還付している。

<将来の改善・改革に向けた方策>

歳入については、今後も授業料の収入未済が発生しないよう、納期が遅れる学生については財務規則に基づく督促を行ない収入確保に努める。

歳出については、県の厳しい財政状況が続いている中、4年制教育の推進に必要な予算の確保に努めるとともに、節減できる部分については経費の節減に努力し、引き続き教育水準の維持を図っていく。

表3 平成29年度及び30年度の当初予算及び決算歳入

区分	科目	内 容	29年度 予算	29年度 決算	30年度 予算	30年度 決算
特財	使用料	授業料、入学料、入学検定料など	56,185	53,540	56,599	54,636
定源	立替収入	光熱水費立替収入	87	71	87	45
一般財源			6,266	4,267	19,118	12,018
合 計			62,538	57,878	75,804	66,699

歳出

区分	科目	内 容	29年度 予算	29年度 決算	30年度 予算	30年度 決算
維持 運 営 費	報酬	非常勤講師報酬等	9,226	7,750	9,240	6,825
	共済費		347	295	347	275
	賃金		1,974	1,859	1,974	1,670
	報償費	研修講師など各種謝礼	12,658	12,184	13,244	13,073
	旅費	教員の旅費	200	156	270	240
	需用費	図書、教材などの消耗品、複写・印刷代、 光熱水費、各種修理代	10,696	10,311	12,074	11,190
	役務費	通信、廃棄物処理、建物保守ほか	3,127	2,732	4,739	4,480
	委託料	庁舎管理業務委託、学生の健康診断	17,721	17,343	18,333	17,832
	賃借料	看護実習モデル人形などの教育用機器、 情報処理用パソコンなどの賃借料	5,019	3,884	14,773	10,327
	備品費	看護実習教育用機器の購入	1,307	1,123	500	498
	負担金	協議会加入費、学会等負担金	263	241	310	284
合 計			62,538	57,878	75,804	66,699

表4 平成31年度の学年費

年次	内 訳	金 額
1年次	学生保険費	4,700円
	合宿研修費	6,500円
	学習材料費等	6,500円
	防災対策費	4,500円
	教育雑費等	24,800円
	合計	47,000円
2年次	学生保険費	4,700円
	合宿研修費等	26,500円
	学習材料費	4,700円
	教育雑費等	17,100円
	合計	53,000円
3年次	学生保険費	4,700円
	合宿研修費等	34,200円
	学習材料費等	5,300円
	教育雑費等	18,800円
	合計	63,000円

4. 施設設備の整備

<現状の説明>

1) 整備の考え方と計画性

平塚看護専門学校から4年制の平塚看護大学校への改編に伴い、本館を大規模改修した。耐震補強工事を行なうとともに、不要施設を廃止し、新たにスキルラボ（病室を模擬的に再現した実習室）、学生の集会・レクリエーション等に使用するコミュニティスペース、情報処理室等を整備し、教育設備の強化を図った。

また、外構工事として、旧仮設校舎跡地をアスファルト舗装にするとともに、学生が運動等を行なうことが出来るゴム系舗装の広場や憩いの場となる緑地スペースを整備した。

(1) 施設等の概要

土地面積	7,377.53㎡
建物面積	7,964.42㎡
建物内訳	本館 3,553.13㎡
	新館 4,411.29㎡

2) 看護学の発展や医療看護学のニーズ、学生層の変化に対する整備

(1) 図書室の概要

図書室は、昭和47年の県立平塚高等看護学院の開学と同時に開設された。現在は新館1階に設置され、図書室運営委員会、図書委員会及び学生会図書委員会という3つの運営組織のもと、委託司書1名により運営している。

資料の所蔵状況は表 5 のとおりである。購入資料の選定は、貸出状況、教員推薦、学生会図書委員会が行なう全校アンケートの結果などを参考に年 6 回行なっている。平成 29 年度及び 30 年度の資料整備費執行状況は表 6 のとおりである。

図書室の開室日・時間は、蔵書点検期間や休校日を除いて、平日の 10 時 30 分から 18 時 30 分までとなっている。

貸出条件は、図書が 5 冊まで 2 週間、雑誌は 2 冊まで 1 週間であるが、この他に、当日貸出や実習貸出、長期貸出の制度も設けている。なお、卒業生、実習病院の看護師、他校看護学生も利用することができる。平成 29 年度及び 30 年度の貸出状況は、表 7 のとおりである。

設備状況は表 8 のとおりであり、学生の自主学習や視聴覚学習のための環境を整えとともに、有料データベースを含めインターネットにより多角的な情報収集ができるよう配慮している。未所蔵の文献については、他の看護系大学図書館、国立国会図書館などから文献複写の取り寄せを行なっている。なお、県立よこはま看護専門学校図書館及び県立図書館 2 館からは、図書を借用することもできる。また、他の看護系大学図書館の利用を希望する場合には紹介状の発行を行なっている。

学生の利用にあたっては、入学時に図書室オリエンテーションで説明を行ない、その後は随時、利用案内やレファレンスに応じている。

表 5 所蔵状況（平成 31 年 3 月 1 日）

種 別	冊 数
看護学図書	4,210
医学図書	2,430
一般(基礎関係)図書	6,773
逐次刊行物(タイトル数：43 誌)	3,911
製本雑誌	986
視聴覚資料	354

表 6 資料整備費決算額

種 別	平成 29 年度	平成 30 年度
図 書	325,209 円	315,223 円
雑 誌	430,895 円	438,655 円
視聴覚資料	28,339 円	0 円
計	784,443 円	797,229 円

表 7 貸出状況

種 別	学生	教職員	学外者	計
平成 29 年度	5,386 冊	484 冊	67 冊	5,937 冊
平成 30 年度	3,524 冊	500 冊	288 冊	4,312 冊

表 8 図書室内設備の整備状況

閲覧席数(50席、Wi-Fi有)、DVDプレイヤー2台、 デスクトップ型パソコン3台(インターネット接続)、プリンター1台、複写機1台、 蔵書管理(図書館総合管理システム、書籍持ち出し検知システム)

(2) 施設備品等の整備

平成 29 年 4 月、4 年制の看護師基礎教育を新たにスタートするにあたり、これまでの施設備品等の整備をさらに充実させた。

看護実習室については、新館にある従来の看護実習室 A・B・C・D に加え、本館にスキルラボを新設した。スキルラボは校内に病室を模倣的に再現した実習室で、観察力や臨床判断能力等を兼ね備えた看護実践能力の強化を目指すものである。スキルラボは 4 室あり、急性期 2 室、回復期・リハビリテーション期 2 室を設置し、看護の対象となる人の健康段階や発達段階に応じた演習ができるように整備している。従来の看護実習室に整備していたフィジカルアセスメントトレーニングモデルの他に、スキルラボには多機能ハイブリッドシミュレーター（シナリオ）4 台を配備し、シミュレーション教育の充実を図っている。また、液晶モニターやプロジェクターを整備し活用することで、教育内容・教育方法の工夫をして学生の学習環境や教育環境の充実を図っている。

そして、情報処理室については、1 学年を 2 クラスに分け 1 人 1 台での授業展開ができるようにしており、高度情報社会における様々な情報を適切に処理する能力や活用する能力の醸成にむけての環境を整えている。

さらに、学生が快適に過ごせるためのコミュニティスペース、自己学習するための演習室等の整備を行い、他者と関わっていくための人間関係能力、自らが主体的に学ぶ姿勢を育てていくことを目指した環境を整備している。

(3) 専門技術を学習する環境

学内の施設備品等を整備し講義や演習に活用することはもとより、学生が講義・演習以外の空き時間等の活用により、主体的に学習できるよう、各室、各備品を活用できる体制を整えている。具体的には授業時間外で各室、各備品を使用する場合には必要な手続きを行い、後片付けも含めて学生の責任の下で自由に使用できるようにしている。夏季休業等の長期休業期間中も、実習室などを使用できる環境を整え、自己研鑽できるように努めている。また、必要に応じて教員が自己演習等のサポートにも入り、多様化する学生の個別指導にもあたっている。

3) 学生及び教職員のための福利厚生整備

学生の福利厚生整備として、本館の 3 階に学生ラウンジを、本館 3 階及び新館 1 階にコミュニティルームを設置している。

また、学生がリフレッシュできるように、軽い運動等を行なうことが出来るゴム系舗装の広場や憩いの場となる緑地スペースを整備した。そして、卓球台やピアノをコミュニティルームに設置して、学生の心身の保持増進に努めている。

学生及び教職員へ市販価格より安い飲料や軽食を提供するため、自動販売機を新館 1 階のコミュニティルームへ 2 台設置するとともに、昼食用のパンの販売を近隣の業者へ依頼するなど、学生及び教職員の利便性を高めている。

<点検・評価>

図書室では、図書委員会や学生図書委員会等と司書が連携し、図書室機能の整備・充実を図っている。図書や雑誌の購入は、利用実績や教職員・学生の要望を踏まえ、年間の予算計画に基づき図書委員会で選定を行ない、効果的な学習につながるよう実施している。また、新しいカリキュラムに合わせた資料棚の設置、分類の変更を行っている。

1 年次にはオリエンテーションで利用方法を周知するとともに、全ての学生に対してその都度、利用やレファレンス等の相談に応じるなど図書の利用促進に努めている。

施設用品等の整備については、スキルラボの新設があげられるが 4 年制カリキュラムの導入に伴い、シミュレーション教育で看護実践能力を強化し、自信を持って臨床の場へ臨めるよう多機能ハイブリッドシミュレーター (SCENARIO) を配備するなど、教育用品の充実が図られている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

4 年制教育への改編に伴い、図書室は、「看護研究」や「ナラティブ」などの新たに導入されたカリキュラムに合わせた蔵書構成にすることが求められている。そのためには、教職員と司書が連携し、現在の学習内容に合わせた資料選定を適宜行なっていくことが必要となる。また、病院実習の展開方法が変わっていくことから、そうした状況に対応できる資料の充実も求められている。

施設面での充実を図る一方、学習・教育環境を整えることに主眼を置き、看護学の発展や医療・看護ニーズの変化に伴い、教育内容、教育方法も変化発展していくことから、備品等を可能な限り最新のものに更新、整備していく必要がある。

5. 学生生活への支援

1) 学修継続への支援体制

<現状の説明>

(1) 経済面における支援対策

学生に対する経済面における支援として、奨学金等の充実があげられる。本校で取り扱っている奨学金等は次のとおりである。また、利用状況は表 9、採用率は表 10 のとおりである。

県修学資金については、応募者が多いものの採用率があまり高くないのは、学校単位での人数枠が決められているためである。選考基準により、公正に適格者の選考を行ない、採用者を決定している。

日本学生支援機構奨学金においては、採用時に奨学生あてに「奨学生証」を手渡し、奨学生自身が貸与金額と返済予定金額を確認するとともに、毎年 12 月～1 月に学生が行なう継続願 (次年度以降も奨学金の貸与を受けるか否かの申請) の提出後、学校が学生の人物・健康・学修状況・経済状況の 4 つの要素について『日本学生支援機構奨学生の適格認定に関する施行細則』に基づき、奨学生の継続の有無を決定する適格認定を行なっている。適格認定基準の 4 つの要素

のうち、1つでも適格性を欠いている場合は奨学生として認められないが、学生生活の態度・行動や学業成績については奨学生指導の観点から、「継続」「激励」「警告」「廃止」の段階的な対応を行なっている。

①神奈川県看護師等修学資金

- ア 対象 (共通) 成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康で、卒業後、神奈川県内において、看護職の業務に従事する意思を有する学生
(特例のみ) 住民税が非課税の世帯又は、均等割のみの世帯の学生
- イ 貸与額 (一般) 月額 17,000円 無利子
(特例) 月額 40,000円 無利子
- ウ 返還 (共通) 全額返還が基本だが、神奈川県内の病院、保健所等に5年、200床未満の病院、精神病床数が8割以上の病院等に3年継続して従事した場合には返還が免除となる。

②日本学生支援機構奨学金

- ア 対象 経済的理由により修学が困難な優れた学生
- イ 貸与額 **【平成29年度以前】**
(第一種)
自宅 月額 30,000円、45,000円 無利子
自宅外 月額 30,000円、51,000円 無利子
(第二種)
月額 20,000円～120,000円 有利子
【平成30年度以降】
(第一種)
自宅 月額 20,000円～45,000円 無利子
自宅外 月額 20,000円～51,000円 無利子
(第二種)
月額 20,000円～120,000円 有利子
- ウ 返還 免除規定なし

表9 奨学金制度の利用状況

	平成29年度奨学生数	平成30年度奨学生数
神奈川県看護師等修学資金	(一般) 12名	(一般) 16名
	(特別) 3名	(特別) 2名
日本学生支援機構奨学金	(第一種) 18名	(第一種) 18名
	(第二種) 20名	(第二種) 22名
*高校からの予約含む	(併用) 3名	(併用) 6名

表 10 奨学金の応募者数、採用者数、採用率

		平成 29 年度			平成 30 年度		
		応募者数	採用者数	採用率	応募者数	採用者数	採用率
神奈川県看護師 等修学資金	一般	19	5	26%	29	6	20%
	特例	6	1	16%	2	0	0%
日本学生支援 機構奨学金	第一種	10	10	100%	8	8	100%
	第二種	10	10	100%	14	14	100%

(2) 健康・生活指導・カウンセリング

①健康診断

年に1回春季に定期健康診断を実施し、学生の健康管理を行なっている。健康診断の実施内容は、診察、視力、血圧、検尿、胸部 X 線撮影、貧血検査、感染症抗体検査、ツベルクリン判定、HBs 抗原・抗体検査である。校医による診察は年1回で、健康診断の結果を受け精査等が必要な場合は医療機関の受診を勧めている。

②スクールカウンセリング

学生生活の中で生ずる精神的及び身体的問題など、悩みの相談に対応するため相談室を設置し、カウンセラー1名によるスクールカウンセリングを行なっている。相談室は教室等から離れた場所に設置し、悩みを抱えた学生が周りの目を気にすることなく訪室できるようにしている。方法は、原則予約制で、毎月2回放課後、学生が相談できるように整えている。教員が学生の状況を把握し、カウンセリングの必要な学生には相談室の訪室を勧めている。また、カウンセラーによる校内ラウンドを適宜行ない、学生がカウンセラーを知る機会や相談しやすい雰囲気作りに努めている。

③学生のための補償制度

学生全員が日本看護学校共済会の総合補償制度「W i l l」に加入している。この制度は授業や実習中に発生する傷害事故や感染事故、患者や実習施設に対する賠償事故について補償される。事故等の発生時に学生が安心して対応できるよう配慮している。

<点検・評価>

毎年4月に新入生及び在校生向けに奨学金制度の説明会を実施し、学生に周知している。申請の際には個別に相談を実施し、経済状況の確認や学生の相談に乗っている。また、奨学金貸与の決定後も必要に応じて学生との個別面談を実施し、経済的な支援にとどまらず奨学生としての自覚を促すようにしている。

カウンセリングについては、平成29年度は30名、平成30年度は15名が利用している（延べ数）。学外のカウンセラーが対応することで、学生が利用しやすい状況にあり、学生自身が対応策や解決策の糸口をつかむことにより学業への影響を少なくすることにつながっている。

一般社団法人日本看護学校共済会総合補償制度「W i l l」は、平成29年度は10名（傷害事故3件、賠償事例7件）、平成30年度は14名（傷害事故5件、賠償事例9件）の学生が利用した。

補償制度により学生の負担軽減に資することができた。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

奨学金については、景気の変動に伴う家計の逼迫により緊急に貸与を必要とするケースの発生や、高校新卒者による日本学生支援機構の大学等進学時予約採用制度の積極的な活用などから、奨学生が増加傾向にある。

社会人経験者において、入学前に十分な学資を準備していないケースがあるため、社会人経験者の応募者に対して、面接試験において経済面の計画をよく確認する必要がある。また、奨学生として貸与を受けている学生が卒業後に無理なく返還できるように、在学中も学生の経済状況等を確認していくことが必要である。

スクールカウンセリングの活用や対応については、今後も充実を図り、学生の健康管理や学業の円滑な継続を支援していく。

2) 学習困難への支援体制

＜現状の説明＞

看護師として地域社会で貢献し得る有能な人材を育成することを目的としており、学生が4年間で卒業し看護師国家試験に合格できるよう支援している。

学年担任では、学年開始時期、定期試験や長期休暇に合わせて学生の面接を実施し、学習上の課題及び目標を明確にできるよう支援している。また、学習低迷者には、学習相談を行い、学習方法や学習習慣を確立できるようにしている。外部講師の講義では、学生状況の情報交換を行い、小テストなどを取り入れて、知識の確認や自己学習に役立てるようにしている。学習低迷者の状況は、会議で共通理解し段階的に課題達成できるように努めている。

国家試験対策については、学年に合わせた模擬試験を定期的実施し有効に活用できるように働きかけている。

再履修者については、不合格科目のみならず、聴講科目の選択ができるよう支援している。

＜点検・評価＞

1年次については、学習方法や学習習慣を確立できていない学生が多いため、学習を継続できるようにすることが課題である。

＜将来の改善・企画に向けた方策＞

学生の課題を明確にし、学生の成長が保証できる段階的な学習支援を行っていく。

3) 社会的活動への支援体制

＜現状の説明＞

自治会活動は、本学生全員をもって構成し、学生の自主性を高め、会員相互の親睦を深め、学生生活の向上発展を図ることを目的としている。自治会顧問を置き、学生が主体的に活動できるように支援体制を整えている。

撫子祭・一日看護体験は、教育活動の一環として学校行事としており、全学年が協力して企画・

運営を行い、学生が達成感を持てることが目標であると同時に、地域の方々とのおふれあい、入学希望者に対して、看護への興味と本校への理解を深めてもらうために年1回同時開催している。学校行事の運営に携わるだけでなく、社会のニーズを捉え、地域社会に貢献する活動の一役も担っている。

ボランティア活動については、積極的に社会参加できるよう支援している。

<点検・評価>

撫子祭・一日看護体験では、ホームページやポスター作成を通じて、外部への周知を行うことができている。看護技術の提供、華道や書道の展示も行うことで、学生の学習内容の披露の場となっている。

<将来の改善・企画に向けた方策>

看護に関連したテーマで学校祭を開催し、その企画・運営を通して看護学生として社会への支援や貢献は何ができるのかを考え、学生間で協力して取り組めるよう今後も支援と指導を行っていく必要がある。また、社会活動への参加についても、今後も支援体制を整えていく。

4) 卒業後の進路選択への支援体制

<現状の説明>

自己の進路について計画的に取り組むことができるように、年次に応じた就職ガイダンスを実施している。近年、病院の就職活動時期が早まっているため、担任とは別に進路係を置き、アンケートや個別相談を行い、心構えや就職活動の実際について説明し、準備状況を確認しつつ自己決定できるように支援している。就職活動に関連する資料等は学生がいつでも自由に閲覧できるように、オープンスペースに就職コーナーを設け、最新の情報がわかるように掲示している。進学希望の学生については、担任が1年次から希望を確認し、進路への準備ができるように支援している。

<点検・評価>

年次に応じたガイダンスを実施することで、学生は自律して就職活動への準備を進めることができている。タイムリーに学生の相談に応じることができるよう個別対応もできている。

<将来の改善・企画に向けた方策>

近年の採用試験のスケジュールの情報収集を行うとともに、第1希望で内定獲得にむけて、学生がマッチングした施設を選択できるよう、今後も支援を行っていく。

6. 養成所に対する情報提供

<現状の説明>

1) 教育活動に関する関係者への情報提供

保護者に対して、入学式終了後、保護者会を開催し、教育内容及び学生生活について説明し、保護者の協力を得られるよう情報提供している。また、入学後は学生の前期、後期の成績結果を

成績通知書として学生を通じて保護者に報告している。

そして、専門教育を効果的・効率的に行なうために講師会議を設置し、講師及び実習指導担当者との相互理解を深め、円滑な教育運営を図ることを目的として年1回開催している。

2) 広報活動

養成所に関する情報提供については、県のホームページにより本校の概要、教育内容、学校行事、各入学試験日程、アクセスガイド等を紹介し、受験生を中心に、一般県民向けに情報提供を行っている。

そして、学校祭（撫子祭）、学校見学会を一般向けに公開し、本校の教育内容を知る機会を設けている。

養成所に関する情報提供案内については、神奈川県内の公立高校、私立高校、進学予備校、関係機関に入学案内を送付したほか、県のたより、ホームページ内の「入試関連情報」、神奈川新聞の「県民の窓」等に、入学試験に関する事項を掲載した。

そして、平成30年度及び令和元年度に公益社団法人日本看護協会等が主催する「看護師基礎教育を考える会」のシンポジストとして校長が登壇し、本校の4年制看護師基礎教育の取り組みの実際について報告した。

<点検・評価>

入学案内の配布やホームページ、県のたより等を活用し、積極的な広報活動を行なうことができた。また、保護者への説明を行なうことで、保護者の協力を得ながら教育活動を進めることができた。

<将来の改善・改革に向けた方策>

ホームページをさらに改善し、より分かりやすく、親しみが持てる情報提供を行なっていく。今後も受験者を増やしていくために、本校の特色ある教育内容、充実した教育内容を様々な方法でタイムリーに伝えていく。

7. 養成所の運営計画と将来構想

<現状の説明>

1) 年間の運営計画と評価

学校の教育理念、教育目的、教育目標を達成していくためには、状況の変化に対応した年間の運営計画を策定し、それに基づいた学校運営を行なっていくことが重要である。毎年度、年間の学校運営計画として「年度ごとの年間計画」を定め、長期的な展望を明確にした学校運営を行っている。次年度の運営計画の策定に向けては、2月から3月にかけて学内で議論、検討を重ね、決定している。

また、次年度の「年間計画」の作成については、運営会議、職員会議、看護科会議で検討を重ね、3月に最終決定をしている。各行事の役割分担も同時に決定し、各責任者が早くから計画、準備に取りかかれるようにするなど、計画的な学校運営に努めている。

2) 短期計画

個々の講義、演習、臨地実習、さらに学校行事などの具体的なプランは、それぞれの時期に状況に応じて立案し実施しているが、それらが教育理念、教育目的、教育目標といった長期の展望に沿ったものになるよう留意している。具体的には、授業計画、実習計画、行事実施案などについて、日頃から看護科会議等で検討を重ね、その後の取組みに活かすようにしている。

3) 中・長期計画

「かながわグランドデザイン」においては、県における看護師不足の状況が続く中で、多様な医療ニーズに対応できる質の高い看護師などの確保に向けた看護専門学校等での人材の育成が位置づけられている。大学における看護学部の新設など、本校を取り巻く状況に的確に対応しながら、県立の看護専門学校として優秀な学生を確保し看護師となる人材を養成していくことが必要である。

<点検・評価>

年度ごとに「平塚看護大学校の取り組み」について組織目標を定め、全職員で同じ目標に向けて取り組むことで、明確な意識を持って個々の業務を遂行することができた。

年間の運営計画をはじめ、個々の授業、実習、行事などの計画に対する結果の検証、評価をしっかりと行ない、その後の取組みに適切に反映していくようにしている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

少子高齢化、医療の高度化により看護職員の需要の増加が見込まれる中で、大学の看護学部の新設等により看護学生の定員増が図られているという状況がある。本校としては、質の高い学生の確保していくため、今後も社会環境の変化に応じた学生の募集方法の工夫や、入試制度の改善を図っていく。これまでも、平成 29 年度から AO 入試を導入して幅広い人材の確保に努めてきてはいるが、今後は、より質の高い学生の確保を図るために、指定校の見直し等を行なっていく。

また、専門職業教育機関として、看護実践能力を備えた人材養成を着実に進め、看護の質の向上を実現していくことが求められるが、近年の入学生は、高校新卒者の割合が高くなっており、社会性や倫理観の育みに努力を要する状況にある。そうした学生の特質を踏まえたうえで教育内容、教育方法についてさらに検討、工夫を行なっていく。

VI 入学

VI 入学

1. 入学者の選抜の考え方と教育理念・教育目的との一貫性

1) 入学者の選抜の考え方

<現状の説明>

入学者の選抜に当たっては、看護に対して熱意のある優秀な人材を確保することを目的とし、「指定校推薦入学試験」、「AO入学試験」、「一般入学試験」の3種類の入学試験により選抜を行っている。

(1) 指定校推薦入学試験

指定校の選定にあたっては、過去の高校新卒者の入学後の実績等を考慮し、令和元年度は55校を指定校とした。成績要件は「全体の評定平均値が3.5以上」とし、募集人員は定員80人の概ね30%~40%程度である。指定推薦入学試験の応募・入学の状況を表1に示す。

選考方法については、「個人面接」により入学者の選考を行なっている。

表1 指定推薦入学試験の応募・入学の状況

	応募者数	受験者数	合格者数	入学者数	倍率
平成29年度	37	37	37	37	1.00
平成30年度	37	37	37	37	1.00
平成31年度	32	32	31	31	1.03

(2) AO入学試験

学校側が求める人物像（アドミッション・ポリシー）に適合し看護師となるにふさわしい受験生の適正・資質等を総合的に審査して行なうもので、指定校推薦のように評定平均値（高校の成績）の基準はなく、人物を重視した試験であり、平成26年度から実施している。募集人員は定員80人の概ね30%~40%程度である。AO入学試験の応募・入学の状況を表2に示す。

選考方法は、「設問の内容を理解した上で自分の考え表現する」筆記試験とエントリーシートの提出が第一次試験となり、第一次試験合格者を対象とした「個人面接」の第二次試験により入学者の選考を行なっている。

表2 AO入学試験の応募・入学の状況

	応募者数	受験者数	合格者数	入学者数	倍率
平成29年度	88	87	26	26	3.35
平成30年度	82	81	23	23	3.52
平成31年度	80	79	26	26	3.03

(3) 一般入学試験

一般入学試験は「高等学校卒業程度」を受験資格とし、募集人員は定員80名の概ね30%~40%程度である。選考方法は「国語総合・現代文B」、「数学I・A」、「英語I・II」の3科目による筆記試験の第一次試験と、第一次試験合格者を対象とした「個人面接」の第二次試験により入学者の選考を行なっている。一般入学試験の応募・入学の状況を表3に示す。

一般入学試験における最近3年間の応募者数、受験者数等の推移は表3のとおりである。過去の応募者数については、平成29年度及び30年度は100人台であったが、平成31年度は70人台

まで急減している。

表3 一般入学試験の応募・入学の状況

	応募者数	受験者数	合格者数	入学者数	倍率
平成29年度	107	104	38	23	2.7
平成30年度	105	103	37	22	2.8
平成31年度	78	76	42	25	1.8

<点検・評価>

近年、いずれの試験区分も応募者数が減少傾向にあり、特に一般入試は平成30年度から31年度にかけて急減している。これは、近年、県内において大学の看護学部新設が相次いでいること、また、平成29年度に4年制の平塚看護大学校がスタートして注目を集め、29年度から30年度にかけて応募者数100人台が2年連続で続いたが、専修学校において4年制の看護師基礎教育を実施する教育機関の周知不足などが考えられる。

<将来の改善・改革に向けた方策>

4年制教育の完成型に向け、応募者を確保していく必要がある。高校の進路指導担当者によれば、生徒は早い時期に確実に入学を決めたい傾向があるとのことから、入試期日の設定等も検討していく必要がある。

また、県内雄一で全国でも数少ない4年制の看護師基礎教育を推進していく必要性について広く周知するとともに、高校の進路指導担当者の理解を得ていくための働きかけが必要である。

2) 指定校推薦入学試験・AO入学試験合格者に対する入学前教育

<現状の説明>

指定校推薦入学試験及びAO入学試験合格者には、11月～12月の合格発表から翌年4月の入学までの間を入学準備期間として計画的に学習を継続し有意義に過ごしてもらう必要がある。そのため入学前教育として以下のような課題を課している。

企業の入学前教育を活用し、医療系総合講座を受講してもらい、「生物の体の成り立ち、神経系とホルモンの作用、反射と筋収縮」など、生物、化学、物理、数学に係る問題について、計8回の回答を求めている。

<点検・評価>

平成30年度から、課題を指定校推薦入学試験合格者とAO入学試験合格者を対象に行なうことで、入学生の意欲の把握や学習習慣の継続をさせることができ、入学後の学習指導に役立っている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

入学前教育の目的は、高校までの学習方法から専門的な内容に対する主体的な取り組みへの変換であり、学習習慣の確立を目指していくことである。

今後は、引き続き指定校推薦入学試験及びAO入学試験合格者に対し課題を課し、入学者個々

人の学習状況を把握し、その結果について職員による評価を行なうとともに、入学後の学生の学習状況を検証していく必要がある。

2. 選抜の公平性

<現状の説明>

過去には、一般入学試験等について、よこはま看護専門学校と本校の県立2校で統一した問題を作成していた時期もあったが、現在は、すべての入学試験の問題について本校独自に問題を作成している。

試験問題の作問依頼から、内容の確認、印刷業者への発注、校正、問題用紙の管理まで、担当者並びに校長及び次長で対応し、試験問題の出題ミス・漏洩が起こらないよう細心の注意を払ってきたが、平成31年度の一般入学試験において、「数学Ⅰ・A」の問題の一部に正解が複数考えられるものがあったため、該当者については正解にする扱いとした。

入学試験の事務処理については、応募者名簿の作成、試験結果入力、合否判定資料作成、試験結果通知書作成等を、複数の職員でしっかりと確認しながら行なっている。

試験の採点については、筆記試験は、作問者が採点を行ない、それに対して本校職員が複数で検算を行ない、採点の正確性を図っている。

面接については、入学試験区分ごとに「面接評定票」を作成し、それに基づいて採点している。面接試験終了後、面接グループごとに採点結果を確認した後に、面接試験員で全体の採点結果を検討することにより採点の公平性を図っている。また、県立の3つの看護専門学校及び実践教育センターでは、外部講師による「面接試験技法研修」を年1回行い、面接試験員としての質の向上を図っている。

合否の判定については、筆記・面接試験とも、校長、次長、看護科長、管理課・看護科職員で構成された「入試委員会」の「合否判定会議」により合否の判定を行ない、正確性・公平性を図っている。

<点検・評価>

平成31年度一般入学試験における出題の誤りを踏まえ、問題等の内容の確認をこれまで以上にしっかりと行なっていく必要がある。

<将来の改善・改革に向けた方策>

入試問題作成については、出題ミス防止と漏洩防止を両立させていく必要がある。関係者による問題内容等の入念なチェック及び問題用紙等の厳重な管理を徹底していく。

3. 選抜方法の妥当性

<現状の説明>

平成29年度から30年度までの2年間の、再履修、休学、退学の状況は表4のとおりとなっている。まず、再履修については、平成29年度と30年度はそれぞれ8人、10人とやや多い状況である。内訳を見ると、29年度は指定校、AO、一般とも2~3名であり、30年度は指定校が1名と少なくなっているのに対し、AOと一般はそれぞれ4名でやや多くなっている。全般的に見るとAOと一般が多い傾向が見られる。

次に、休学者については、平成 29 年度は 1 人と少ないが、30 年度は 4 人とやや増加している。内訳は一般が 3 人と若干多くなっている。(表 4 参照)

最後に、退学者については、平成 29 年度は 4 人であったが、30 年度は 10 人と大幅に増加している。内訳は指定校が 7 名と最も多くなっているが、AO や一般も 3~4 名は退学している。

表 4 再履修、休学、退学状況

		平成 29 年度			平成 30 年度		
		再履修	休学	退学	再履修	休学	退学
1 年	指定校			1			2
	AO				1	1	2
	一般		1	1	2	2	1
2 年	指定校			1	1	1	3
	AO	2			1		1
	一般	2					
	社会人	1					
3 年	指定校	2					
	AO				2		
	一般	1		1	2		1
	社会人				1		
計		8	1	4	10	4	10

退学理由（平成 29 年度～30 年度退学の 14 人）

- ・進路変更 10 人
- ・体調不良 2 人
- ・経済面 1 人
- ・育児など 1 人

<点検・評価>

指定校推薦による入学生から多くの退学者を出しており、高校からの推薦を受けて入学したことを考えると残念な結果であると言える。これは、比較的早い段階で進路決める必要があることから、志望動機がはっきりしないまま受験していることが影響しているのではないと思われる。

<将来の改善・改革に向けた方策>

最近では、学力や対人関係の形成が十分でない学生も見受けられる。そのため、休学者が増加傾向となり、退学者が毎年ある程度の割合で出ていることにつながっていると考えられる。

今後は、学生の資質がどのように変化していくのか見極めていくことが必要である。そして、入学後の 1 年次にどのように学生を支援していくかが課題となっている。

また、本校は職業教育を行なっている学校であることから、進路については、本校の学生は入学時に職業選択をした学生であると言えるが、それでも「進路に悩みを抱えた学生もいる」という現

状がある。

1. の1) 入学者の選抜の考え方でも述べたが、看護師になりたいという明確な意思を持った学生の確保が重要である。また、入学後は学生の進路指導について、面談やスクールカウンセリングを活用して個々の学生の状況把握に努め、状況にあった適切な対応が取れるよう配慮していく。

4. 入学希望者開拓への取組み

<現状の説明>

学生募集の方法としては、入学試験の区分ごとに募集概要を記載した「入学案内」を作成し、郵送により希望者に配布するとともに、「AO入学試験」及び「一般入学試験」については、県内の全高等学校、看護系予備校に配布している。

また、神奈川県広報紙「県のとより」や神奈川新聞の「県民の窓」への記事の掲載、県のホームページ「お知らせ掲示板」、本校のホームページ等により広く周知を図るとともに、県内高校の進学担当教員や本校への進学希望者を対象とした「入試説明会」や、「学校見学会」、「オープンキャンパス」を開催し、入学試験や学校生活についての説明を行なっている。

さらに、高校新卒者の確保のため、校長及び次長により指定校推薦の指定校を中心に過去に入学の実績のあった学校や近隣の高校への「学校訪問」を行なっている。

平成31年度（令和元年度）は、有能な人材確保のため広報活動に力を入れた。学生の主な情報入手手段がインターネットを通じたものとなる中、本校ホームページでも学校行事等をタイムリーにアップするなど改善に努めた。このほか、看護系予備校が開催する「学校説明会」への参加など、入学希望者確保のための積極的なアピールを行なっている。

<点検・評価>

学生の情報入手手段の変化に合わせ、学生募集にあたっては「ホームページ」などインターネットによる広報を充実させるなど、改善を図っている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

最近は少子高齢化の影響により高校卒業者が減り、また、看護教育を専門学校だけでなく大学においても実施する学校が増えていることから、入学希望者の確保が以前にも増して重要になっている。そのため、「学校案内」等を積極的に活用しながら、引き続き積極的にアピールしていく必要がある。

オープンキャンパスや学校見学会については、本校のホームページを見て応募する人が多いので、ホームページを充実させることが引き続き重要である。

県内高校の進学担当教員や進学希望者を対象とした「入試説明会」や高等学校への「学校訪問」等がある程度の成果をあげ、実際の応募に結びついている。今後も特に高等学校への「学校訪問」については積極的に行い、高等学校との関係をより密なものとしていくとともに、学校説明会等への参加を積極的に呼びかけていく必要がある。

VII 卒業・就職・進学

VII 卒業・就職・進学

1. 進路選択の状況と教育理念・教育目的の整合性

<現状の説明>

進路・就職支援については、1年次から就職ガイダンスを実施し、就職活動のイメージができ、自律して計画的に取り組めるようにしている。就職に関する情報提供は、学生が自由に閲覧できるように就職コーナーを設けている。今年度は、進路係を設け、タイムリーに相談に応じ、希望の学生には模擬面接練習を行い、就職活動が円滑に進むように支援している。

<点検・評価>

今年度は卒業生がでないため、今後進路状況に応じて点検・評価を行っていく。

<将来の改善・改革に向けた方策>

本校は、地域に貢献できる人材育成を行い、神奈川県内に有能な看護師を送り出す役割があることから、今後も就職対策、国家試験対策について計画的に取り組み、個々の学生状況にあった支援ができるようにしていく必要がある。

2. 卒業時の看護実践能力および卒業後の活動状況の評価

<現状の説明>

卒業時の看護実践能力の把握としては、卒業時の看護技術到達度を看護技術経験録により把握する予定でいる。

<点検・評価>

令和2年度に初めて卒業生を輩出する予定であり、今後評価していく。

<将来の改善・改革に向けた方策>

令和2年度の評価を踏まえ、検討していく。

VIII 地域社会・国際交流

VIII 地域社会・国際交流

1. 地域社会と交流するための体制

1) 地域社会への貢献とニーズの把握

<現状の説明>

地域社会への貢献としては、科目：地域密着健康教育による地域の各施設において施設の活動に参画しながら、施設利用者への健康教育等のイベントを企画・実施している。さらに平塚市富士見公民館主催による家庭教育学級の実施に参画し地域住民を対象とした健康教育講座を専任教員・学生ボランティアにより実施している。また看護師等養成所進学者への進路説明、学生主体によるボランティア活動を行っている。学生主体によるボランティア活動については、科目：地域密着健康教育での学びから学生が主体的にボランティアサークルを立ち上げ、地域にある福祉施設等での買い物ボランティア等を主体的に実施している。加えて、地域の保健医療福祉従事者への教室・設備等の貸出も行っている。本館スキルラボ等を地域包括支援センターおよび訪問看護ステーションがイベントの実施や職員研修のため活用している。さらに県災害対策課主催のMMA T-L研修の会場としても会場提供を行っている。

<点検・評価>

科目：地域密着健康教育の実施や地域の保健医療福祉従事者への教室・設備等の貸出を通し、地域における本校への期待・ニーズを知る機会となっている。本校の教室・設備の利用に対するニーズ、学生ボランティアへの期待は高く、今後さらに開かれた学校として地域社会への貢献を検討していく必要がある。

<今後の展望・将来の改善・方策>

本校の教室・設備の利用に対するニーズ、学生ボランティアへの期待は高いことから、今後も本校の紹介を積極的に行い、地域の皆様に活用いただく機会を創っていく。

2) 地域社会における資源の活用

<現状の説明>

令和元年度臨地実習施設として、病院 12 か所、産科診療所 4 か所、助産所 11 か所、訪問看護ステーション 25 か所、老人福祉センター4 か所、グループホーム等 13 か所、地域包括支援センター13 か所、就労継続 B 型事業所等 8 か所、保育園・学童保育等 11 か所、合計 101 か所の施設を活用している。全ての施設の協力により、地域で生活する人を理解し、地域包括ケアシステムの理解を深める機会となっている。

その他、発達看護論Ⅴでは授業の一環としてグループホームの見学、地域密着健康教育では様々な福祉施設等において学生が施設利用者への健康教育等のイベントへの参画する機会を得ている。

<点検・評価>

上記施設の協力により地域包括ケアシステムの各施設を網羅した実習を可能としており、本校が掲げる“新卒から地域で働ける看護師”に必要な力を培う環境を整えることができている。

<今後の展望・将来の改善・方策>

今後さらに地域施設との交流を図り、福祉のまち平塚の強みを活かし互いに発展できる関係を継続し学生の学習環境の充実につなげていく。

2. 国際交流のための体制

1) 学生・教員の国際的視野を広げるためのシステム

<現状の説明>

4年次科目として災害看護・国際看護を設置し令和2年度より実施予定である。授業のねらいは、グローバルな視点を持ち、保健医療分野での世界的問題と異文化理解にもとづく看護を理解し、国際協力の必要性や国際社会における看護の役割と展望について考えるとした。

世界の共通言語である英語力は今後ますます必要と考え、1年次・2年次にわたり英語Ⅰ・Ⅱとして学習し、書く英語より話す英会話を大切に授業を実施している。

さらに学生の主体的な動きとして、英語の授業を通し学生の英語サークルが立ち上がり、世界の共通言語である英語によるコミュニケーション能力を高める活動が行われている。

<点検・評価>

人を見るという本校の理念を基盤として、異文化への理解を深め多様な価値観を認め対象理解につながる科目が構成されている。次年度から実施の災害看護・国際看護の学習状況を評価していく必要がある。

<今後の展望・将来の改善・方策>

社会的な動向から、今後さらに看護師に国際的な視点と活躍が求められている。本校の教育目標と社会的ニーズを捉えながら今後さらに教授方略・内容を検討していく必要がある。

学校評価報告書 第1号

発行日 令和2年3月

編集 神奈川県立平塚看護大学校
令和元年度学校評価委員

発行所 神奈川県立平塚看護大学校
平塚市諏訪町 20-12
電話 0463-32-3533

印刷所